

平成26年第2回

香美市議会定例会会議録

平成26年2月26日 開 会
平成26年3月14日 閉 会

香 美 市 議 会

平成 2 6 年 第 2 回

香美市議会定例会会議録（第 1 号）

平成 2 6 年 2 月 2 6 日 水曜日

平成26年第2回香美市議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成26年2月26日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 2月26日水曜日（会期第1日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

2番	矢野公昭	13番	大岸真弓
3番	山崎真幹	14番	片岡守春
4番	利根健二	15番	竹平豊久
5番	濱田百合子	16番	島岡信彦
6番	山崎晃子	17番	石川彰宏
7番	爲近初男	18番	竹内俊夫
8番	千頭洋一	19番	前田泰祐
9番	織田秀幸	20番	山本芳男
10番	小松紀夫	21番	比与森光俊
11番	依光美代子	22番	西村芳成
12番	山崎龍太郎		

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇慎夫	福祉事務所長	岡本明弘
副市長	明石猛	産業振興課長	佐々木寿幸
総務課長	山崎綾子	林業事務所長	久保和昭
政策企画財政課長	山中俊明	建設課長	宮地和彦
会計管理者兼会計課長	高橋由美	上下水道課長	岡本博章
管財課長	柳本隆司	《香北支所》	
まちづくり推進課長	今田博明	支所長	二宮明男
市民保険課長	山崎泰広	地域振興課長	舟谷益夫
健康介護支援課長	丸内一秀	《物部支所》	
税務課長	野島恵一	支所長	小松清貴
収納課長	前田哲雄	地域振興課長	和田隆
ふれあい交流センター所長	高橋千恵		

【教育委員会部局】

教育長	時久恵子	生涯学習振興課長	田島基宏
教育次長兼教育振興課長	後藤博明	学校給食センター所長	竹内敬

【消防部局】

消 防 長 寺 田 潔

【その他の部局】

監査委員事務局長 横 谷 勝 正 農業委員会事務局長 西 村 博 之

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小 松 美 公 議会事務局書記 中 村 友 紀

議会事務局書記 野 口 恵 子

市長提出議案の題目

- 議案第 4号 平成26年度香美市一般会計予算
- 議案第 5号 平成26年度香美市簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 6号 平成26年度香美市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 7号 平成26年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 8号 平成26年度香美市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 9号 平成26年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
- 議案第 10号 平成26年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算
- 議案第 11号 平成26年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算
- 議案第 12号 平成26年度香美市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 13号 平成26年度香美市水道事業会計予算
- 議案第 14号 平成26年度香美市工業用水道事業会計予算
- 議案第 15号 平成25年度香美市一般会計補正予算（第6号）
- 議案第 16号 平成25年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第 17号 平成25年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 18号 平成25年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算
（第1号）
- 議案第 19号 平成25年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算
（第3号）
- 議案第 20号 平成25年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算
（第3号）
- 議案第 21号 平成25年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 22号 香美市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 23号 香美市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 24号 香美市立保健センター土佐山田の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 25号 香美市立診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 26号 香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 27号 香美市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 28号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第 29号 香美市選挙公報の発行に関する条例の制定について
- 議案第 30号 香美市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について
- 議案第 31号 香美市立カントリーコアの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 32号 市有財産の無償貸付けについて
- 議案第 33号 市道の路線の変更について
- 議案第 34号 香美市香長児童クラブの指定管理者の指定について
- 議案第 35号 香美市くじら児童クラブの指定管理者の指定について
- 議案第 36号 香美市めだか児童クラブの指定管理者の指定について
- 議案第 37号 香美市たけのこ児童クラブの指定管理者の指定について
- 議案第 38号 香美市うぐいす児童クラブの指定管理者の指定について
- 議案第 39号 香美市かたじ児童クラブの指定管理者の指定について
- 議案第 40号 香美市大宮小学校児童クラブの指定管理者の指定について
- 議案第 41号 香美市もんべえクラブの指定管理者の指定について
- 議案第 42号 香美市立高齢者生活福祉センターこづみの指定管理者の指定について
- 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議案第 43号 香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定について
- 議案第 44号 奥物部ふれあいプラザの指定管理者の指定について

議員提出議案の題目

なし

議事日程

平成26年第2回香美市議会定例会議事日程

(会期第1日目 日程第1号)

平成26年2月26日(水) 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
1. 議長の報告
 2. 行財政改革推進特別委員会委員長の報告
 3. 定住人口増加促進特別委員会委員長の報告
 4. 市長の報告

(1) 行政の報告及び提案理由の説明

日程第4	議案第	4号	平成26年度香美市一般会計予算
日程第5	議案第	5号	平成26年度香美市簡易水道事業特別会計予算
日程第6	議案第	6号	平成26年度香美市公共下水道事業特別会計予算
日程第7	議案第	7号	平成26年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計 予算
日程第8	議案第	8号	平成26年度香美市農業集落排水事業特別会計予算
日程第9	議案第	9号	平成26年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予 算
日程第10	議案第	10号	平成26年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予 算
日程第11	議案第	11号	平成26年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業 勘定）予算
日程第12	議案第	12号	平成26年度香美市後期高齢者医療特別会計予算
日程第13	議案第	13号	平成26年度香美市水道事業会計予算
日程第14	議案第	14号	平成26年度香美市工業用水道事業会計予算
日程第15	議案第	15号	平成25年度香美市一般会計補正予算（第6号）
日程第16	議案第	16号	平成25年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第3 号）
日程第17	議案第	17号	平成25年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2号）
日程第18	議案第	18号	平成25年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計 補正予算（第1号）
日程第19	議案第	19号	平成25年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補 正予算（第3号）
日程第20	議案第	20号	平成25年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補 正予算（第3号）
日程第21	議案第	21号	平成25年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2号）
日程第22	議案第	22号	香美市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正す る条例の制定について
日程第23	議案第	23号	香美市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定 について
日程第24	議案第	24号	香美市立保健センター土佐山田の設置及び管理に関する条 例の一部を改正する条例の制定について
日程第25	議案第	25号	香美市立診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正

			する条例の制定について
日程第26	議案第	26号	香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
日程第27	議案第	27号	香美市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第28	議案第	28号	消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第29	議案第	29号	香美市選挙公報の発行に関する条例の制定について
日程第30	議案第	30号	香美市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について
日程第31	議案第	31号	香美市立カントリーコアの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
日程第32	議案第	32号	市有財産の無償貸付けについて
日程第33	議案第	33号	市道の路線の変更について
日程第34	議案第	34号	香美市香長児童クラブの指定管理者の指定について
日程第35	議案第	35号	香美市くじら児童クラブの指定管理者の指定について
日程第36	議案第	36号	香美市めだか児童クラブの指定管理者の指定について
日程第37	議案第	37号	香美市たけのこ児童クラブの指定管理者の指定について
日程第38	議案第	38号	香美市うぐいす児童クラブの指定管理者の指定について
日程第39	議案第	39号	香美市かたじ児童クラブの指定管理者の指定について
日程第40	議案第	40号	香美市大宮小学校児童クラブの指定管理者の指定について
日程第41	議案第	41号	香美市もんべえクラブの指定管理者の指定について
日程第42	議案第	42号	香美市立高齢者生活福祉センターこづみの指定管理者の指定について
日程第43	諮問第	1号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第44	諮問第	2号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第45	議案第	43号	香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定について
日程第46	議案第	44号	奥物部ふれあいプラザの指定管理者の指定について

会議録署名議員

20番、山本芳男君、2番、矢野公昭君（会期第1日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時00分 開会 開議)

○議長（西村芳成君） おはようございます。ただいまの出席議員は21人です。定足数に達していますので、これから平成26年第2回香美市議会定例会を開会いたします。

これより日程に入りますが、その前に平成26年第2回香美市議会定例会開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

梅の花も咲き始めましたが、早春とはいえ今年はまだまだ寒く、数日前までは大変強い風の日が続いておりました。

議員各位、執行部には年度末を控えて公務ご多忙な中を本議会定例会にご出席いただきましてまことにありがとうございます。香美市もこの3月で合併をして8年になりますが、人口減少に歯どめがかからない状況が続いております。議会といたしましても、昨年、定住人口増加促進特別委員会を設置いたしまして調査研究等も行っていましたし、県のほうに対しましても意見書等の行動も行ってきましたが、なかなかこの問題は取り組みによって具体的な成果が出るには継続的な調査研究、行動等が必要であります。

現状の香美市は少子高齢化が進んでおり、出生より亡くなられる方が多いため人口は自然減となっていますが、東日本大震災以降で特にここ1年ぐらいでは、市外の高知市や南国市からの転入者が増加をいたしております。香美市に転入してきた方々に理由をお聞きしますと、どなたも南海トラフ地震のことを考えて、この香美市が安全であるということでここに居住することを決めましたということであられました。そういったことで、新たな転入人口が増加していることは事実だと思います。

さて、本日の議会定例会に市長から提出されています議案等につきましては、平成26年度香美市一般会計予算を含む43件であります。また、追加案件があるとお伺いいたしております。議員提出につきましては、発議3件、意見書案1件が予定されております。市長提出につきましては、後ほど市長より提案理由の説明がありますので、議員各位におかれましては慎重な審査と審議の上、それぞれの議案等に対し適切な議決を賜りますようお願いをいたします。

また、議員各位には議員として議会の品位を重んじ、円滑な議事運営に各段のご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、開会に当たり私のご挨拶といたします。

議事日程はお手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期定例会を通じて20番、山本芳男君、2番、矢野公昭君の両君を指名いたします。両君にはよろしくお願いいたします。

日程第2、会期の決定を議題とします。

本件については、2月21日の議会運営委員会で協議をいただいておりますので、委員長から報告を求めます。議会運営委員会委員長、小松紀夫君。

○議会運営委員会委員長（小松紀夫君） おはようございます。10番、小松です。

本日招集されました平成26年第2回香美市議会定例会の運営につきまして、去る2月21日に議会運営委員会を開催しましたので、協議の結果をご報告いたします。

まず、会期につきましては、お手元にお配りしました会期及び会議（審査）の予定表のとおり進めることに決定し、本日から3月14日までの17日間といたしました。なお、会議が順調に運んだ場合の繰り上げての閉会と会期の延長を必要とする場合につきましては議長に一任することといたしました。

会期中の会議ですが、本日は今期定例会に付議された提出議案の提案理由の説明までといたします。ただし、諮問第1号及び第2号の人事案件は、本日委員会付託を省略し、本会議で採決まで行うことに決定しました。

会期2日目の2月27日から会期6日目の3月3日までは、休日及び議案精査のため休会といたしました。

会期7日目の4日から会期9日目の6日までの3日間は、一般質問を予定しております。

会期10日目の7日は、議案質疑の後、各議案等は各常任委員会へ付託となります。引き続き議案第4号及び第15号について連合審査会を行います。連合審査会終了後、総務常任委員会において議案審査となります。

会期11日目の8日、会期12日目の9日は、休日及び議案精査のため休会といたしました。

会期13日目の10日は、教育厚生常任委員会において議案審査となります。

また、会期14日目の11日は、産業建設常任委員会において議案審査となります。

会期15日目の12日、会期16日目の13日は、議案審査整理のため休会といたしました。

会期17日目の最終日14日は、各常任委員会の付託議案の審査報告及び採決並びに追加案件がございますので、委員会の付託を省略して本会議で採決まで行います。なお、14日は中学校の卒業式のため、開会は午後1時30分からといたします。

また、追加案件として、議員提案の発議、意見書案のほかに執行部からも議案が1件予定をされております。

次に、一般質問の通告は、会期2日目の27日木曜日午前10時までといたしました。一般質問の通告内容でございますが、質問の要旨が十分にわかるよう具体的に記入の上、提出をお願いいたします。

次に、請願・陳情、発議、意見書案等の議案について協議を行いました。発議第1号から第3号までは議会運営委員会で審議をしてきた案件で、最終日に追加案件として提案することになりました。意見書案第1号につきましては、書式が整っておりますので

会派代表者会議において意見書に対する調整を行い、最終日に追加案件として提案することになりました。

その他の協議結果につきましてはお手元にお配りをいたしました協議結果報告書のとおりでございますので、議員各位の格段のご協力をお願い申し上げます。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（西村芳成君） 議会運営委員会委員長の報告を終わります。

お諮りします。今期定例会の会期は、委員長報告のとおり本日から3月14日までの17日間をしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日から3月14日までの17日間と決定しました。

なお、会期中の会議の予定につきましてはお手元にお配りしております予定表のとおりであります。

【会期及び会議（審査）の予定表 巻末に掲載】

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議長の報告を行います。

移住促進を図るため、線引きの一部見直し並びに市街化調整区域内の規制緩和を求める意見書を高知県知事に提出していましたが、その意見書に対する回答がありましたので、その写しをお手元にお配りしてあります。

次に、市長から公的資金補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画の執行状況の報告について提出がありました。

また、香美市私債権の管理に関する条例第13条の規定による香美市の私債権放棄の報告について報告がありました。

その他の報告事項につきましては、お配りしました議長報告書のとおりであります。

これから、行財政改革推進特別委員会の協議の推移、進捗状況等について委員長から報告を求めます。行財政改革推進特別委員会委員長、山崎龍太郎君。

○行財政改革推進特別委員会委員長（山崎龍太郎君） おはようございます。12番、山崎龍太郎です。

12月議会以降、1月21日に行財政改革推進特別委員会を開催いたしました。協議事項は1点目、香美市観光協会の現状について、2点目、住宅新築資金等貸付金の困難案件について、3点目、市営住宅使用料等の困難案件について、4点目、市有財産の管理・活用状況等についてであります。審査の経過及び結果について順次報告いたします。

1点目、香美市観光協会の現状については、前回審査に引き続き観光協会の役職員に説明員として参加いただきました。

べふ峡温泉の取り組みでは、利用料金改定、事務改善点、メニュー改善点、レストランアンケート、施設利用状況、また、部門別及び協会全体の収支状況について報告を受

けました。あわせて経営状況の改善から理事等の報酬、費用弁償の検討について報告を受け審査を行いました。

質疑では、べふ峡温泉のインターネットPRはネット環境が悪い。また、最小限の人数で回しており、日常業務に追われ企画等のデスクワークができていない。宴会減少は忘年会の営業ができなかった。料理の評価は上がっている。部屋から風呂までが遠く寒いとの課題があり。理事の報酬は、平成25年度は行わないが引き続き理事会で検討とのこと。議員の役員への兼職は、議会活動等で培った部分を生かしていただきたいので理事等に残ってもらいたい意向でありました。

2点目、住宅新築資金等貸付金の困難案件については、過去15年間の住新の歩み、取り組みを決算及び徴収実績一覧表により詳細に説明を受けました。その点を踏まえ困難案件を統計的分析も行い、今後の取り扱い、方向性を委員会として取りまとめることといたしました。

3点目、市営住宅使用料等の困難案件については、概略説明では9名中1名が現在入居中、市内転居4名、市外転居4名とのこと。改善案件では全員の滞納処理とあわせて納付開始に至った報告がございました。本件も状況審査にて方向性を取りまとめることといたしました。

4点目、市有財産の管理・活用状況等については、普通財産のうち市街化区域内の土地、建物について進捗状況を説明の後、質疑では、さくら保育園跡地については、地元自治会は集会所建設を断念、建築後の維持管理等の不安が理由とのこと。売却については、現在最終の隣接境界線証明書への署名、捺印を交渉中とのこと。専売公社社宅跡地の旧前山市営住宅は、平成26年度売却に向けて事務を進めているが、境界の確定は隣接南側は完了、西側は今後交渉を行う。進入路は現状3メートルで拡幅の必要があり。旧竹串組合工場、倉庫は、倉庫としての利用意思があり。時価に比して著しく有利な価格で契約の締結の見込みがあるとし、土地価格による随意契約で売却を完了した。

以上で行財政改革推進特別委員会の報告を終わります。

○議長（西村芳成君） 行財政改革推進特別委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続きまして、定住人口増加促進特別委員会の協議の推移、進捗状況等について報告を求めます。定住人口増加促進特別委員会委員長、比与森光俊君。

○定住人口増加促進特別委員会委員長（比与森光俊君） おはようございます。定住人口増加促進特別委員会よりご報告いたします。

1月23日に開催しました委員会のご報告を行います。昨年8月27日付で門脇市長に提出しました提言書に対する執行部の対応について、それぞれ担当課より取り組み状況の報告を受けました。

まちづくり推進課からは、空き家調査、空き家バンクに係る職員の増員等により、一

層の事業促進を求めることについて報告を受けました。

平成26年4月1日より、まちづくり推進課から防災部門を独立させて新たな定住班を設けることになっている。このことにより本市の定住対策の推進は強化されると認識している。人員配置については、何名の配置になるのかまでは把握できていない。臨時職員については、一昨年より雇用している空き家調査員1名の雇用を平成26年度にも予算要求しているとの説明を受けました。

その後の質疑では、提言を受けて担当課では、増員について総務課に進言しているのに対し、まちづくり推進班長は、市営バス事業や光ファイバー等の多様な業務に当たっているが、定住班が設置されることにより、定住に特化した業務ができることから効果は非常に高いのではないかとの答弁。

続きまして、教育振興課より子育てサービスの充実について、新改保育園、片地保育園の11時間保育、そして、待機児童ゼロへの取り組み状況の説明を受けました。

正規職員が不足していることから、臨時職員の賃金として平成26年度予算では1億9,143万円を予算要求している。4月1日採用職員も5名を予定している。

新改保育園の施設改善のため、改修工事として3,500万円を要求。そして、片地、新改両保育園のゼロ歳児保育のための備品に関して400万円を予算要求している。

説明の後、質疑に入りました。質疑では、説明の予算要求が通れば新改、片地保育園の11時間保育の体制を組めるといふものなのかとの質問に対し、臨時保育士の確保については、全園が基本的に対象となるので新改、片地保育園ということではないと答弁。新改、片地両保育園で、その地域の園児が何人ほど通っているのか、また地域外からは何人が通っているか。そして、新改、片地地区から何人ほどが他の保育園に通っているか、後でよいので数字を出してほしいとの意見のほか、これまでに子育てプランの中でも討議されてきたことなどを踏まえて11時間保育の取り組みについての議論がされました。

次に、提言書3点目のゼロ歳児から中学生までの医療費の全額補助と小児科医の確保、小児科医院設置に尽力することを求める提言に対する内容に入りました。

医療費全額補助につきましては、平成23年7月に就学前から小学生までの医療費無料化を拡充したばかりであることから、もう少しの間様子を見守る必要がある。実施した場合の試算では、1,500万円から1,600万円の単独費用が必要であるとともに、国保会計に関し、地方単独事業がふえれば国庫負担金などの減額調整が行われると影響が出てくることになり、新年度での予算要求は行っていないとの説明に対し、定住人口増加促進特別委員会では、定住人口増や市税確保のためには子育て支援が必要ではないかとのことから中学校卒業までの医療費無料化を要求したわけだが、担当課の判断からなぜ予算要求をしなかったのかとの問いに、提言を受け、市長、副市長に県内の状況や影響を報告し、担当課として検討した上で判断したと答弁。その後、定住人口の増加を目指して定住班を新設する政策判断もあることから、子育て支援の充実に関しても全て

の課にあって研究を深めてほしい。支出増の判断だけでなく定住人口は増加すれば税収増にもつながることなども考え、行政全体で定住人口増加に対する課題に取り組んでほしい。

小学生までの無料化も他市の後追いになっている。他市の様子を見て取り組むのではなく、他市に先駆けて実施することで香美市へのインパクトも強く、税収増にもつながるなどの要望、意見が出されました。

小児科医の確保と小児科医院設置への取り組みについて。小児科医の確保について、小児科医自体が全国的に減少傾向にある。高知大学附属病院でも小児科医が不足している。県としても助成制度も行い医師の確保に努めている。香美市においても、出生数の減少もあり小児科医確保は大変厳しい状況にある。方法としては、小児科だけでなく内科等を併設した両方を診ていただける医師の確保、または市内病院に週2回ほど来ていただくような併設が考えられます。乳幼児や小さな子どもさんを専門に急病のときにでも診ていただける医師確保に関しては、人数的に減少傾向にあることや採算面で問題もあると思うし今後検討していかなければならないと思うので、高知県の小児科医の会長さんに会う機会もあることから、状況も聞きながら検討していくとの説明を受けました。その後委員からの意見をまとめますと、以前から医師確保に対する取り組みは進んでいない。採算面もあるとは思いますが確保するための努力を見せてほしいというものでした。

提言書に対する説明と質疑の後、提言書の2項目めの子育てサービスの充実と3項目目のゼロ歳児から中学生までの医療費を全て制限をなくした上で全額補助することと小児科医の確保、小児科医院設置を求めることについては、再度市長に対し提言することとなりました。1月27日、山崎副委員長とともに門脇市長に対し緊急申し入れ書として提出を行いました。

次に、議会報告会における定住人口増加促進特別委員会に対する意見についての協議に入りました。

仕事がないので人口もふえない。市民の働ける施設や仕事をつくってほしい。高齢者がふえているが、何か少し収入になる内職はないかとの意見については、協議の結果、具体的に即効性のある対策はすぐにといった部分で困難な点もあり、今後福祉部門とソフト面での対策、対応ができないか注視していくとの程度にとどめました。

次に、定住人口増加促進特別委員会のメンバーが少ないのではないかと。人口増加に対して今後の課題は何か。空き家を探すだけではいけない。子育てサービスの充実になっているが、結婚の話を抜きにして子育てサービスに飛んでいることに矛盾を感じるとの意見については、当委員会につないでいただいたということにとどめ、議会報告会で出されました意見に対する協議を終えました。

その後、12月議会で尾崎県知事に提出しました意見書の今後の対応として、議会と執行部が意思疎通を図りながら進めていくということとしました。

以上で定住人口増加促進特別委員会の報告を終わります。

○議長（西村芳成君） 定住人口増加促進特別委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第4、議案第4号、平成26年度香美市一般会計予算から日程第44、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてまで、以上41件を一括議題といたします。

行政の報告及び議案第4号から諮問第2号までの提案理由の説明を求めます。市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） おはようございます。本日平成26年第2回香美市議会定例会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日平成26年第2回香美市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはご多用のところご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。また、日ごろは住民福祉の向上に対しまして各地域でのご活躍に心から敬意と感謝を申し上げます。

さて、寒さも和らぎ春の暖かさも少しは感じられる季節となってまいりました。平成25年度も残すところ1カ月余りとなり、本市が行っております各種事業につきまして、後に諸般の報告で申し上げますが関係各位のご協力によりまして完成または一定の成果を上げております。

また、3月23日には市長選挙が控えている状況の中、今議会定例会には平成26年度一般会計予算案を初めとする重要な議案を上程いたしております。何とぞご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、諸般の報告と施政方針並びに提案及び説明を申し上げます。お手元に説明書等お配りをさせていただいておりますのでご参照いただきたいと思います。

まず、各課関連の行政報告から申し上げます。

総務課からは職員採用資格試験につきまして、2月2日に職員採用資格試験の2次募集の1次試験を実施し、2次試験を2月23日に実施いたしました。

体育文化奨励賞につきまして、1月12日に第2回香美市体育文化奨励賞表彰式典を行い、体育分野の世界大会や国体及び全国大会や四国大会において素晴らしい功績をおさめた2団体と3名を表彰させていただきました。

政策企画財政課からは定住促進対策検討委員会につきまして、本年度は2回の先進地視察と4回の検討委員会を開催し、3月中には定住を促進する施策案の取りまとめを行う予定であります。

住宅リフォーム助成事業につきましては、2月19日現在における事業の経過は下の表のとおりであります。ご参照いただきたいと思います。

まちづくり推進課からは永瀬ダムの耐震性についてであります。1月26日に高知県より永瀬ダムの耐震性照査結果の報告があり、予想される最大クラスの地震が起きてもダム本体部分には貯留された水が流出するような損傷は発生しないことが確認され、今後はゲートなどの照査が行われます。また、周辺住民への広報の方法などについても協

議が行われます。

福祉事務所からは臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金につきまして、臨時福祉給付金につきましては平成26年度納税相談の案内通知に合わせて臨時福祉給付金のチラシを同封し、制度の啓発を行いました。

今後は平成26年度個人住民税確定後の申請・給付に向けて準備を行うとともに、子育て世帯臨時特例給付金につきましても同時期に給付できるよう準備を行います。

産業振興課からは農地施設災害復旧事業につきまして、物部町久保堂ノ岡において繰越事業で施工中の道路災害復旧工事は順調に進捗しており、3月末に完成予定です。完成後は同被災箇所において県の河川災害復旧工事が施工される予定です。

有害鳥獣対策につきまして、平成25年4月から本年2月14日までの有害鳥獣捕獲数は下の表のとおりであります。現在も狩猟期間でありますことから例年並の捕獲が進んでいます。

香美市観光協会の収支状況につきましては、平成25年12月末時点における香美市観光協会の全体収支は約885万円の黒字となっております。1月、2月は例年同様に収益が減少傾向であります。本年度末には当初計画を上回る収益が確保できる見込みであります。

建設課から土木工事進捗状況につきまして、社会資本整備総合交付金事業などやがけくずれ住家防災対策事業による工事は、下表のとおり全て年度内完成予定です。災害復旧事業については、補助災害6件が工期不足により繰越施工となります。下の表をごらんいただきたいと思っております。

都市計画につきましては、都市計画道路新町西町線は実施設計を進めていますが、JR四国との協議に不測の期間を要したため繰り越し予定であります。

物部支所地域振興課から物部支所庁舎建設につきまして、平成25年12月18日に物部支所庁舎設計委託業務契約を締結し、2月14日に委託業者から基本設計原案が提示されました。今後、原案をもとに地域住民の意見も参考にしながら検討を重ね、5月末には基本設計を完了する予定です。

奥物部美術館につきまして、2月25日から3月23日まで奥物部美術館において本年度3回目の企画展「井上聡子展ー絵の中のおはなしー」が開催されています。

上下水道課から簡易水道事業につきまして、繁藤簡易水道配水管布設工事は3月末の完成予定です。ほきやま簡易水道区域拡張工事は、工事用道路の幅員が狭いことから資材搬入などに不測の日数を要したため繰越事業としました。また、美良布簡易水道の旧施設等撤去工事は、工事により周辺立木などへ損傷を与える山林所有者への説明と承諾などに不測の日数を要したため繰越事業としました。

公共下水道事業につきまして、北部分区及び中部分区污水管渠築造工事は3月末に完成予定です。

横堀川雨水幹線整備に伴う公共下水道管渠実施設計委託は、JR四国との協議や許認

可などに不測の日数を要したため繰越事業としました。

また、開発行為に伴う下水道管渠築造工事は、民間の開発企業と工程調整に不測の日数を要したため繰越事業としました。

特定環境保全公共下水道事業につきまして、完成した美良布クリーンセンター水処理施設は予定どおり4月1日から本稼働となります。

消防課から平成25年中の火災件数、救急件数、救助出動件数などについて、平成25年中は火災件数10件、損害額2,221万1,000円、救急出動件数1,518件、救助出動件数17件となりました。平成24年と比較すると、火災件数及び救急出動件数は同数、損害額は583万6,000円の減、救助出動件数は5件の増となっています。

消防団の活動につきまして、平成25年12月26日から30日まで全分団による年末警戒を実施し、各分団はそれぞれの管轄区域を巡回して火災予防を呼びかけました。

消防出初め式につきまして、1月12日に大栃柳沢グラウンドにおいて消防団員ら約290名が参加し、平成26年香美市消防出初め式を開催しました。式においては消防団員の表彰に続き服装及び機械器具点検、分列行進などを行いました。

続きまして、施政方針につきまして述べさせていただきます。

まず、現在の日本経済につきまして、政府は大胆な金融政策など、いわゆる「三本の矢」による一体的な政策効果から家計や企業の景気に対する思考が改善し、内需を中心とした消費などによる景気回復の動きが広がっていると判断しております。また、消費拡大に伴い企業収益の増加から設備投資が持ち直しつつあり、雇用や所得環境が改善していくことで景気回復の動きが今後確かなものになると予測いたしております。

昨年12月に閣議了解された「平成26年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」によると、平成26年度の経済見通しは消費税率引き上げ前の駆け込み需要の反動減や金融資本市場の動向、アジア新興国の経済動向、電力供給の制約などに留意が必要であるが、「好循環実現のための経済対策」や「日本再興戦略」などの施策を強力に推進することで前年度に続き堅調な内需に支えられた景気回復が見込まれ、好循環が徐々に実現し、国内総生産の実質成長率は1.4%程度と予測しております。

このように政府は景気回復対策を前面に打ち出しておりますが、地方においてはまだまだ景気回復の実感に乏しく、さらには消費税増税やTPP交渉の先行きなど多くの不安要素を抱えていることから現状を冷静に判断し、地方の実情に即した景気予測を行っていかねばなりません。

こうした中、平成26年度の地方財政は前年度に引き続き通常収支分と東日本大震災分を区分して整理することとし、通常収支分については地方が地域経済の活性化に取り組みつつ安定的に財政運営を行うことができるよう、地方の一般財源総額を社会保障の充実分などを含め、平成25年度の水準を相当程度上回る額を確保するをいたしております。

また、財政計画におきましても地方交付税で地域経済基盤強化・雇用等対策費につきましても減少していますが、地域経済活性化に取り組むための財源として新たに「地域の元気創造事業費」の費目を設けて措置することとし、地方財政の運営に支障が生じることのないよう一般財源を確保するといたしています。

本市においては4月から新体制により新たな政策をもって行政運営が行われますが、こうした国の経済動向や地方財政措置のもと、平成26年度予算も限られた財源の中で国や県の補助事業を有効に活用しながら、本市の将来像である「進化する自然共生文化都市」の実現を目指して取り組むべきと考えます。今後も市民の安心安全な生活を最優先とすることに変わりはなく、現在も行っております消防庁舎建設計画や防災対策はとりわけ重要な施策と考えています。

また、市民の消費生活に係る不安を解消するため専任の相談員を配置しておりますが、景気回復による消費拡大が見込まれる中で複雑化、高度化する消費者問題に対応していくため、現在の消費生活相談体制を継続するとともに、後を絶たない振り込め詐欺や巧妙化する詐欺行為につきましても警察署と連携し迅速に情報周知を行うなど、地域住民の安心安全確保に努めていきます。

以上のことから、平成26年度予算につきましては、4月から新市長による市政運営が行われるため通常予算ではなく骨格予算で編成し、福祉や教育など住民生活に深くかかわる事業や道路整備などの投資的経費では継続事業などを計上いたしております。

平成26年度一般会計予算規模でございますが、平成26年度の歳入、歳出予算総額は164億600万円で、前年度158億1,500万円と比べて5億9,100万円、3.7%の増となっております。

歳入では、住民税で若干の減収を見込み、法人税では景気の回復などによる増収、固定資産税では新築、増築家屋の増加により増収を見込み、市税が24億4,357万3,000円で、地方譲与税や各種交付金では利子割交付金が前年度比41%減と大きく減少、配当割交付金が104.5%の増、地方特例交付金が前年度比62.5%減となっております。

また、地方交付税は普通交付税で地域の元気創造事業費の創設による別枠の算定額や前年度の交付額を考慮し67億円となっております。

繰入金につきましては、今年度は歳入不足を補うための財政調整基金繰入金2億3,659万6,000円を計上し、施設等整備基金の繰り入れや庁舎建設基金繰り入れなど基金繰入金の総額が3億4,523万3,000円となっております。

市債につきましては、交付税の振替財源としての臨時財政対策債が5億5,473万4,000円となっており、支所建設事業や消防防災施設整備事業、合併振興基金積立による合併特例債17億5,650万円、林道整備事業や超高速情報網通信整備事業などに伴う過疎対策事業債1億5,090万円、過疎対策事業債のソフト分ですが1億6,100万円などによりまして、総額で27億1,863万4,000円となっております。

す。

歳出を性質別に大別しますと、義務的経費が76億5,503万9,000円、投資的経費が26億5,524万1,000円、その他の経費が60億9,572万円となっています。また、総予算に占める割合は義務的経費が46.7%、投資的経費が16.2%、その他の経費が37.1%となっております。

以上、平成26年度一般会計予算案の説明を終わります。

続きまして、今期定例会に上程します議案につきまして、提案及び説明を申し上げます。

議案第4号は、平成26年度香美市一般会計予算です。

議案第5号は、平成26年度香美市簡易水道事業特別会計予算です。

議案第6号は、平成26年度香美市公共下水道事業特別会計予算です。

議案第7号は、平成26年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算です。

議案第8号は、平成26年度香美市農業集落排水事業特別会計予算です。

議案第9号は、平成26年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算です。

議案第10号は、平成26年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算です。

議案第11号は、平成26年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算です。

議案第12号は、平成26年度香美市後期高齢者医療特別会計予算です。

議案第13号は、平成26年度香美市水道事業会計予算です。

議案第14号は、平成26年度香美市工業用水道事業会計予算です。

議案第15号は、平成25年度香美市一般会計補正予算（第6号）です。

議案第16号は、平成25年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）です。

議案第17号は、平成25年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）です。

議案第18号は、平成25年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）です。

議案第19号は、平成25年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）です。

議案第20号は、平成25年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）です。

議案第21号は、平成25年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）です。

議案第22号は、香美市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定です。

議案第23号は、香美市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第24号は、香美市立保健センター土佐山田の設置及び管理に関する条例の一部

を改正する条例の制定です。

議案第 25 号は、香美市立診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第 26 号は、香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第 27 号は、香美市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第 28 号は、消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定です。

議案第 29 号は、香美市選挙公報の発行に関する条例の制定です。

議案第 30 号は、香美市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定です。

議案第 31 号は、香美市立カントリーコアの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定です。

議案第 32 号は、市有財産の無償貸付けです。

議案第 33 号は、市道の路線の変更です。

議案第 34 号は、香美市香長児童クラブの指定管理者の指定です。

議案第 35 号は、香美市くじら児童クラブの指定管理者の指定です。

議案第 36 号は、香美市めだか児童クラブの指定管理者の指定です。

議案第 37 号は、香美市たけのこ児童クラブの指定管理者の指定です。

議案第 38 号は、香美市うぐいす児童クラブの指定管理者の指定です。

議案第 39 号は、香美市かたじ児童クラブの指定管理者の指定です。

議案第 40 号は、香美市大宮小学校児童クラブの指定管理者の指定です。

議案第 41 号は、香美市もんべえクラブの指定管理者の指定です。

議案第 42 号は、香美市立高齢者生活福祉センターこづみの指定管理者の指定です。

次に、諮問第 1 号及び第 2 号は、人権擁護委員候補者の推薦につき議会に意見を求めるものです。

以上、平成 26 年度香美市一般会計予算など議案 39 件、諮問 2 件の提案及び説明を終わりますが、議案の詳細につきましてはお手元の議案細部説明書をご参照ください。

○議長（西村芳成君）　これで市長の行政の報告及び提案理由の説明を終わります。

日程第 45、議案第 43 号、香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定についてを議題とします。

地方自治法第 117 条の規定により、私は除斥となりますので退場をいたします。

副議長と交代のため暫時休憩いたします。

（午前 9 時 49 分 休憩）

（22 番、西村芳成君 退場）

（午前 9 時 49 分 再開）

○副議長（比与森光俊君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第43号について、提案理由の説明を求めます。市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 議案第43号は、香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定です。議案の詳細につきましてはお手元の議案細部説明書をご参照ください。

○副議長（比与森光俊君） これで提案理由の説明を終わります。

西村芳成君の入場を許可します。

議長と交代のため暫時休憩といたします。

（午前 9時50分 休憩）

（22番、西村芳成君 入場）

（午前 9時50分 再開）

○議長（西村芳成君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第46、議案第44号、奥物部ふれあいプラザの指定管理者の指定についてを議題とします。

地方税自治法第117条の規定によって、比与森光俊君、爲近初男君の退場を求めます。

（7番、爲近初男君、21番、比与森光俊君 退場）

○議長（西村芳成君） 議案第44号について、提案理由の説明を求めます。市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 議案第44号は、奥物部ふれあいプラザの指定管理者の指定です。議案の詳細につきましてはお手元の議案細部説明書をご参照ください。

以上よろしく願いをいたします。

○議長（西村芳成君） これで提案理由の説明を終わります。

比与森光俊君、爲近初男君の入場を許可します。

（7番、爲近初男君、21番、比与森光俊君 入場）

○議長（西村芳成君） お諮りします。先ほど議会運営委員会委員長から報告がありました。諮問第1号及び第2号につきましては、人事案件でありますので本日他の案件と分離し、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定をいたしました。

これから、日程第43、諮問第1号及び日程第44、諮問第2号の人権擁護委員候補者の推薦についてを一括議題とします。

まず、本案について執行部から提案理由の補足説明を求めます。総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） 諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年

法律第139号)第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所 香美市香北町梅久保710番地

氏 名 黒 岩 徹

生年月日 昭和24年4月2日

平成26年2月26日提出、香美市長 門脇槇夫

提案理由は議案細部説明書のとおりです。

続きまして、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所 香美市香北町菫生野851番地1

氏 名 小 松 稔 夫

生年月日 昭和28年1月15日

平成26年2月26日提出、香美市長 門脇槇夫

提案理由は議案細部説明書のとおりです。

なお、諮問第1号、第2号ともにお手元に参考資料を配付しておりますので、ご参照ください。

以上よろしくお願いいたします。

○議長(西村芳成君) 説明が終わりました。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、香美市議会運営申し合わせ事項第6項第2号の規定により質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長(西村芳成君) 異議なしと認めます。よって、さよう決定をいたしました。

これから、諮問第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございます。全員起立であります。よって、諮問第1号は、原案のとおり適任とすることに決定いたしました。

次に、諮問第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございます。全員起立であります。よって、諮問第2号は、原案のとおり適任とすることに決定いたしました。

これで本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は3月4日火曜日の午前9時に開きます。

本日はこれで散会いたします。
(午前 9時55分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

副 議 長

署名議員

署名議員

平成 2 6 年 第 2 回

香美市議会定例会会議録（第 2 号）

平成 2 6 年 3 月 4 日 火曜日

平成26年第2回香美市議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 平成26年2月26日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 3月4日火曜日（会期第7日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

2番	矢野公昭	13番	大岸真弓
3番	山崎真幹	14番	片岡守春
4番	利根健二	15番	竹平豊久
5番	濱田百合子	16番	島岡信彦
6番	山崎晃子	17番	石川彰宏
7番	爲近初男	18番	竹内俊夫
8番	千頭洋一	19番	前田泰祐
9番	織田秀幸	20番	山本芳男
10番	小松紀夫	21番	比与森光俊
11番	依光美代子	22番	西村芳成
12番	山崎龍太郎		

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇慎夫	福祉事務所長	岡本明弘
副市長	明石猛	産業振興課長	佐々木寿幸
総務課長	山崎綾子	林業事務所長	久保和昭
政策企画財政課長	山中俊明	建設課長	宮地和彦
会計管理者兼会計課長	高橋由美	上下水道課長	岡本博章
管財課長	柳本隆司	《香北支所》	
まちづくり推進課長	今田博明	支所長	二宮明男
市民保険課長	山崎泰広	地域振興課長	舟谷益夫
健康介護支援課長	丸内一秀	《物部支所》	
税務課長	野島恵一	支所長	小松清貴
収納課長	前田哲雄	地域振興課長	和田隆
ふれあい交流センター所長	高橋千恵		

【教育委員会部局】

教育長	時久恵子	生涯学習振興課長	田島基宏
教育次長兼教育振興課長	後藤博明	学校給食センター所長	竹内敬

【消防部局】

消 防 長 寺 田 潔

【その他の部局】

監査委員事務局長 横 谷 勝 正 農業委員会事務局長 西 村 博 之

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小 松 美 公 議会事務局書記 山 本 絵 里

議会事務局書記 野 口 恵 子

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成26年第2回香美市議会定例会議事日程

(会期第7日目 日程第2号)

平成26年3月4日(火) 午前9時開議

日程第1 一般質問

- ① 11番 依 光 美代子
- ② 6番 山 崎 晃 子
- ③ 21番 比与森 光 俊
- ④ 12番 山 崎 龍太郎
- ⑤ 9番 織 田 秀 幸
- ⑥ 16番 島 岡 信 彦
- ⑦ 5番 濱 田 百合子
- ⑧ 7番 爲 近 初 男
- ⑨ 13番 大 岸 眞 弓

会議録署名議員

2番、矢野公昭君、20番、山本芳男君(会期第1日目に会期を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長（西村芳成君） おはようございます。ただいまの出席議員は21人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。通告に従いまして順次質問を許します。

11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） おはようございます。11番、市民クラブ、依光美代子でございます。総括方式で質問をいたします。久々のトップバッターとなりましたのでどうぞよろしくお願いたします。

けさも肌寒い朝を迎えたことでした。先週の日曜ぐらまでは春のようなぼかぼか陽気、そして、ここ10日ぐらいは真冬のような寒さというような気候変動が激しい状況になっております。東京のほうでも大雪が降る、こんな気候っていうのは何か地球上がおかしくなっている兆候ではないかとも言われております。昨年8月もとっても暑かったですよね。四万十市では国内最高の41度を観測しました。その後も暑さは10月になっても続き、各地で真夏日を記録しました。西日本では6月から8月までの平均気温は平年を1.2度も上回り、統計史上最高の暑さだったと言われ、全国的に気温上昇は平年を上回っております。このような現象は世界的にも広がり、昨年1月から9月までの世界の平均気温は1850年の観測開始以来7番目に高いと発表もありました。暑さだけでなく各地に局地的な集中豪雨の頻発や記録的な大雪などによる被害も出ております。これらの現象は国内だけではなく世界的に発生し、この極端な異常気象は今後もふえると国連の気候変動に関する政府間パネルが指摘をしております。この地球上にさまざまな異変をもたらしている温暖化の原因は、人間の活動にあるという関係性をこの報告書では明確にしております。まさに私たち一人一人が温暖化対策をどう意識して取り組むかが問われております。担当課として地球温暖化をどのように受けとめ対策を考えているか見解をお聞かせください。

この温暖化対策として、香美市では平成18年に香美市地球温暖化対策実行計画を策定し、平成19年から庁舎内委員会を立ち上げて重点取り組み項目を決め、取り組みを進めました。その結果、平成23年度までの5年間で770トンの温室効果ガスを削減できました。このことは2月の広報にも発表されておりました、皆さんにも住民のほうにも周知をされたと思います。

少しこの図をごらんください（資料を示しながら説明）。広報でもごらんになってわかると思いますが、当初2年間、これが基準年です。平成19年から取り組み始めました。1年、2年間はぐっと排出量は抑えることができました。しかしながら、この平成21年の取り組みから徐々に徐々にふえてきております。それでも最終年度の平成23年度は、達成目標というのが当初の基準年より3.7%削減量ですので、1,882トンで

す。それよりかは低い1,852トンということで目標は達成をされております。しかしながら、達成ができたからいいというのはなく、やはりこのふえてる要因、これを押さえることが今後の第2次計画にとっても重要となるのではないかと考えます。この平成21年度から排出量がふえてきた要因をどのように捉えておられますか。2次計画に生かすべきと考えます。見解をお聞かせください。

2次計画の策定に当たって第1次の実行計画の検証が重要です。推進に当たった庁舎内計画の年度別の開催状況や委員会からの改善点があればお聞かせください。この計画の推進は全職員が一丸となって取り組むことが原則になっております。この計画への理解、知識を深めるための職員研修などをうたっておりますが、実施状況についてもあわせてお聞かせください。現在、第2次実行計画を策定中と聞きました。第1次実行計画の点検、評価を行い、課題は何であり第2次計画にどのように生かし、ポイントは何かをお聞かせください。

次に、2つ目の質問に入ります。赤ちゃんすこやか訪問事業についてお尋ねをいたします。

香美市では、妊娠期から出産、育児へと安心して過ごせるように途切れのない子育て支援を行っております。その中の家庭訪問事業についてお尋ねをいたします。

赤ちゃんを出産すると、初回は生後28日未満の乳児がいる家庭を保健師が訪問する新生児訪問があります。そのときは乳児の健康状態を確認し、母親への支援も行います。そして、次回の4カ月目に行う家庭訪問について、いわゆる赤ちゃんすこやか訪問事業を説明します。訪問の了解を得られた生後4カ月までの乳児がいる家庭のみへ赤ちゃんすこやか訪問員が家庭訪問を行います。この訪問員は地域住民で一定の研修を受けた方になっています。

すこやか訪問員は、家庭を訪問し親の気持ちに寄り添いながら悩みや困り事がないかを伺います。訪問時に何か気になることがあれば報告書に上げて、その後保健師が対応することになっております。とてもいい取り組みです。私たちの子育て時代もわからないことがいっぱい不安でしたが、身近に相談できる人、また近所に気にかける方があり、周りに助けられながら子育てをしてきました。しかし、最近は核家族化が進み、子育ての悩みや相談できる人が身近にいない、不安で家にひきこもりになり、孤立して育児をしている人、また困ったことがあればインターネットで相談している人がふえ、心と心の触れ合いがないため何か精神的に不安定な親がふえてきております。育児不安から来る児童虐待もあるようです。育児に不安はつきものです。そんなときすこやか訪問員が訪問することで、身近に気にかけてくれる人がいると思うことで心強いものです。訪問を受けた母親の感想を聞くと、この方は転勤でこちらに来られた方でした。知った方がいなくて不安のうちに出産、育児をする。そのときに初回の訪問で保健師さんから説明を聞き、不安であったが会ってみたいと思って会ったら、その方がすごくやさしく声かけをしてくれて、いつになく話が弾んで話ができよかったって、これからは何かあ

ったらその方に相談もできるっていうことをおっしゃっておいりました。また、ほかでもそういう機会を得てその方と知り合いになり、それからおつき合いが始まったというよ
うな声も聞いております。

この事業についての市の報告のほうでも、おおむね訪問は好評であったということ
を聞いております。好評であるとするならばこの事業をぜひ拡大し、保護者から訪問の了
解を得られた家庭のみとせず生後4カ月までの乳児のいる家庭全戸を対象とできないも
ののでしょうか。対象の全戸へすこやか訪問員が4カ月健診のお知らせを持って訪問する
ことで身近に声をかけてくれる存在を知ってもらういい機会となり、子育ての孤立を防
ぎ相談もしやすくなると思います。そのためにも新規すこやか訪問員の増員が必要で
ございます。引き続き養成講座の実施ができないもののでしょうか。また、この講座の募集
はどのようにしておられますか。このすこやか訪問員の活動が住民に十分周知されてい
ないので広報などでPRもしながら、このすこやか訪問員を知ってもらう機会や場をふ
やすべきではないでしょうか。

以上お尋ねをいたします。これで1回目の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） おはようございます。依光美代子議員の香美
市地球温暖化対策実行計画についてということで答弁をいたします。

依光議員の質問の中にもございましたが、昨年夏、日本列島は記録的な猛暑とたび
重なる大雨といった異常気象に見舞われました。例えば8月12日には四万十市で最高
気温が41度を記録、また昨年は集中豪雨も頻発したことは記憶に新しいこと
でございます。

近年、極端な高温や大雨の頻度が長期的に増加する傾向の背景には地球温暖化が
かかわっているとされており、地球温暖化により長期的な傾向としては、地球の平均
気温が上がっています。すると地域ごとの気温は不規則に変動しながらも極端に暑くな
る頻度が徐々にふえ、雨に関して言うと地球温暖化による長期的な気温の上昇に伴っ
て大気中の水蒸気がふえます。すると雨をもたらす低気圧などの強さが変わらなかつた
としても水蒸気が多い分だけ割り増しで雨が降る傾向になり、大雨の頻度が徐々にふ
えてくるというふうにも言われております。このような地球温暖化対策を推進するた
め、国は地球温暖化対策の推進に関する法律を制定し対策を進めております。本市
でも法律の定めにより地球温暖化対策地域推進計画を定め取り組みを進めて
おります。

本市の取り組みといたしましては、依光議員にもご協力をいただいております地球
温暖化対策地域協議会のご協力を得て、CO2削減（コツコツ）電気削減コンテストの
実施や小学生を対象とした環境家計簿の取り組み、香美市健康まつり等での広報活
動を実施するとともに市内の防犯等のLED化や太陽光発電設置に対する補助など
でございます。住民への広報の方法や新たな取り組みにつきましては、引き続き
検討を進めていく必要があり、協議会等の中で議員にも多くのアドバイスを
いただきたいと考えており

ますので、今後ともにどうかよろしくようお願い申し上げたいというふうに思います。

次に、地球温暖化対策実行計画の点検、評価、課題でございますが、ご質問をいただいております実行計画は、地方公共団体みずからの事務、事業に伴い発生する温室効果ガスの排出削減等の計画を策定し、計画期間に達成すべき目標を設定し、その目標を達成するために実施する措置の内容を定めるよう求めるもので、全ての地方公共団体において策定義務がございます。第1次実行計画では、平成17年度を基準年度とし、計画最終年度である平成23年度に温室効果ガス総排出量を3.7%削減することを目標とし、毎年計画対象施設からのCO₂排出量を算定し、目標に対する達成状況の確認、評価をしてまいりました。結果的に削減目標は達成できたものの平成20年度以降少しずつふえているのが現状でございます。これにつきましては、庁舎等の建設による電気の消費量の増が大きな要因とは考えられます。今後職員一人一人が今まで以上に地球温暖化対策に関心を持つことが重要であり課題であるというふうに考えております。

次に、庁舎内委員会の開催状況、委員会からの提案、この計画への理解、知識を深めるための職員研修などについてでございますが、現在策定中の第2次実行計画では、基本的には継続的に地球温暖化防止対策に取り組むため、第1次計画の基本的なフレームを踏襲する形で第2次実行計画を策定し、地球温暖化防止対策の方針と目標を示し、省エネルギー化の取り組みを進める予定としております。また、着実に計画の成果を上げるため、温暖化防止担当課のみならず、各施設、所管課及び職員一同が高い意識を持ってこの計画に取り組む必要があることから、より力強い推進体制を構築し取り組みを強化したいというふうに考えております。具体的には、CO₂総排出量に占める電気使用量の占める割合が非常に大きいことから、いかにして電気の消費を抑えるかが大きなポイントになるかというふうに思っております。そのためには庁内の推進体制の強化が最も重要であると考えておりますので、そういった取り組みのほうを強化する方針でございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、几内一秀君。

○健康介護支援課長（几内一秀君） おはようございます。依光議員の赤ちゃんすこやか訪問事業につきましてお答えいたします。

この事業につきましては、母子保健の推進並びに充実を図るために赤ちゃんすこやか訪問員を養成しまして、訪問活動によります支援活動により乳児がおいでます家庭と地域社会をつなぐことを通して子育て家庭の孤立を防ぎ、健全な育成環境を支援することを目的として実施をしております。

平成22年度から訪問活動を開始しておりまして、平成22年度は14件、それから平成23年度は29件、そして平成24年度は50件、平成25年度は2月末ですが36件の家庭を訪問をしております。現在7名の訪問員さんですが、山田地区4名、香北2名、物部1名ということになっております。生後4カ月までの乳児のいる家庭を

訪問をしております。

山田地区ですが、出生が多い中で担当する4名の訪問員さんではなかなか対象世帯を訪問することが難しい状況でしたが、平成25年度に養成講座を開催いたしまして7名の方が受講されまして、来年度から全体では14名で山田地区が11名の訪問員さんで訪問が実施できる予定となりました。これによりまして活動の充実が図られていくものと思っております。訪問員さんにつきましては、訪問活動だけでなく市が実施します母子保健事業等への協力、また研修会、定例会を行いながらスキルアップや活動の振り返りを行って向上に努めてきております。そんな関係もありますので、養成講座の開催につきましては今後必要に応じて開催をしていきたいと思っております。

なお、養成講座の開催の周知につきましては、ちょっと具体的にはっきり自分のほうは承知しておりませんので、後ほど確認させていただきたいと思っております。

それから、活動の広報につきましては、今年度香美市と香美市教育委員会とで新しく香美市子育てサークルガイドというのを作成をいたしております。それに掲載がされておりますので、このパンフレットを通じまして来年度から新生児訪問、また乳幼児健診の場、また保育園、幼稚園を通じて配布をする予定をしております、これによって周知を図っていききたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 11番、依光です。2回目の質問をさせていただきます。

最初に地球温暖化対策実行計画についてですが、平成21年度から排出量がふえてきた要因は庁舎建設により電気の使用量がふえているというご答弁だったんですが、まだ平成21年度は建設をされておられません。平成23年度に入ったかと思っております。

それと、答弁抜かりがありました。その委員会の開催状況が平成19年、平成20年には何か頻繁に行われたように思っています。何回やったかわかりませんが、その辺をちょっとお聞きしたい。その後の平成21年からの状況がどうなってる、そこの辺にも原因があるのではないかと考えてお尋ねをいたしました。それと、委員会からの改善点、ここをこんなにしたらいいんじゃないかというような、職員の庁舎内委員会がたしか当初にはあったように思いますが。

それと、職員研修の実施状況、この温暖化に対しての。それはどうだったんでしょう。その答弁がちょっと抜かっておりました。

それと、課長も言われたように地球の異常気象というのはやっぱり温暖化にかかわっているということと、それとやっぱりこの温暖化に関心を持つことが大事、関心を持ちまた行動を起こし取り組みを進めていく、職員が一丸となってやっていく、そのことが大事ということをおっしゃられました。まさに私もこの計画の推進は全職員が一丸となって取り組むことが大きなポイントだと思います。その取り組みも義務だけでやるのではなく楽しく取り組める工夫、そういうものを1つプラスすることで随分違ってくるん

ではないでしょうか。

昨年9月18日に取り組みをやりましたよね。四国4県で構成する（資料を示しながら説明）四国地球温暖化対策推進連絡協議会が地球温暖化対策の一環として一斉ライトダウンを実施をしました。この日はちょうど満月の日で、ライトを消すことでムーンナイトということでちょっと電気を消して家族団らん、月をめましょう。そして、その電気を消すことによって電気をこんなに使ってただとか、地球温暖化、そういうことをやってみようじゃないかということで、その呼びかけに応じて香美市と私たち高知県地球温暖化防止活動推進員と一緒にやろうということでやりました。皆さんにも庁舎内メールで配信をされたと思います。それで、私たち推進員としても住民に声をかけにこのチラシを持って回りました。担当課のほうからは小学校、中学校のほうへチラシも配ってくださいました。私たち推進員も各学校へ声をかけに行き、ぜひご協力をお願いしますということでやりました。山田高校のほうにも行きましたら、うちは定時制があるからちょっと電気を消すのは難しいから、しかしながら、生徒さんにはこういうお話はしておきますということでした。工科大学へも話しかけ、そして各種団体、企業へこのライトダウンのお願いに行きました。そのとき私たちは、香美市は当日はノー残業デーを行い取り組みますのでご協力くださいということで走り回りました。「満月を見て久しぶりよね。お天気だったらいいのにね。」って言いながらわくわくしながら取り組みをしました。しかしながら、当日は残業は午後8時までとしておりましたが、8時を過ぎても前日以上に庁舎には電気がかかるとついておりました。職員には庁舎内メールで配信し、当日は庁内放送も行いましたが、まるで他人事でした。非常に残念で香美市の信頼は失せました。何かをしようとしてもこんなことでは住民の協力は得られないのではないのでしょうか。二度とこのようなことがないように、全職員が何かをするというときには市としてすることがあれば全職員が一丸となって、他の課がするというのではなく一丸となって取り組みを進めましょうよ。本当に恥ずかしいことです、こういうことは。二度とこんなことがないようにお願いをいたします。

こういった取り組みを進めるのも、ただ義務だけでなく今回のこのことはすごく楽しみながら地球温暖化を考える1つになろうかと思いました。私たちもわくわくしながら、これに参加されたご家庭、また職員さんの中にもおられましたよね。残業を早目に終えて家に帰って電気を消してろうそくをつけて食事をしながら、子どもたちとわいわい言いながら本当に楽しかった。こんなに満月ってあるのに意外と見てない。そういう家族の団らんもでき、非常にいい取り組みだったという声もいただいております。そうしたこの取り組みの中に義務だけでなく楽しく取り組める工夫が必要だと思います。

そして、もう1点は温暖化防止活動ができているかどうかのチェック体制の確立も必要と考えますが、第2次実行計画ではどのようになっておるでしょうかお聞かせをください。

次に、すこやか訪問事業についてお尋ねをいたします。今年講習をされて今11名に

ふえたということで大変喜ばしいことと思います。このすこやか訪問員さん、今回11名とたくさんの方が参加してくださってよかったんですが、高知県の地域子育てサポーター、皆さん福祉事務所を初め関係の団体というか市町村にもこのサポーターの登録名簿が回っていると思います。このサポーターさんが香美市には14名もおります。この方たちは子育てについての養成講座を受け、初級、中級と、また定期的な研修も受けておりますので、この方たちへも呼びかけをしてはどうでしょうか。すこやか訪問人がふえると保護者も安心だし、保健師も年々仕事がふえ大変な状況になってきております。民生委員も負担が多くて、なり手が不足している状況です。この3者が連携することで仕事の負担を軽減しながらも地域で子育てを支えることとなり、効果は大きいと思います。地域子育てサポーターの活用を考えてみてはどうでしょうか。

それと、養成講座ですが、ぜひ定期的に、毎年がなかなかいろんな行事があるから厳しいのであれば隔年で行うとかいうことで、やはり今現在やってくださってる方もお年がたってやめられるとかいうこともありますので、継続してすることが非常に大事になってこようと思いますが、お尋ねをいたします。

そして、このせっかくの4カ月未満の乳幼児家庭への訪問でございますが、初回の新生児訪問で4カ月訪問をつなごうにも、住民票の住所に居住していることが確認できていない乳児家庭はありますか。何件ぐらいですか。その家庭へのフォローはどのようにしているのでしょうか。

また、今のすこやか訪問員さんを知ってもらおうPRとして、子育てサークルガイドへ掲載していろんな方法でお渡しをするということでもとてもいいことだと思います。もう1つの場として、このすこやか訪問員さんが離乳食の講習のときには託児のお手伝いに入っていると思います。それはすごく大事なことだと思います。あとは乳幼児健診での託児や子どものイベントに関する行事に参加することができませんか。現在、乳幼児健診や予防接種などのお手伝いは健康づくりや食改のメンバーなどがしていると思います。離乳食の提供には食改のメンバーが必要ですが、乳幼児のいる場に参加することで、すこやか訪問員さんを知ってもらえるいい機会になります。顔見知りになることで話や悩み相談もしやすくなるのではないのでしょうか。

以前、地域子育てサポーターが活動をしたいということで行政のほうにもお願いに最初に行ったときに、やはり顔つなぎが大事だからいろんな機会があったら出てきてください、そして、皆さんにこういう子育て支援をしている人が地域におりますよということを知ってもらえばその相談もしやすくなるし、地域で支え合いができるというようなご提案もいただいております。ぜひそんな場の提供はできないものでしょうか。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 依光議員の2回目のご質問にお答えを申し上げます。

まず、庁内委員会の開催状況等につきましてですけれども、私平成23年度から担当課長となっておりますけれども、くしくも平成23年度に組織再編がありまして今までの環境の5人体制から2名体制に減ったということもございまして、職員不足の状況からなかなか庁内委員会等は開催できてないというふうに認識しております。このことは大いに反省すべき点ではありまして、今後新しく第2次実行計画を策定する上で先ほど申しましたように庁内の推進体制を強化していく、ここが非常に大事だと思いますので、チェック機能も含めましてここの部分を何とかしていきたいというふうに思っております。

また、先ほど楽しく取り組めるような取り組みということでございます。まさしくそのとおりだと思います。どういった形でそういった地球温暖化対策ができるのかっていうのを今後また庁内委員会等も開催していくようにしておりますので、その中でまた改めて検討させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） 2回目のご質問にお答えいたします。

高知県の子育てサポーターさんの活用ということでございますが、この事業、すこやか訪問員さんにつきましては、講座を受けていただきまして市長のほうから委嘱状も出させていただいて要綱に基づいて行っておりますので、訪問につきましてはやはり訪問員さんのほうでということを考えていきたいというふうに思います。

それから、養成講座のほうの開催でございますが、隔年等で開催したらということでございますが、養成講座につきましては必要に応じて開催していきたいと思っております。と申しますのも、やはり訪問員さんの人数がふえることはありがたいですが、余りふえますとやはりお一人お一人の活動の回数も減ってきますので、その辺がやはり、せっかくなっていただいて回数が少なくて余り活動もできないというようなことになればその人の意欲というもんもまた関係してくると思っておりますので、そこは適度な人数でいきたいというふうに思っております。

それから、住所のない乳児さんの把握ということだったと思いますが、住所のない方につきましては、生まれますとやはり出生届で把握しますので、住所がない方につきましては、なかなか把握は困難だというふうに思います。

（11番、依光美代子君、自席より「住所がないやない。その出生届を出した住所に居住していることが確認できていない」と発言する）

○健康介護支援課長（凡内一秀君） 住所の確認できていない乳児さんがいるかということでございますが、それは今までなかったと把握しております。

それから、乳幼児健診等の場で活躍をということでございますが、乳幼児健診またがん検診等、それぞれ健康づくりの団体さんにも活動していただいております。関係団体の方にもご協力をいただいておりますので、そのあたり訪問員さん等がまた活動できる

場がありましたら、また検討していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 依光議員、2番の件も通告にない分を大分関連として言っておりますので、時間も当然予定よりも過ぎておりますのできちっと通告してください。

11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 11番、依光です。3回目の質問をさせていただきます。

今異動で課長が来られたからということで、こういったものは記録はそしたら残ってないものではないでしょうか。ここに何か問題があるのではないかと思いますので、ひょっとまたお時間があるときにぜひそれを探ってみてください。そして、その体制を強化していくということとチェック体制、これはこの計画の中に盛り込まれるのでしょうか、私は盛り込むべきと思いますがいかがでしょうか。

それと、ぜひノー残業デー、前回のときには毎週水曜日、それはとてもじゃない今の事業量で無理だと思うがですよね、だからできないということであったけど。前期と後期、年に2回のノー残業デー、そういった取り組みを盛り込んではどうでしょうか。

それと、職員研修に対してはやってきてないということでしょうか、このことに関して。

それと、すこやか訪問事業についてですが、地域子育てサポーターを活用することは市長の委嘱状をやってしてるから考えていないということでしたが、この養成講座をやるときにこの地域子育てサポーターの人にも呼びかけて、皆さんが全員参加するとは思いませんが、すこやか訪問員としてそういうことにかかわってみたいという希望があれば、参加するっていうようなことになろうかと思います。サポーターさんも活動したいけど香美市ではなかなかサポーターとしてお手伝いする場がないということで、今本の読み聞かせなんかでかかわってる方が数名おられますけど、せっかく地域にこういった力、やはり行政だけで何かを行うっていてもなかなか大変だから、地域力を生かしてということをおっしゃれながら、なかなか実施ができていませんよね。ぜひ、その辺もなお検討していただきたいと思います。

あと、すこやか訪問員の知ってもらおう場っていうことがありますよね。日ごろにいろんな機会にすこやか訪問員さんを見かけることで、親しくなって悩み相談もしやすくなりますので、ぜひ乳幼児健診だとか子どものイベント、そういうところにぜひ参加をしてもらって託児のお手伝いなどをしてもらおう、そういうことができれば。あと健康づくりの方たちが入ってくださってます。それは大人の健康診断とかに入って、よりまた地域の人とつながる、声かけにもつながるというような効果等もあろうかと思いますがいかがでしょうか。再度見解をお尋ねをいたします。

以上です。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。依光議員の3回目のご質問にお答えい

たします。

チェック体制ですけれども、先ほど申し上げましたようにやはり庁内の推進体制が非常に重要でございます。その中でいかにしてこのチェック体制を築いていくかになるかと思えます。具体的には、手前にも申し上げましたように本市のCO₂総排出量に占める電気使用量が非常に大きいというわけでございますけれども、この電気の使用量に関しましては、四国電力のほうから電気の使用量の明細をもらうことはできますので非常にチェックがしやすいと思えます。こういったことを今後の庁内の委員会の中でチェック機能を持たして、どこの施設が電氣量が削減できたかとかそういったチェックが可能になってくると思えますので、第2次実行計画の中で設置するその推進委員会の中で、ここはチェック機能を果たすように進めていきたいというふうに思っております。

それから、ノー残業デーにつきましては、新しい計画の中に織り込むように担当のほうには指示をしておるところでございます。

それと、職員研修につきましては、平成23年度から後にはちょっと実施はしておりませんが、今後研修のあり方等につきまして、また研修担当課のほうとも協議をしてみたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） 3回目のご質問にお答えいたします。

すこやか訪問員さんも含めまして、やはり地域の方々の顔をつなぐということは大変大事だと思いますので、可能な場がありましたらやはり活躍の場ということも検討していきたいと思えます。

○議長（西村芳成君） 依光美代子君の質問が終わりました。

次に、6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 6番、くらしと福祉を守る会の山崎晃子です。私は住民の皆さんの声を大切にし、その思いを真っすぐ届けられるよう丁寧な質問に努力いたします。市長並びに関係担当者から率直で誠実な答弁をいただきますよう求めまして、通告に従い質問いたします。

本日の質問は、介護サービスについて、災害弱者の名簿作成に関して、健康づくり地域ネットワーク推進事業についての3項目について一問一答でお伺いいたします。

質問に入ります前に市長に一言ご挨拶申し上げますことをお許し願いたいと思えます。

門脇市長は8年間香美市長として激務をこなしてこられました。この8年間市長とはいろいろなことがありました。時には厳しい言葉をかけられ落ち込んだ日もありましたが、その言葉をもっと頑張れという激励の言葉だと受けとめて頑張ってまいりました。今日の私がありますのも門脇市長の叱咤激励のおかげと感謝しています。市長の職を離れられましても健康に留意され、香美市の将来のために引き続きご指導いただければと思います。長い間お疲れさまでした。ありがとうございました。

それでは、質問に移らさせていただきます。初めに、介護サービスについてお伺いいたします。①の質問です。

介護保険サービスを利用するには、まず要支援、要介護認定の申請をしなければなりません。その後に行われる訪問調査や主治医の意見書をもとに介護認定審査会において要介護認定が行われます。そして、実際に介護サービスを利用するためには必ず介護計画の作成が必要になります。その介護計画をもとにサービス事業者が必要な支援を提供するということになります。

介護計画は要介護者本人や家族がつくることもできますが、事務処理はサービス提供事業者とのサービス調整など煩雑な手続に時間を要するため、ほとんどの方が介護支援専門員、いわゆるケアマネージャーに計画の作成を依頼しているのが現状です。相談を受けたケアマネージャーは要介護度や本人の心身の状況、家族や家屋の状況など幾つかの課題を分析し、適切な介護サービスが利用できるように市町村、介護サービス事業者、介護保険施設などとの連絡調整を図り、介護計画を作成することになります。そのケアマネージャーが勤務する事業所が居宅介護支援事業所ですが、物部町にも1カ所あります。その事業所が4月から閉鎖されると聞きましたが、利用者に大きな影響が出るのではないかと心配しています。このことに関しどのように認識されているのか、また今後の対応はどのようにするのかという点についてお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） 山崎晃子議員の介護サービスについての1点目ですが、居宅介護支援事業所についてです。

物部地区におきまして高齢者生活福祉センターこづみのほうに居宅介護支援事業所が1カ所ありました。これまで活動してきていただいておりますが、やはり利用者数等も限られまして苦しい運営が続いていたところでございます。今回3年間の指定管理を終えるに当たって来年度以降の指定管理を話していく中で、これまでどおり3つの介護サービス、この居宅介護支援事業所を含めまして通所、訪問介護という継続をお願いをしていく中で、このこづみの居宅の職員さんの退職の意向等があったこと、また効率が悪い中で事業者として居宅介護支援事業所の一体化も図っていきたいというようなお話がありました。一体化につきましては、高知にあります事業所も含めてということ聞いておりますが、これまで今度一体化します介護支援事業所の職員さんですが、これまで4名の職員体制でありましたが6名の職員体制にしまして、物部地区担当を置いてこれまでどおり利用者を引き継いでいってもらおうということにしております。よろしくお願ひします。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） これまでどおり物部地区の担当を置いてということで少し安心したわけですがけれども、やはりその中には効率が悪いと、苦しい運営ということがあつてますので、そのあたり2番目の質問にかかわってきますので、そしたら、②の質問

で質問をしたいと思います。

今議会に高齢者生活支援ハウスこづみの指定管理契約の議案が上程されています。今回の契約期間は1年となっています。1回目は5年でしたけれども2回目は3年、そして今回が1年ということです。この件については、昨年9月議会においても質問をさせていただきました。課長の答弁では、今後のことは継続できるように協議中とのことでしたが、その協議の結果が今回の契約期間になっているものと推測されますが、1年という短期契約になった経緯、または理由についてお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） はい。今回の指定管理期間の1年ということの理由ということでございますが、現在指定管理を行っていただいております管理者のところには、平成18年からこれまで8年間管理運営を行っていただきました。なかなかここ二、三年につまみましては厳しい運営が続いてきておるところでございます。そんな中で、昨年6月に平成24年度の実績資料をもとにこの状況では継続していくことがなかなか厳しいというお話がありまして、その後いろいろと経緯がありますが、10月に改めて話し合いを持ちまして、市としてはモデル地区のサービスを継続していく趣旨をお伝えしまして、指定管理の継続をお願いをしてきたところでございます。その中で協議していくことを確認しながら協議を続けてきましたが、やはりその協議の中で大変厳しい状況である、また先行きの見えない中で複数年の指定を引き受けていくのにはなかなか不安があるというお話もございました。そんな状況もありますので、今後継続をするとしてもやはり1年1年の更新でというお話になりましたので、今回1年という指定管理期間で提案をさせていただいております。また、今後のことについては継続した協議を持っていかなくてはならないというふうに思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 今後も継続した協議ということですが、1年というともうあっという間ですよ。その間にこのこづみってというのは、物部地域で言ったらもう福祉、介護サービスの拠点施設なんです。そこが1年1年で指定管理という形になった場合には、いつそしたらサービスがなくなるかわからないというような不安な気持ちになってまいります。そうしたことで今後のこづみの指定管理に関してそうした1年1年で協議をしていくということを言われましたけれども、やはりこのことを考えたときに、これから先も運営はよくなる状況ではないですよ、介護保険サービスも介護保険法の改正もありますので、そうした状況を考えたときには、やはりこづみの指定管理に関してこのままでいいのか、直営という形も視野に入れて検討していくべきではないでしょうか。その点について見解をお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） はい。運営といたしまして1年1年の契約更新

ということは望ましくは思っておりません。今の事業者さんとの話で今後継続していくとしても1年1年というお話が出た状況でございますので、現状としてこういう表現をさせていただいております。今後物部地区のサービス体制を安定してやっていくためには、先ほど言われました直営という方法も考えるかもしれませんが、その辺を今後また改めて詰めて検討していかなくてはならないと、いろんな状況が想定されますのでそんな中で検討していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） そしたら、直営ということも1つの検討材料ということで、私は本当に課長が言われましたようにぜひ安定的に運営できるように、また物部の地域の方が安心して老後を送れるように、また介護が必要になったときに必要な介護サービスが利用できるよということ、その点をぜひ肝に銘じていただきたいと思っております。

それでは、③の質問に移ります。

この指定管理先は先ほども出ましたけれども、物部地域で唯一の介護保険サービス、通所介護、訪問介護、居宅介護支援事業所を現在提供している事業所でもあります。山間地でのサービス提供は、利用者が点在しているため効率が悪く採算がとれない状態で、経営は厳しい状態にあると聞きます。また、急峻な山間地では車は家の近くまで入らないため、急な坂道を2人がかりで車椅子を抱え上げたりしなければならぬ肉体的苦痛や、冬場には路面が凍結することが多く、なれない山道を運転しながらの送迎や訪問は平場と違う精神的苦痛もあるようです。このようなことなどから山間地域でのサービス提供は敬遠されてしまい、その結果利用者が選択できるサービスの種類や量が少なくなっています。このような状況の中で、物部地域の介護サービスをどのように確保する体制なのか、今後の計画についてお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、丸内一秀君。

○健康介護支援課長（丸内一秀君） おっしゃられますように効率の悪い、また利用者の限定されます中山間地域に参入します民間事業者はまず少ない、またはいないのでないかというふうには思っております。やはり物部地区におけます介護サービスの確保につきましては図っていかなくてはならないと思っておりますので、今後安定、継続したサービスの提供が可能な体制、具体的にどのように確保していくのかということになりますが、庁内等で協議もしながら介護事業所等の協議によりまして確保しなければいけないというふうに思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 確保していくということですが、この問題は非常に運営が厳しいところから出てきてますので、それに対して何かの支援をとというこ

ともなってくるかと思うんですけれども、もし、この介護サービスが物部のほうからなくなった場合どうなるのかっていうことを考えたときに、ほかの事業所にもちょっと聞いてみたんですけれども、なかなか物部の大栃近辺までは入れてもその奥まではなかなか入っていけないというようなことを聞きましたので、ぜひこれをどういうふうに確保していくのかっていうことを1年という先ほどの続きもありますが、1年1年ということではなくてもう長期に安定的に確保できる体制をやっぱり今後計画をしていかなければならないと思いますので、ただお願いする、お願いするだけはいかんとおもいます。やっぱり物部の地域で確保をするためにはどうしたことが課題になって、どこにこう支援をしていったら運営できていくのかっていうところをちゃんと分析をしていただいて、確保する体制をつくっていただきたいと考えますけれども、見解をお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） はい。長期の安定というものが重要だと思っております。先ほども申しましたように、1年1年の更新がよいとは思っておりません。やはり安定したサービスの提供というものが重要でございますので、そのあたりを目指した検討の方法をとっていきたいというふうには思っております。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） そしたら、今年1年短い、1年っていったらあつという間ですけれども、この1年の中でそうした長期安定できる体制を確保していくということで受けとめてよろしいでしょうか。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） それにつきましては、今後いろんな協議の場を持つてのこととなりますので、この1年でその長期が確定できるかということは確約はちょっとできませんが、その方向で臨んでいきたいと思っております。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 確約はできないと言われましたけれども、来年またこういうふうと同じような1年の管理契約の上程というふうなことになるように、ぜひそのことを進めていただきたいというふうに思います。

それでは、④の質問に移ります。

今国会に提案されています介護保険法改正案によりますと、来年度から要支援を介護保険サービスから外し、市町村事業に移す方向性が示されています。そして、介護保険財源から出す財源には上限額が設定され、単価も現在の報酬以下にする予定と聞いています。そのようになると事業所に払う報酬が介護保険の報酬より低く抑えられることになり、事業所の経営がますます厳しくなると思われます。このことは今でさえ採算がとれない山間地域でサービスを提供している事業所にとっては大変大きな問題です。事業所への報酬が安くなるとサービスの質の低下につながり、さらには事業所の撤退という大変大きな問題にもつながってきます。このことについての認識と支援策についてお聞

かせください。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） はい。今回の介護保険制度の改正によりまして、要支援の方の通所介護、訪問介護が介護保険のサービスから地域支援事業のほうに移されるということになっております。そんな中で利用料的にもどうなるかというところが見えない面もありますが、現在でも事業所として苦しい運営をしている中でこのような要支援の介護サービスが外されるという状況が続くとなりますと、また苦しくなることが考えられるという状況があります。しかし、介護保険から外されると、外れると言いましても物部地区でほかに事業所があるというわけではございませんので、やはりこの要支援の方のサービスにつきましても今の事業所で受けていただく以外にはないというふうには思います。今後の協議によりまして支援策ということでございますが、支援策が必要となりましたら、そちらの支援についても検討していくことが必要かというふうに思っております。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 支援策も協議をしていくということですけど、ちょっとその方向性がはっきりしないのでこのまま指定管理でしていくのか、直営も検討するということですので、その辺がちょっとはっきりしない中でちょっと質問をしていっているわけですけども。この支援策に関しては、このまま指定管理を続けていくということであれば何らかの財政的な支援、そうしたことも考えていくということによろしいでしょうか。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） はい。やはり経営の苦しい状況がありますので、財政的な支援というものは必要になってきております。今回の予算のほうでも高齢者生活福祉センターの管理運営委託ということで750万円、きょうの追加の細部説明書のほうにも記載させていただいておりますが、支援ハウスの500万円と通所介護及び訪問介護についての250万円という提案をさせていただいておりますので、来年度につきましても財政的な支援というものは既に発生をいたしておるところですので、今後その可能性は出てくるというふうに思います。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） そしたら、⑤の質問に移ります。

その支援策ということで今回750万円ですか予算書で、去年は500万円でした。それで250万円上乘せされてたんですけれども。これは指定管理料の中に入ったと思うんですが事業費で。わかりました。これは最初の細部説明書には詳しいことは載ってなくて予算のほうで750万円ということになってましたので、やはりこの指定管理料にこれを含めるということではなくって、通所事業、訪問事業ということでの補助金ということで、ちゃんとした条例化する手だてが必要じゃないかっていうことで思い

ましたので、その点についてこれは指定管理料の中に含めてこの金額ということですが、条例化するということが必要ではないかというふうに考えますが、この点について見解をお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、几内一秀君。

○健康介護支援課長（几内一秀君） 細部説明書のほうは大変抜かかっておりまして、きょうの提案となりましたが大変申しわけありませんでした。

支援策の条例化ということでございますが、物部地区のサービス事業所として確保を図っていくことは当然でございますが、今後の協議の中で条例化をするかどうかということはわからないとは思いますが、必要な手だては今後講じていかなければならないというふうに思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） そしたら、ちょっとまだはっきりわからないところがありますのであれですけれども、物部地域のサービスは確保していくという課長のご答弁でしたので、ぜひその方向で頑張ってくださいというふうに考えます。これ物部の方たちはこの居宅介護支援事業所がなくなるということですごく不安に感じてます。物部からサービスがなくなるんじゃないかっていうふうな相談も私も現に受けておりますので、ぜひ物部地域の方々が安心して生活できる体制をぜひかちつつくっていただきたいということを申し上げて1項目めの質問を終わります。

次に、災害弱者の名簿作成に関してお伺いいたします。

①の質問です。東日本大震災では多くの高齢者が逃げおくれ、とうとい命が奪われました。このことから国は防災基本計画で災害時に高齢者や障害のある方などを迅速に避難させるため、4月から市町村に災害弱者の名簿を作成するよう義務づけたと聞きました。支援が必要な住民の氏名や住所、連絡先を名簿にまとめて町内会や民生委員などと共有し、避難時に役立てるというものです。本市では平成22年に要援護者台帳を作成していると聞いていますが、この要援護者台帳と今回の国の指導の基準とを照らし合わせたとき、見直しや補強などが必要というような問題はないのかをお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 山崎議員の災害弱者の名簿作成に関してのご質問にお答えします。

現在作成している要援護者台帳は対象者名簿レベルのものです。国の示す項目全てが入っているわけではありません。これまでは各市町村がそれぞれ独自に作成をしておりましたが、今回の法改正では災害発生時の避難に特に支援を要する者の名簿ということで避難行動要支援者名簿と名づけられ、国がこの名簿の作成を市町村長に義務づけました。この名簿の作成、活用の具体的な手順等については、改定された災害時要援護者の避難支援ガイドラインにより、高知県では県が各市町村に避難支援等関係者や本人向け

に詳しい内容や手順を作成中です。今後はそれにより対応していきたいと考えています。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 今つくってるものではないということで、県が示すのでそれをもとに対応をしていくということなので、今は何もできないということだと思います。それに基づいて作成をしていくということでわかりましたので。

それでしたら②番の質問になりますが、災害弱者の避難を行うには個別避難支援計画を立てておくことが重要です。これ先ほど言いましたのは、市が個別避難支援計画を手挙げ方式で順次作成していくことを言われてましたけれども、これとどうなるのかという点をちょっとお聞きしたかったわけですがけれども。これとの関係も先ほどの答弁でありましたこれとの状況、現在の状況についてをお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） はい。これまでは個別支援計画は手挙げ方式とし、優先度の高い方から順次作成していくとしておりましたが、まだ手つかずの状態です。申しわけなく思っております。

そして、今回国が示した手順では、避難行動要支援者名簿作成に合わせて個別計画の策定を進めることが適切であるとしており、その際に地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき市町村が個別に避難行動要支援者と具体的な打ち合わせを行いながら、個別計画を策定することが望まれるとしております。今後は避難行動要支援者名簿を作成するのと並行に、個別支援計画について自治会長や自主防災組織、民生児童委員などの避難支援等関係者と本人と避難支援等の具体的な支援方法について打ち合わせをして、手挙げ方式と同意方式の併用で個別計画を作成していきたいと考えております。

○議長（西村芳成君） ちょっと休憩します。

（午前10時12分 休憩）

（午前10時12分 再開）

○議長（西村芳成君） 正場に復します。

6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） そしたら、この個別避難支援計画は今まで手挙げ方式にしてたんですけども実際はつくっていなかったと。これ2年ぐらい前に私も質問をして、まだそのときにもつくってなくて今からつくるということで、この2年間では何もつくってなかったということのようですが。今度国がそれを示したわけですので、今度は何もつくってないということのないように、また質問したときにまだできてないということのないように積極的に取り組んでいただきたいというふうに考えますが、その点についてはどう課長は認識をされますか。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 今後は手挙げ方式と同意方式という併用で進めたいと思っておりますので、順次作成をしていきたいと考えております。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 以前にも順次作成をしていきますということで言われてましたけど、今回は実現することをお願いはできませんけど、ぜひ実現させていただきということをお願いして次の質問に移ります。

③です。せっかく個別支援計画を作成しても庁舎が被災してデータが失われてしまうようなことがあつては意味がありません。医療機関の場合、患者情報がなくなるような数カ所に分散させたバックアップセンターのサーバーに電子カルテを集約、保存する取り組みが広がっていると聞きました。要援護者台帳や個別支援計画などもこれらと同様の備えを考える必要があるのではないのでしょうか。本市はどのような対策を立てているのかお聞きいたします。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 台帳や名簿のあるファイルサーバーは本庁舎にありますが、この本庁舎は免震構造になっており震度6強に対応しております。香美市の公共施設では現時点では最も強いし、この建物の中でも電算室は最も強固につくられていると聞いており被災しないということですので、災害に対する備えは一定できていると考えております。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） そしたら、被災しないということで言われましたので、そういうことのないようにということで次の質問に移りたいと思います。

最後の質問です。健康づくり地域ネットワーク推進事業についてお伺いいたします。

①の質問です。

香美市健康増進計画では、健康づくりの考え方としてヘルスプロモーションの考え方を活用した健康づくり活動の推進が示されています。これは個人の健康づくりに加えて家族や地域、行政や関係機関などが個人を支えること、そして、住民の健康づくりを支援する環境づくりが大切であるという考え方です。そして、目指すものは豊かな人生、生活の質の向上ということであり、健康はそれを実現するための手段という考え方だそうです。来年度からの新規事業では健康づくり地域ネットワーク推進事業が提案されていますが、これもヘルスプロモーションの考え方に沿った健康づくりを支援する環境づくりの1つではないかと考えます。

議案細部説明書によりますと、市民の健康づくりや地域のネットワークづくりに関して先進的な取り組みをする団体や、有効な活動をする団体に補助金を交付し助成するがあります。この事業をもとに市民の健康意識の向上や健康づくりの活動が活発になるのではないのでしょうか。また、元気に年を重ねることで介護予防、医療予防にもつながるのではないかと大いに期待をしています。これまであった国保の健康づくり事業との関連など本事業の内容について詳しくお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） 山崎議員の健康づくり地域ネットワーク事業についてということでございますが、第1点目の事業の内容、国保の健康づくり事業との関連はということでございます。

これまで国保の健康づくり事業につきましては、構成するメンバーのほうに半数以上の国保被保険者の参加が条件となっております。そういう条件がネックとなったこともありまして、やはり応募団体が少ないというようなこともありましたので、この事業につきましては、30歳以上の香美市民を対象にいたしまして幅広い年代の健康づくり活動への参加と、また地域内での高齢者等への声かけ等によりますコミュニティづくりへの取り組みを行う団体を支援していきたいというように思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 幅広い団体に支援をするということですので、②の質問に移りますけれども。

先ほど国保の加入者が半分、5割いないと対象にならないというような要件があつて、この国保の事業が使いづらかったというふうなことだと思います。現にそういった声もありましたし、予算は計上されていましたが毎年不用額が出ていました。せっかくの新規事業ですので、手続きが難しく使いにくいようでは意味がありません。本事業の対象者は30歳以上と言われましたけれども、そういった取り組みの内容とか補助額、その他申し込みの方法などについてお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） 具体的な内容ということになるかと思いますが、健康づくり活動と地域でのつながりを強めるための取り組みを進める団体、5名以上を想定しておりますが上限10万円の助成を行いたいと思っております。対象者は先ほど申しましたが30歳以上の香美市民で構成される団体、事業内容につきましては、1点目に健康に関する運動や講演会などへの助成、また、健康に関する啓発や高齢者等への声かけを通しての地域内でのつながりを強める活動の両方の活動を行ってほしいというふうに思っております。補助額は1団体上限10万円で100%の補助、受付等につきましては4月から5月31日までを予定しまして、本庁2階の健康介護支援課の健康づくり班のほうで受け付けを行いたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 手続きのほうですけれども、5月末までということですが何か運動の計画とかどういった形で申し込みをされますでしょうか。ちょっと手続きが難しい、いっぱい書かないかん。その計画書みたいなものが要るのかどうか、あんまり難しいようだったら、なかなか使いにくいような状況も出てくるんじゃないかと思いますが、その受け付けの状況。

それと、10万円、100%ということですが、国保のときには130万円の予算で30万円1団体ということで予算計上されてたかと思うんですけれども、10万円という予算ですが、もし応募多数であった場合には補正等は考えていくのかどうか、その点についてもお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） はい。申請等の事務の煩雑さのことを言われておりますが、やはり一応補助金でございますので補助金の交付要綱というものを作成しております。それによりまして申請並びに実績報告等は基づいてしていただきたいというふうに思っております。

それから、申請多数の場合の補正ということですが、1団体10万円で10団体を予定をしております。これを超して多数の場合となりますと、やはり書類選考のほうをさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 申請事務はやっぱりできるだけ簡素化した形のもので考えていただきたいというふうに思います。

最後の質問ですけれども、この取り組みの多くの市民の方が健康づくりに取り組んでいけるという環境づくりを進めていくことは大変意義のあることだと思います。この事業に対して応募が多数となることを願っていますが、市民への周知の方法についてお聞きをいたします。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） 周知の方法につきましては、4月号の広報へ掲載を予定をしております。そのほか民生委員さんの定例会、また今年度平成26年度の行政連絡会で香美市の補助金というものを毎年配っておりますが、その中へ掲載をして周知をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） それでは、以上で私の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 山崎晃子君の質問は終わりました。

暫時休憩をいたします。

（午前10時26分 休憩）

（午前10時40分 再開）

○議長（西村芳成君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

21番、比与森光俊君。

○21番（比与森光俊君） 21番、比与森です。通告に従いまして一般質問を行い

ます。

初めに、制度開始から本年度で6年を迎えますふるさと納税について、本市の実態と今後の取り組みについてお尋ねいたします。

平成25年は各自治体独自の工夫による特典により過去最高の納税額を記録する自治体が相次ぐなど、着実な広がりを見せているようです。そこでまず1点目として、参考資料もいただきましたが、香美市では制度開始年度から今日までどれぐらいのふるさと納税がされているのか、年度別金額と納税者数の推移をお尋ねいたします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 比与森議員のふるさと納税の推進についてお答えを申し上げます。

年度別のふるさと納税額及び納税者数につきましては、お手元にお配りしておる数値のとおりでございます。この中で平成20年度につきましては、初年度ということでマスコミ等のPRもかなりあったということで、人数と件数が違っておりますけれども、これにつきましては同じ方が数回のふるさと納税をされたケースがあるというふうに聞いております。また、平成23年度に急激に落ち込んでますが、これは震災の影響により東北のほうに納税されたのではないかというふうに推測をしておるところでございます。それから、徐々に回復してきてまして、平成25年度、本年度の見込みにつきましては、震災前の金額に近づいてきたというふうに認識をしております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 21番、比与森光俊君。

○21番（比与森光俊君） 納税者の方々ですが、毎年同じ方がされるのか、それとも入れかわってのこの人数か、その辺がわかりましたらお願いしたいと思います。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 新しい方も毎年おられますけれども、おおむね毎年決まった方がされておるような現状だというふうに認識しております。

○議長（西村芳成君） 21番、比与森光俊君。

○21番（比与森光俊君） それでは、2点目に移ります。

確認の意味からですが、ふるさと納税そのものに対する、この制度に対する見解をお聞きしたいと思います。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。お答えいたします。

ふるさと納税制度は納税者のふるさとに対する思いを税制上後押しするという観点から平成20年度税制改正から導入されたもので、寄附金控除という形はとっているものの実質的には税の一部をふるさとに納税することと同様の効果をもたらすものでございます。また、制度ではふるさとについて制限を設けておらず、自分が育ったふるさととはもとより納税者が応援したい自治体に制限は設けず、納税者の意思に委ねられておりま

す。このことから、全国の多くの自治体で一定額以上のふるさと納税を行った方への特産品の送付等の実施により納税者の確保に努めており、これが納税額が大きく伸びた要因ではないかというふうにも言われております。過疎化が進み自主財源に乏しい本市ではふるさと納税を今以上に推進することが財源の確保につながることから、PRの方法等につきまして今後検討を進めていかなければならないと強く感じております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 21番、比与森光俊君。

○21番（比与森光俊君） 見解をお聞きするとともに今後のPRというお答えもいただきました。次の質問に移ります。

次に、総務省では昨年制度開始以来初めて全国調査を実施いたしました。それによりますと、都道府県と市区町村を合わせた寄附件数が平成20年当初の約5万件から、平成24年には12万件と2倍を越す増加を示しています。納付手続に約8割の自治体がインターネットのクレジットカード決済を導入するなど、簡素化を進めていることが増加の1つの要因でもあるようです。納税額が2億円を突破しました鳥取県米子市では、クレジットカード決済を導入するとともに、市が運営します専用サイト「米子市ふるさと納税サイト」での寄附申し込みから払い込みまでが可能な体制づくりを実施し、ネットショッピング感覚で手続ができ、その手軽さが推進につながっているようです。寄附者のうち約7割がクレジット決済を利用しています。本市における納付手続はどのようなになっているのかお尋ねいたします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 申請書につきましては、ホームページからのダウンロードをしたものをファクス、メール等で受け付けを行っております。また、連絡があれば返信用封筒を入れ、直接郵送もさせていただいております。また、納付方法につきましては、現金の持参、金融機関においての納付書での支払い、本市への口座振り込み等で納付していただいておりますが、先ほど議員の申し上げられましたとおりクレジット決済、これについても現在検討中のような状況でございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 21番、比与森光俊君。

○21番（比与森光俊君） クレジット決済を利用することによって増加した自治体があることから、ぜひ研究を深めて手軽に納付手続ができるような方法を今後検討してほしいと思いますけど、その辺の見解をお聞きします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） クレジットカード決済につきましては、初期の登録費用等もそんなに高額ではないため、今後その導入に向けて検討は進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 21番、比与森光俊君。

○21番（比与森光俊君） 次の質問に移ります。

先ほどの鳥取県米子市では、3,000円以上の寄附に対し特産品の詰め合わせ米子市民体験パックを贈呈しています。さらに、1万円以上の寄附には市民体験パックに加えて特産品を1品贈呈、3万円以上には特産品の2品を贈呈しているとのこと。市の担当者は寄附件数も一昨年同月と比較し約3.6倍にふえている。寄附急増に対応できるよう事務の体制整備に取り組みたいとうらやましい悩みを語っております。

また、静岡県磐田市では、原則として南海トラフ地震などによる津波から市民の生命、財産を守るため津波対策事業基金を設立し基金に積み立てられているようです。そして、防災、減災などに必要な事業の財源として活用されています。これなども郷土愛に対するすばらしいPR効果があるようにも思われます。

香美市関西ふるさと会の会長も事あるごとにふるさと納税の推進に尽力されているとのこともお聞きしました。本市ではどのようなPR活動が行われているのかお尋ねいたします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 現在は基本的にホームページのPRでございますが、また毎年開催されております、先ほど議員も申されました関西ふるさと会でのPRも実施しております。しかしながら、現状のPRでは不十分だというふうに考えております。これ以外にどのような方法が考えられるのか、今後検討してみたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 21番、比与森光俊君。

○21番（比与森光俊君） 検討されるということですが、先ほど言いました鳥取県の場合でしたら定価5,000円の品、ほぼ60種類前後の中から選ぶほどの豊富な選択肢の中で納税される方にPRをしているということ。また、静岡県磐田市のほうでは、一昨年同月と比較して約5倍の納税額の増加であると。ここでは先ほど言いました津波なんかによる郷土愛、そういうところへもPRしながら5,000円相当の特産品を贈呈というふうな取り組みをされているわけですが、ぜひそういうふるさと納税が増加した自治体の調査をしっかりとって、PRまた特産品のどういうものが郷土愛で納付されている方にお応えできるかという部分をぜひ研究してほしいところですけど、その辺の見解をお聞きします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。まず、そのふるさと納税の応援サイトというのがございまして、これふるさと教室というホームページなんですけれども、こちらに各自治体の実施しておりますふるさと納税の支援の状況等が出ております。この中で先ほど申されましたように特産品の紹介もされておるわけございまして、このホ

ームページのトップページにそういった商品が掲載されることによりまして、数百件単位で納税額が伸びたという事例もあるように聞いておりますので、今後はそういったことも研究していきたいというふうに思っております。

○議長（西村芳成君） 21番、比与森光俊君。

○21番（比与森光俊君） ほぼ次の質問の答弁にも触れるような内容の答弁をいただきましたが、ふるさと納税について最後の質問で、香美市の現状をお聞きしました。最後に、今後ふるさと納税の増加対策でどのような取り組みを考えられるのか、今後の対応をお願いします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 本年度は予算も確保できておりませんでした。今までに本市にふるさと納税をしていただいた方に何かお礼ができないかというふうに考えまして、職員OBの方に本市の特産品でありますユズ玉をご提供いただきまして、冬至の時期にサプライズ的に送付させていただきました。これにつきまして多くの皆様からお礼の電話等をいただきました。

新年度につきましては、一定額以上納付いただいた方に本市の特産品をお送りすることとしまして、新年度予算に予算を計上させていただいております。具体的には4,000円程度の特産品を30件の120万円（後に「12万円」と訂正あり）を予算計上をさせていただいておりますので、どうかよろしくお願いをしたいと思います。

なお、特産品等の内容や種類につきましては、まだ検討中の段階でございますが数種類の中から納税者が選択できるようにしたいと考えております。また、先ほど申しましたようなPRの方法につきましても、今後検討をしていきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（西村芳成君） 21番、比与森光俊君。

○21番（比与森光俊君） ふるさと納税については以上で終わります。

次に、昨年12月に成立、施行されました地域防災力充実強化法（消防団支援法）に関連した質問を行います。

東日本大震災から間もなく3年を迎えようとしています。東日本大震災では、多くの消防団員の方々がみずからも被災しながら水門の閉鎖や避難者の誘導に当たり、住民の生命を守りました。その一方で254人の消防団員が犠牲となっております。消防団は地域の実情を熟知している災害列島日本の防災を担う重要な組織であることは誰もが認めるところでございます。香美市にありましても当然重要な職責を担っております。私が言うまでもなく消防団員は非常勤、特別職の地方公務員であると同時に、本業の傍ら自発的に参加するボランティアの性格もあわせ持っています。郷土愛と使命感あふれる地域防災のリーダーとして消防団員が存分に活躍でき、どのような事態に遭遇しても犠牲者を出さない体制の構築が期待されるところでございます。

そうした消防団ですが、団員の減少は大きな課題になっております。消防団の設置が全

国の市町村に義務づけられた1951年の翌年、昭和27年、1952年には約200万人だった消防団員数はその後減少を続け、昨年4月には87万人と発足当時の半数以下にまで減少しています。減少の要因としては、社会の高齢化に加えサラリーマンが多くなったことから、緊急時や訓練の際に駆けつけにくい事情があるようです。一昨年8月に内閣府が実施しました世論調査で、消防団に入団しない理由の複数回答可能なアンケートでは、「体力に自信がない」47%、「高齢である」約39%、「職業と両立しそうでないと思う」約30%となっています。以上のような現状を踏まえ、昨年12月消防団を支援する地域防災力充実強化法（消防団支援法）が成立、施行されました。消防団支援法は、消防団を将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在と定義し、消防団の抜本的な強化を国や地方自治体に求め、報酬などの処遇改善や訓練支援などの責務を課しています。

以上述べましたことからお尋ねいたします。

まず初めに、本市が抱えます消防団の課題をお聞きしたいと思います。本年は一昨日も火事がありましたように最近多いようにも思われます。消防団の活躍も欠かせないものだと思いますけど、現在の課題をお聞きいたします。

○議長（西村芳成君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） 比与森光俊議員の消防団支援法についての1つ目のご質問、本市が抱える消防団の課題についてお答えをいたします。

まず初めに、消防団員の皆様にはそれぞれがお仕事をお持ちの中、みずからの地域はみずからで守るといふ崇高な使命感と強い責任感を持ち日夜消防団活動にご尽力をいただいておりますことに対しまして、改めて感謝を申し上げますとともに心から敬意を表するところでございます。

さて、消防団は先ほど議員もおっしゃられたとおり、大地震や集中豪雨を初めとする大規模自然災害への対応はもちろんのこと火災の警戒及び鎮圧、救助活動や行方不明者の捜索、予防啓発活動等、その活動は多岐にわたります。特に本市の場合、通常の火災においても消防団に対する依存度が高く、なくてはならない存在であります。

一方、就業構造の変化、生活様式や価値観の多様化、過疎、高齢化に伴い消防団員の確保が年々困難になってきており、将来にわたり安定した消防団員の確保、中でも若者の入団促進が大きな課題と認識をしております。

平成26年3月1日現在の消防団員数は、条例定数442名に対し実員数367名となっており、特に20歳代以下の団員はわずか17名、4.6%と平成25年の全国平均16.5%と比較しても極めて低くなっております。団員の確保につきましては、各分団とも危機感を持って熱心に取り組んでもらっておりますけれども、なかなか入団をしていただける方がおらず、これといった決定打がないのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 21番、比与森光俊君。

○21番（比与森光俊君） 全国的な消防団に対しての課題とほぼ同じような課題が香美市にも存在しているということで認識いたしました。

次の質問に移ります。

次に、昨年12月に成立、施行されました地域防災力充実強化法（消防団支援法）をどのように捉えているのか、法に対する見解をお尋ねいたします。

○議長（西村芳成君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） 2番目の地域防災力充実強化法に対する見解についてお答えをいたします。

消防団支援法、または地域防災力充実強化法、正しくは消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律と言いますが、私のほうからは同法の根幹をなす消防団に関する部分についての見解について述べさせていただきます。

同法により、消防団が将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在として位置づけられるとともに、消防団の抜本的な強化を図るため消防団の装備の充実、消防団員の処遇改善など消防団に対する支援の方向性が示されたことは、東日本大震災を経験し南海トラフを震源とする巨大地震に対する対策を進めていく中で、消防の実動部隊を持たない国、県等においては唯一消防の実動部隊を持つ市町村に対し支援をすることは必然的な流れと考えております。特に本市のように消防団に対する依存度の高い市町村にとって大きな意味を持つものと考えております。

中でも消防組織法において、これまで市町村の区域における消防については、その市町村が十分に果たすべき責任を有し、消防に要する費用についても市町村が負担することとされておりましたが、新たに市町村はもとより国、県の支援措置に関する責務についても明記されたことで、今後国、県による財政措置の拡充や消防団に対する認識、理解を深めるためのテレビを初めとするマスメディアを活用した広報活動の展開などに期待をしております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 21番、比与森光俊君。

○21番（比与森光俊君） 見解をお聞きしました。これ消防長の答弁になるかどうか分かりませんが、支援法では階級や在籍年数に応じて設けられている退職報償金は、全階級で一律5万円を上乗せするほか報酬、出勤手当の引き上げについて各自治体に条例改正を強く求めているのがこの支援法の特徴の1つでもあるようです。その辺の条例改正を国のほうから求められているという部分があるわけですが、その辺の見解は消防長でいいんですかね。わかればお願いします。

○議長（西村芳成君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） まず、消防団員の報酬、出勤費用弁償等につきましては、それぞれの市町村の条例によって定められております。香美市につきましては、国の基準財政需要額の算定基礎となる報酬額、また費用弁償と比較いたしますと、報酬につき

ましては階級によって若干差がありますが、分団長以上の階級につきましてはこの基礎算定額より高くなっております。副分団長以下につきましては、この基礎算定額より低い状況にあります。しかしながら、消防団員の福利厚生のために消防団員の互助会、そして任意の共済制度に市のほうで両方合わせましておおむね1万円程度を負担をしており、その意味からすれば算定基礎となる報酬額以上のものを支出しておるということになります。

一方、費用弁償につきましては、算定基礎となる算定額は7,000円となっておりますけれども、香美市におきましては現在のところ6,200円ということになっております。ただし、高知県下におきましては、香美市は最も費用弁償の額が高い状況にあります。また、今後につきましては限られた予算ということもありますので、予算の範囲内で検討をしていかなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 21番、比与森光俊君。

○21番（比与森光俊君） 次の質問に移ります。

次に、地域防災力充実強化法（消防団支援法）に基づく平成25年度補正、そして平成26年度、国のこの予算案のポイントとしまして、消防ポンプ車の整備164台分、33億7,000万円。各種訓練の実施で地域防災リーダーの育成に4,000万円。消防防災施設整備費補助金の対象に活動拠点施設の追加、これが2分の1の補助。消防団装備の地方交付税の大幅増額。消防団車両と拠点施設の機能強化の地方財源措置（緊急防災・減災事業債）の継続などがポイントとしてこの法の中にあるようですが、本市への影響はどのようなことが考えられるのか。初めにお聞きしました人員不足という問題の克服にはすぐつながらないかもしれませんが、その他のその整備につきましても問題点の克服のための活用が考えられる部分がないのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（西村芳成君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） 地域防災力充実強化法がもたらす本市への影響と問題点克服への活用というご質問に対しお答えをいたします。

議員のおっしゃるとおり本市の最も大きな課題であります消防団員の確保、中でも消火活動等に従事する基本団員の確保につきましてはすぐに効果、影響があらわれるといった即効性のあるものではないと考えてます。一方、消防団の装備等につきましては、比較的香美市の消防団の装備というものはよいものを装備しておると考えております。ただ、車両等につきましても随時一定年がたてば更新をしていく必要がありますので、そういった際につきましては国、県等の補助を積極的に活用して更新をしていきたいというふうに考えております。

また、消防本部としましては、これを機会に消防団員の確保につきましてはより一層消防団と緊密に連携をとりながら、これまでどおり基本団員の確保を最優先として取り組んでいくとともに、今後は同法に定める施策につきましても内容が示されていくことと

思いますので、本市の実情に最も適した組織体制や消防団活動のあり方について検討を行い、消防団の充実強化、活性化に向けさまざまな措置を講じていく必要があると考えています。

以上でございます。

- 議長（西村芳成君） 21番、比与森光俊君。
- 21番（比与森光俊君） 以上で質問を終わります。
- 議長（西村芳成君） 比与森光俊君の質問が終わりました。

次に、12番、山崎龍太郎君。

- 12番（山崎龍太郎君） 12番、山崎龍太郎です。通告に従い順次質問をいたします。一問一答であります。

最初に、国税通則法改正に伴う納税相談事務等のあり方について伺ってまいります。

改正国税通則法が2013年1月から施行されました。帳簿書類等の提示、提出、税務署内でのとめ置き、修正申告の勧奨、更正請求の期間延長にあわせて増額更正も5年とするなど、納税者に義務を押しつけるものであります。また、所得300万円以下の白色申告者に対する記帳義務化も今年1月から始まりました。零細な事業者は日々の事業継続のため朝から晩まで長時間労働で働き続け、帳面づけもままならない方も多々見受けられるところであります。しかしながら、法改正に対し現実対応しなければならなくなった今日、税務署サイドも記帳義務化の周知等は一定行っているところでありますが、行き届いている状況ではありません。そもそも記帳事務はみずからの営業の状態を数字でつかみ改善等も行う、その到達点にて帳簿等をもとに自主申告権を行使していくものであります。しかし、前段に述べたように、まだまだ売り上げ、請求書、領収書など原始資料をもとに申告等に至っている方々がたくさんおられます。記帳義務化に対して今回は罰則規定は設けられませんでした。ただし、税務調査時に更正・決定などの税務上の処分を受けたとき、記帳されていないことから処分の理由が示されないなどと納税者に不利益がもたらされます。

そこで順次伺ってまいります。

申告事務の真っ最中で今年は把握はまだであります。申告期の市の取り扱う納税相談件数についてお尋ねします。また、農業者を含む事業所の申告件数はいかがでしょうかお尋ねします。

- 議長（西村芳成君） 税務課長、野島恵一君。
- 税務課長（野島恵一君） 山崎龍太郎議員の納税相談のあり方について、①申告期の納税相談数とはいう件についてお答えいたします。

平成26年度の市県民税等の納税相談は現在行っている最中ですので、前年度の平成25年2月16日から3月15日までに行われた平成25年度の納税相談についてお答えします。ここで納税相談件数イコール申告者数と判断してお答えさせていただきます。

期間中の申告者数ですが、2,387人でうち還付申告を含む確定申告をされた方は

953人となっております。個人で事業を行っている方については、期間中の事業別の集計はしておりませんので把握はできておりません。

以上です。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） それでは関連して伺ってまいりますが、事業別は期間中には把握されていないということでありました。全体で還付の方を含めて1,000人近い方が還付されているということでありまして、市の役割も一定果たされているでしょうが実際その市税の申告書におかれても、やはり事業所得等が発生している方は事業をされている方という認識で私は捉えているんですが業種の記入欄等もあります。営業所得の欄に数字を記入されている人が事業をされているというふうに認識されてますけれども、実際そのことを踏まえて把握の必要性がないから把握してないということなのかお尋ねします。

○議長（西村芳成君） 税務課長、野島恵一君。

○税務課長（野島恵一君） 現在のところ期間中の人員の把握は必要ないと考えております。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） ちょっとわかりにくいんですが期間中の人員の把握は必要ないと、期間中やなかったら今後整理する必要性も感じている部分もあるということではよろしいでしょうか、

○議長（西村芳成君） 税務課長、野島恵一君。

○税務課長（野島恵一君） 毎年統計調査として課税状況等の調というのがあるんですが、それは結局7月1日現在の状況で把握するものですが、それでは営業者であるとか農業者であるとか、事業所得に応じて課税の状況が把握されるという統計がありますので、そちらで把握できるので、期間中と1カ月の間を捉まえての判断は必要ないと考えております。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） よくわかりました。ということは、7月1日には課税統計状況調査というのがあるが、その時点ではつかめるということになるかと思いたすので、今後の質問に生きるというふうに思います。

それでは、次に移ります。

私どもは毎年南国税務署と税務行政全般について話し合いをさせていただいております。税務署の記帳義務化への周知は適正な記帳ができるようこの1年間記帳説明会を開催、また、必要に応じ個別指導も行っているとのことでありました。市としても昨年の申告期、そして今の時期、申告に対し一定の役割を果たし当局からも周知に対しての依頼等があると思いたすのですが、改正法の周知についての現状をお尋ねします。

○議長（西村芳成君） 税務課長、野島恵一君。

○税務課長（野島恵一君） お答えします。

所得税法等の関係法令の改正により、本年1月から事業所得を有する所得税の白色申告の方に対する収支、仕入れ状況、それから経費についての記帳とか帳簿の保存の対象者の拡大が図られています。国税局や税務署等の担当部局においても、平成24年度から広報活動とか説明会を開催してきたところです。市におきましては、同じように広報活動、納税相談時期の納税者に対する説明を行ってきました。広報香美、平成24年12月号及び平成25年12月号の記載記事、また、平成25年12月からは市のホームページに紹介をし、国税局のホームページともリンクをさせております。平成25年度からの納税相談時期におきましては、各担当職員がリーフレット、簡易な様式また記入例を用意し、記帳や帳簿の保存についての説明に当たってきました。

以上です。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 詳しい説明を受けました。

市役所において事業の申告をされる方は、さまざまなパターンはありましても改正法の所得300万円以下の記帳義務化の対象の方々がほとんどというふうに私どもは推測しております。実際のところ、さまざま先ほど答弁いただいたところ私も承知している部分も多々あるわけですが、実際現状認識として今の時期大変お忙しい中、そのことも踏まえて伝えているということですが、昨年の申告期に伝えて今年にも伝えて、実際同じような申告事務がなされているわけですね。その中でその効果はあっているのでしょうか。その点について、逆に言ったら伝え切れたかという点について再度の答弁を求めます。

○議長（西村芳成君） 税務課長、野島恵一君。

○税務課長（野島恵一君） 平成24年度と平成25年度を今現在の状況と比べて担当の職員に聞いてみますと、平成24年度に比べてかなりの方が記帳というか集計をされている状況が見られるという情報を得ております。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 担当の方に聞かれるとかなりの方が集計をできて、原始資料をどんと持って来てこれで計算をするという部分から一定前進しているというふうな答弁でございましたが、実際、現実的にそこにはどうなのでしょうね、やはり日計表とか集計表とか日々の部分のことができてから帳面づけとかそういうレベルに行っているのか。ちょっとそこら辺の集計できているという認識が課員の方々はどういうふうにつけているのか。法施行後1年が経過して、その実態はやっぱり前進した部分も分析しておかねばならないとも考えますが、その点について再度答弁を求めます。

○議長（西村芳成君） 税務課長、野島恵一君。

○税務課長（野島恵一君） 先ほども述べましたように、今まではそれこそ領収なりを一式持って来られて、うちの職員がその場で計算していくというような状況が多々見

られたということです。今年に関しては、去年からですがそういう周知も図っておりますので、今年の1月からはもう記帳もせんといかんという状況にはなっているんですが去年と比べて今年、その前から言うたらだんだんに状況はいい状況に向かっているんじゃないろうかと思えます。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） それでは、次に移ります。

所得税は確定申告によりますが、市税等は賦課徴収するわけでありまして。市税等を申告していても増差が出ることにより所得税の無申告者扱いとなったりするケースがあります。また、事業は例年所得変動するもので、私は自主申告権を貫き所得税が今年発生しない場合であっても、みずから権利行使として税務署のほうに申告することが事業者としては当然というふうにとらえるところであります。

そのような状況下、今年の実態を受け、市から確定申告をされた方や市税等の申告で終わった方に対して記帳指導等の取り組みが必要と考えます。現実問題、先ほど答弁を受けましたように、7月1日に統計で分類等はされるということになれば、それを受けて半年ぐらいたってますけど実際だんだんできていっていると、そのだんだんに進んでいっているでしょうが、何かあったときにはやはり指導が行き届いていないということのレベルの話にもなるかと思えます。行ったということとか、さまざま日計表らを渡すという事務もされて今の時期大変とも思いますが、そういう落ちついた一定の時期に、落ちつく時期も税務課はなかなかないでしょうけども、そういう統計という義務化された部分が出てきたときに周知されるというふうなことも踏まえて見解を伺います。

○議長（西村芳成君） 税務課長、野島恵一君。

○税務課長（野島恵一君） 今年の取り組みについてということなんですが、今年の取り組みとして先ほども述べましたとおり、納税相談時期においてリーフレットとか様式等を用いて対象になられる方、一応全ての方に対してその記帳制度の改正について必要になる説明を順次させてもらってますので、それによって来年の申告を備えてもらうということになると思いますので、ご本人もしくは家族の方に直接お話をさせてもらってご説明を現在もしておりますので、先ほど言われた市で確定申告された方、それから市税の申告をされた方に対しても同じような説明はしておりますので、理解されていると思いますので、来年の状況を見たいと思ってます。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） ということは、課長の認識では今年説明しているから後はもう市民が考えてやってくれんといかんぜよというふうなレベルなのか。けど、だんだん進んでも来年100%みんなが帳面を持って来て、はい、いきましたと。できればこの税の部分は、やはり憲法にも納税の義務はうたわれてますので、実際のところはこの部分で納税相談でやっている中でその部分だけの周知でいいのか、せめて7月1日には統計が出て、事業者が確定されたときにもう半期も過ぎました、帳面づけの整備を

しましうぐらいのことはできて、それでも100%いくとは思いませんけれども、手抜きなくできたということになるとと思いますが、現時点はそれでちょうど役割を果たしていると思いますが、その半年ぐらいたった時点で記帳指導等についての最後の確認文書を事業者に送るということは考えられないのか、その点についてお尋ねします。

○議長（西村芳成君） 税務課長、野島恵一君。

○税務課長（野島恵一君） これからの検討課題とさせていただきたいと思います。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 関連してですが、税務署との話し合いの中では、私どもは記帳義務化に当たっては小規模事業者の取引慣行や営業実態に即した記帳、自己が残した記録を尊重するように申し入れました。税務署の見解では、青色申告とは異なるので、日々の売上合計や経費などの合計額がわかればいいレベルであって、さほど難しいものではありませんということも言われました。逆に言えば、経営改善等に役立つような帳簿づけではないのかなとも感じたところでもあります。それはさておき、このような点を踏まえて現在までの答弁からも記帳指導の必要性も最終段階検討するということも言っていただきました。パソコン記帳なんかもできるとも、そういうソフトもありますので、簡単な。それから、やっぱり簡易な帳面づけの指導、日計表等も渡していると言ったんですが。そこら辺の相談窓口的なものは構えるということについては考えてないのか、その点もあわせてお尋ねします。

○議長（西村芳成君） 税務課長、野島恵一君。

○税務課長（野島恵一君） お答えします。

申告についての相談、それについては税務課が窓口ですので、対応しないということではありませんので、相談があれば対応をしていきたいと思っています。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） それでは、続きまして、集会所整備についてお尋ねしてまいります。

現在は地域活性化総合補助金の中で自治会等が集会所の整備を行う場合、地域住民の福祉の向上及びコミュニティの円滑な運営を図るためとして集会所整備事業の補助金制度がございます。

ある地域の議会報告会で、75%補助率で行われている本制度を利用して新築等をしたいが、あと25%の自己資本を構えるのも大変であると。しかしながら、耐震などの問題もあり早期に現在の施設を建てかえたいとの意向をお持ちでした。ただ、25%分を皆さんから集めるにしても数年がかかり、行政として何とかならないかという意見は至極納得できるものでありました。その点も踏まえ順次お尋ねしてまいります。

補助限度額は新築では900万円、増築、改修で450万円、移転で900万円、ほかにも多々ありますが、一定措置されておりますが、この間の利用実績についてまずお尋ねします。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、山中俊明君。

○政策企画財政課長（山中俊明君） おはようございます。山崎龍太郎議員の質問にお答えいたします。

地域活性化総合補助金の集会所に関する申請でございますが、2月末現在で23件あり交付決定をしております。そのうち新築、増築、改築、移転については、増築に1件の申請があり補助金43万3,000円を交付しております。新築、改築、移転については実績がありません。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 25件の申請があったということで、その中でも多額の予算が必要である増築が1件ですが、それも43万円何がしということでしたね。実際、やはり25%であってもみずからのお金が要るということになると、最低限の増築でとどまっているのかなというような感覚もするんですが。実際のところ、その部分の利用実績の中でやはり少ないという認識なのか。課としてはもっと多くてしかるべきと、予算を多額に要するこの新築等も踏まえて、その認識はいかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、山中俊明君。

○政策企画財政課長（山中俊明君） はい。お答えします。

この新築、増築、改築、移転等については多額の事業費が必要になってくるものでありまして、各自治会のほうでそんなに需要というか要望はないだろうというふうに考えております。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 次に移ります。

実績が少ないのはそういう要望もないであろうから、ただ集会所等も持っていない自治会等もあります、現実問題。実績について伺ったわけですが、では、この新築等についての要望はどうかということについて、集会所がないから新築したいが、老朽化したので建てかえたいがとか、そういうことについての現状の自治会等からの要望はどうなってるのかお尋ねします。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、山中俊明君。

○政策企画財政課長（山中俊明君） お答えいたします。

自治会からの要望でございますが、新築が2件、増築1件の相談がありました。うち増築の1件については先ほど説明しましたように補助金を交付しております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） その新築2件の要望はあったけれども現実申請等実現に至っていないという現状の要因は何なのかお尋ねします。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、山中俊明君。

○政策企画財政課長（山中俊明君） はい。お答えします。

1件は25%の自己負担部分、そして、もう1件は用地の関係というふう聞いております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 課のほうとしては2件新築の要望で1件が25%と、もう1件が用地の関係ということをおっしゃったんですが、さまざまそこら辺については地域の中では建てたいという要望はあるけども、やっぱりお金の部分が私は大きな要因もあるというふうなことも伺っております。

そこで次に移ります。これを聞きたいがために今まで前段を繰り返したわけですが。

市長は常々地域コミュニティの大切さは語っておられます。私も同感であります。そのときハードの部分が一定役割を果たすことが明確であります。ハードの部分というのは集会所等も踏まえてです。集会所に集い地域コミュニティを成熟させていく、そのために自治会などに自己資金に当たる25%分を貸し付けのような制度がつかれないのか。その点についてお尋ねします。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、山中俊明君。

○政策企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

地区集会所の新築については高率の補助、高額の補助金額を設定しておりますが、それでも地元負担が大きくなるため地元でも苦慮している状況があることは承知しております。市としても集会所は地域コミュニティの拠点となる重要な施設であると考えており、このことについて関係部署において協議をしておりますが、現時点で結論は出ておりません。

なお、ご質問の貸付金制度については、償還や徴収などの事務の増加などさまざまな課題がありますが、今後検討課題の1つとして協議していくことは可能ではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 今後の検討課題ということでは前向きには捉えてくれると思うんですが、実際償還とか徴収とか事務がふえることはもちろん当然ですけども、そのことがやっぱり前段に言われるというのはいかかなものかというふうには思われます。実際のところ、やっぱり自治会等がそういうことで耐震、危ないから早く建てかえたいというときなんかはかなりやっぱり地域で議論をされて、そういうお金の集めを各世帯1年間で1万円集めるとかいう計画を立てて、それから返済計画を立ててやるし、自発的にやはりしていけるというふうには思うんです。それに行政のもちろん集金にいかんといかんとかそういうレベルのことは、発生ももちろんしないでしょうし。実際のところは、自治会機能がしていく以上はやっぱりその目的に対してのお金を前倒しして、

もし200万円借りたとしたら何年計画で返済していくぐらいのことは、自発的な自主的な自治会活動としては当然できると思います。ただ、やっぱり今の危険な部分も改善するというのは、やっぱり安心、安全は場所づくりという点からいったら必要というふうに私は考えますので、ぜひ前向きに考えてもらいたいと思いますが。

市のほうでは、香美市施設等整備基金条例が制定されていますよね実際、それで市の施設等をやって。私はここで何を言いたいかというのは、やっぱりこういうものを集会所等の財源にできないかということです、基金条例を。少し変えるだけでできるというふうに私は考えられますが、そのことも踏まえて今後検討をいただきたいと思います。もちろん基金条例には、設置として「市の施設等の整備に要する財源を円滑に調整するため、香美市施設等整備基金を設置する。」となっています。この弾力運用というか弾力運用はしなくても、この条例をやはり市民の立場で使えるような貸付制度も踏まえて考えられないのか。その点についての再度の見解を求めます。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、山中俊明君。

○政策企画財政課長（山中俊明君） 集会所につきましては、先ほども申しましたように地域コミュニティの拠点となる重要な施設というふうに考えておりました、きょうもご提案をいただきましたので、そういう意見も踏まえて今後検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○12番（山崎龍太郎君） 前向きな検討を期待いたしまして私の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 山崎龍太郎君の質問が終わりました。

昼食のため1時まで休憩いたします。

（午前11時42分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（西村芳成君） 正場に復します。

一般質問に入る前に、比与森議員への答弁で、まちづくり推進課長、今田博明君から訂正の申し出がっておりますので許可いたします。今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 恐れ入ります。午前中の比与森議員へのふるさと納税に関する答弁の中で、来年度予算化しております特産品につきまして、4,000円掛ける30件で「120万円」と答弁したようで、正確には「12万円」の誤りでございますので、訂正をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 一般質問を続行いたします。

次に、9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） 9番、公明党の織田でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一問一答方式でお伺いをいたします。

まず初めに、民生委員の処遇改善についてでございます。

民生委員は社会福祉の増進のために、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談、援助活動を行っております。創設90年以上の歴史を持つ制度であり、また全ての民生委員は児童福祉法によって児童委員も兼ねており、妊娠中の心配事や子育ての不安に関するさまざまな相談に応じたり支援をしています。核家族化が進み地域社会のつながりが薄くなっている今日、子育てや介護の悩みを抱える人や障害のある方、高齢者などが孤立し、必要な支援を受けられないケースがあります。そこで、民生委員、児童委員が地域住民の身近な相談相手となり、支援を必要とする住民と行政や専門機関をつなぐパイプ役を務めています。こうした地域の見守り活動は今後さらに重要度を増すことになると思います。

以上のことからお伺いをいたします。

民生委員は、昨年12月一斉の改選時点で、県下16市町村において101人の欠員が出ています。本市の現状とまた活動状況をお伺いするものであります。なお、空白区があれば対応をお伺いいたします。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 織田議員の民生児童委員のご質問にお答えします。

現在は香美市では4地区の民生児童委員が欠員となっております。欠員地区の対応については、民生児童委員協議会全体で協力し合って対応してくれています。今後も折に触れて欠員解消に向けて努めていきたいと考えております。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） 4地区が空白、欠である。そのような答弁でございました。

全体でというのがちょっとわかりにくいわけなんです、ちょっとそこらを詳しく教えていただけますか。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 民生児童委員の定数が121名でして、そのほかに主任児童委員というのがそれぞれの地区にあります。土佐山田町地区が民生児童委員6名、主任児童委員が3名です。それで、香北町が29名の民生児童委員で主任児童委員が2名、それから、物部町では26名の民生児童委員がおりまして1名の主任児童委員がおいでます。このうち、欠員は土佐山田町地区の民生児童委員が3地区で、香北町地区の民生児童委員が1地区となっております、全体で4地区4名が欠員となっております。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） ちょっと私の質問に対する答弁になっていないんじゃないかと思うわけなんです、要は欠のところ、それはどういう形で補っているかという、そこをちょっとお聞きしたいわけなんです。主任がそこへ入るとか、また周辺の民生委員がその地域も兼務するとかいう、そこらのところをちょっと教えていただけますか。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 欠員地区の対応については、民生児童委員協議会全体で協力し合って対応してくれているというように考えております。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） 妙にちょっとわかりにくいわけなんですけど、具体的にその欠、空白区のところへ今月は誰が行くとかいうような、これは毎月協議会の会合をとったりして報告書等なんかも出すのではないかと思いますけど、その空白区は誰が今月は行くとかいう、そういう具体的なものはちょっとわからんわけですか。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 申しわけありません。具体的なところまでは把握しておりません。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） はい。わかりました。それでは、次に移らせていただきます。

推薦に当たりましては、民生委員は人格、識見高く、広く社会の実情に通じ、かつ社会福祉の増進に熱意のある方とあります。児童虐待から高齢者の安否確認まで、自治体から期待される職務範囲はだんだんと広がっています。職務範囲が広がれば広がるほど求められる能力も当然高くなってまいります。民生委員の推薦のハードルを上げる形となっている。これは自治会長なんかは推薦する場合にそういうような状況が当然生まれてくるのではないかと考えております。加えてそもそもなり手が不足している、住民の意識の変化により地域活動への参加が消極的となり、その影響で民生委員を推薦する自治会も減少しているのではないかとそのように思うわけでございます。

2番目の質問ですが、民生委員の任期、3年ごとに自治会長へ推薦要望が届いていますが、自治会エリアと民生委員の掌握エリアが異なる、そういったケースが多々あると思いますが、民生委員の掌握エリア数と対応、そこらをちょっと具体的にお伺いいたします。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） ご質問のとおり、自治会の範囲と民生児童委員の担当地区の範囲が異なる地区があります。このため、自治会長には複数の地区の委員を推薦していただく場合と複数の自治会長が1人の民生児童委員を推薦していただく場合があります。高齢化、過疎化が進んだ地区では複数の自治会に1人の民生児童委員担当地区とすることはやむを得ないことだと考えますが、土佐山田町内の市街化区域内では、自治会と民生児童委員担当地区が混在、入り組んだ区割りとなっており、自治会長、民生児童委員ともにご不便をおかけしております。今回の改選時に2地区を変更しましたが、今後戸数の変化を見ながら自治会長、民生児童委員とも協議しながら、よりよい活動しやすい方向になるよう努めていきたいと考えております。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） はい。これ土佐山田町地区でそういう複数いうんかまたがっ

たエリアがあるということなのですが、香北町、物部町地区についてはそういう状況にあるのでしょうか。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 土佐山田町地区でもそうなのですが、複数の自治会を1人の民生児童委員が担当するということはあるのですが、土佐山田町内の市街化区域内の混在をしたような入り組んだ区割りとなっているということは聞いておりません。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） いや、香北町、物部町地区はそういう状況ではないということですか。その自治会区と民生委員のエリアが同一であると、そのように認識していいわけですか。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 複数の自治会の区域を1人の民生委員さんが持っているというのはあると思います。

（3番、織田秀幸君、自席より「香北町でも物部町でも」と発言する）

○福祉事務所長（岡本明弘君） はい。香北町でも物部町でも。そして、土佐山田町地区の市街化区域外の周辺地区でもそういった地区は土佐山田町でもありますし、香北町、物部町にもあります。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） 何かしつこうに質問するようでございますが、これは自治会長と民生員さんは今後ますますお互いに情報交換じゃないですけどそういうやりとり等も重要になってくるいう、そういう観点からちょっとお伺いをさせていただきました。次に移ります。

こうした状況に対応するために参加要件の緩和、または個人情報の取り扱いガイドラインの検討などが行われているようにもお伺いしております。民生委員と同様に奉仕者として無報酬で活動している人権擁護委員や保護司などを含め社会として必要な活動を行う者に対して、特別職、公務員としての一定の身分保障を行うなど、制度そのもののあり方、再検討を求めるそういった声も出ているようでございます。

以上のことから、民生委員は特別職の地方公務員で厚生労働省、これは厚生労働大臣が委嘱すると。しかし、活動時の補助以外は無報酬で、実態はボランティアであります。今後ますます高齢化の進展に伴い見据えた改善、そういったものは福祉事務所として何かいい策はないか、その点をお伺いいたします。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） ご存じのように民生児童委員は報酬はありません。生活の困難な方への援助や自立支援、相談活動などが主な活動内容で、これは地域福祉活動であり、報酬を得て行う業務内容ではないと考えております。しかしながら、行動するために必要な活動費、つまり実費費用分や学習会、研修会費などについて、各民生

児童委員協議会に補助金が出ております。民生児童委員の皆さん方には委員として活動、行動することで生活の困難な方への援助や自立支援が少しでも改善されたり、手助けとなり喜ばれたり、相談活動などが成果となったり解決されたりすることで、やりがいや誇りを感じて活動していただきたいと考えております。協議会への補助金以外には自治体から上乘せなどで出すことは考えてはおりません。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） 民生委員さん、だんだんと高齢化が進む中、またきょうも同僚議員からの質問等でもありました災害時要援護者等なんかについても、民生委員さんの1日のそういう諸活動、そういったものが大きく減災に結びついていく、そういうようなことも当然想定されるわけでございます。確かに報酬をつけろとか報酬を上げろとか、そういう形でしたら民生委員さんが我も我もとといったような手を挙げるかというたらそうではないと思いますけど、私も先ほど言いました公務員としての特別職、公務員としての一定の権限とかそういったものをまた再度検討していただいたらとそうに思っております。

これは一石を投じるという形でまた検討もしていただいたらと思います。民生委員さんも個人情報保護法、そういったものでなかなか思うような行動もとれないとか、いろいろな問題点も抱えているのではないかとそのように思っておりますが、そこらが言うたら権限強固やないですけど、そういった面も含めてまた検討をしていただいたらとそんなに思っておりますので、その点よろしくお願いを申し上げ次の質問に入らせていただきます。

2項目めの自治会活動の推進であります。

自治会活動は住民相互の親睦を深める殊のほか、よりより地域づくりのために地域のさまざまな課題、解決に向けた取り組みを行っています。町内会、自治会、さまざまな取り組みはまさに地域の共助の機能を高めるものであり、近年の都市化の進展により地域における人と人とのつながりが希薄になっていると言われております。それに伴い身近な地域での犯罪や災害、ごみ問題と地域が抱える課題に対する人々の不安が大きくなっている中、住民同士の助け合いの意識が災害時の被災者支援において有効に機能したり、住民による防犯活動が地域の治安向上に効果を上げているなど、地域における人と人とのつながりが安心できるまちづくりの確保に重要な役割を果たしていることもまた事実であります。そして、その地域における人と人とのつながりの代表が町内会長、自治会長であります。よく遠くの親戚より近くの他人と言われてるように、いざというときにはお隣さんや近所の人たちが一番頼りになるものでございます。同じ地域に住んでいる人同士が仲よく助け合い、共同意識を高めるために町内会、自治会の果たす役割は私たちを取り巻く環境が大きく変化している今、ますます大きくなってきているのではないのでしょうか。町内会、自治会は明るく住みやすく、安心できるまちづくりを目指して活動しております。

以上からお伺いしますが、本市の自治会、大・小規模合わせて192組織あると。そして、各町内会長に年額2万円の報酬を支払っていると思います。この金額の根拠をお尋ねいたします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 織田議員の自治会活動の推進の中で、自治会長の報酬2万円の根拠についてお答えを申し上げます。

自治会長の報酬につきましては、合併協議における調整の中で土佐山田町の例によるとされまして年額2万900円と規定され、そして、平成22年3月定例会において条例改正がなされ、年額2万円となり現在に至っております。

改正時における当時の担当課長の説明では、2万円がその算定根拠を持っているか否については確たるものはないが、自治会長会あるいはその他連絡調整等に要する部分についてのことを考えると、大体3人役から4人役ぐらいの数字として求められたのではないかと認識していると答弁されております。

このことから、年度や自治会によっても当然のことながら違いは出てくるものの、平均的な連絡調整に要する手間を3人役から4人役とし算出されたものではないかと推測するところでございます。ちなみに、非常勤の特別職の各委員は、日額の場合は多くの委員が5,100円と条例で規定されており、この額を当てはめると4日で2万4000円となり、おおむね現在の報酬額2万円に近い数字となります。

以上です。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） 特別職の4時間を超える金額が5,100円と、そういうことを言われました。1つ私が疑問に思うのは、これ192ある中で大小の規模があります。大きい規模と小さい規模をちょっとお伺いします、世帯は。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 済みません。ちょっと質問の中になかったので、数字のほうは押さえてませんので申しわけございません。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） 私の知る範囲では1桁の数世帯があり、そしてまた300を超える世帯があるように認識しとるわけなんです、皆さん同一いうそういう認識で構いませんか2万円の支給は。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） この報酬額については年額で定められておりますので皆さん同じ額でございます。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） そこで私が申し述べたいことは、行政の持つ公平、公正、そういう観点から言うと、数世帯のところも350余りある世帯のところも、その報酬が

2万円はいかなものかとそのように思うんですが、そのことについての見解は。

- 議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。
- まちづくり推進課長（今田博明君） 報酬につきましては、あくまで個人にお支払いするものでございますので、その報酬額に差があるというのはいかなものかと思っておりますので、同じ額というのが適当ではないかというふうに思っております。
- 議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。
- 9番（織田秀幸君） 先ほど言いました公平、公正の観点から言うてそのとおりでないと、そのように課長は思いますか。
- 議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。
- まちづくり推進課長（今田博明君） 定額であることが公平だというふうに思っております。
- 議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。
- 9番（織田秀幸君） なかなか、わかりました。かたくなな2万円を表明されておりますが。これ、私はきょうの山崎龍太郎議員の集会所整備等の質問がありました。要はだんだん集会所が古くなったり、耐震化等に要る費用いうたら、これ全て町内会から集めんといけないわけですね。確かに4分の1、25%であとは…。
- 議長（西村芳成君） 織田議員、通告にない範囲へ行ってますので。
- 9番（織田秀幸君） はい。これ私の提案なんですが、今広報の配付なんかが2回から1回になりました。そしたら、町内会へ入ってくるお金いうんは、半減とは言いませんけどかなり下がってきたわけなんです。町内会の資源いうたら町内会費とその広報の配付料なんです、もともと大まかなところは。そして、町内会長に出すこの2万円を、これ私の1つの提案なんですが、地域によっては中山間の広い地域もあるんです。そこらは広報配付数により何割か増すようなそういう細やかな制度を今後検討していただいたらとそんなに思います。マンションが建ち並ぶ中100世帯あります。中山間はこれはもう会長を初め班長さんなんかがずっと広報を各戸に配付していくわけなんです。そういったことも含めて、中山間のそういう広いところなんかには何割増しぐらいの対応で配付手数料をふやす、そのことによって公平、公正が保てるのではないかと私はそのように思っております。192組織の町内会長に出すこの2万円の原資、要は別にその予算をつけるとかいうのではなしに、これは多くの市民の方もこれ町内会長に直接入金がされております、この2万円については。中には知らない方もいますし。それぞれの町内会組織では役員に対してそれぞれ決められた報酬、そういったものを町内会長及び役員はいただいております。これは1つ私のほうからのそういう要望いう形でお願いしたい思います。

次に移らせていただきますが、自治会長会、行政連絡会は全市で1回、これは合併協定の中でもうたわれております。支所管内は各支所単位でこれ2回行っているわけです。これ土佐山田町は全市の1回だけであるわけなんです、これは行政主導いう形であえ

て書かせていただきましたが、小学校区単位、片地小、楠目小、そこらをあわせたところ、山田小は山田小、舟入小とか香長小とかいうその3学区ぐらいに分けて、そういった開催への検討、そんなものがないか、その点お伺いをいたします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） お答えをいたします。

行政連絡会につきましては、原則として年1回、特別な事情がない限り予算の確定した4月下旬をめどに実施をしております。また、物部支所管内におきましては、これより別に物部地区自治会長会の主催で年2回、香北支所管内におきましては、合併当初は実施していなかったものの平成20年より自治会長の交代時期である1月に行政主導にて実施をしております。

さて、年1回開催しております行政連絡会につきましては課題もございます。現在は中央公民館を会場として実施をしておりますが、昨年度の自治会長の出席率は56.3%でございました。行政としてはできるだけ多くの自治会長さんにお集まりいただきたいというふうに考えておりますが、この出席率でも会場には余り余裕がないような状況でございまして、仮にこれ以上の出席があった場合、場合によっては会場に入れなくなるといった事態も懸念されます。また、合併前の旧3町村でそれぞれ違った行政課題もあり、香美市全体の会議では意見が出しにくいとの声もございます。行政連絡会では市の組織や予算、そして新規事業や補助事業の説明をさせていただいていることから、できる限り多くの自治会長さんにお集まりいただきたいというふうに考えており、会議の出席率を上げるためには出席しやすい環境を改めて考えていく必要もあろうかと思っております。そのためには、現在の開催方法につきまして自治会長さんはもとより新市長や両支所等のご意見等も聞き、今後検討してみたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） ぜひとも、これ土佐山田地区はもう行政連絡会1回だけでございます。物部町、香北町、全員が集まって前回56%であったという話であります。これは市全域で集まって行政連絡会で質問時間もいただいておりますが、なかなか皆さんが思うような行政との質疑応答、そういったものができてないのではないかと、そういう観点から私はこれを取り上げさせていただいたわけなんです。先ほどの答弁では今後また検討の1つに上げられるとそういう答弁であったように思いますが、その認識でよろしいでしょうか。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） そのとおりでございます。できれば新年度中に自治会長さんにアンケート等も実施しまして、今後の開催方法について検討してみたいというふうに考えております。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） はい。それでは、次の3点目の質問に移ります。

読書通帳の導入でございますが、活字離れが叫ばれる昨今でありまして、本を読んだり本から必要な情報を調べたりすることが少なくなってきました。そのような中、読書を通して物事に感動する心を育てることや必要な資料を探し出す力を身につけることはとても大切なことでもあります。また、情報化社会において広くインターネットなどが活用されていますし。しかしながら、児童にとっては膨大な資料から自分に必要な情報を引き出すことは難しく、その困難さからも学習意欲をなくしてしまう児童も少なくないようにお伺いしております。

以上の点からお伺いします。活字離れが指摘されていますが、本市の小中学校の読書意欲向上に向けた取り組み、これは大事なことであるように思いますが、その点をお伺いします。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 織田議員の活字離れが指摘されているが、本市の小中学校の読書意欲向上に向けた取り組みというご質問にお答えいたします。

まず、学校における読書意欲の向上への取り組みにつきましては、まず1つ目に環境整備事業としまして、各図書室等におきましては空調の設備を導入しております。それと、もう1つ図書支援員、これは高知県の学校図書館読書環境整備事業補助金を活用して、司書教諭や図書指導員がいなかった学校におきましては2校を兼務する図書支援員を配置しております。その結果、学校図書館の環境整備が進み、子どもの読書量がふえておるという結果が出ております。

それから、2つ目としまして、こういった取り組みを評価していただきまして、高知県のほうにおきまして日々の授業での読書意欲向上の取り組みとして、各校におけます言語活動の充実を目指しまして、学校図書館を今まで以上に活用した授業が進められております。そういった高知県の動きの中で、これには平成25年度から言葉の力育成プロジェクト事業というものの指定を山田小学校のほうで受けまして、これは香美市全域の中で取り組んで特に重点して推進校として山田小学校でやっておるわけでございますが、これは年間50万円の3年間継続事業でございます。この中には学校図書館活動の充実、それから国語学力の向上、それから新聞、そういった部分で学力向上、それから読書活動をいろんな部分で取り上げていくと。それで、年間におきましての公開発表会も行われるというようなことになっております。

それと、今後におきましては図書システムの構築に向けまして、今年度できるものがありますが、教育振興計画に基づきまして今後は進めていきたいと思っております。まず、現在の山田小学校、大宮小学校におきましてはシステムがありますが、これにつきましての入れかえ、今のシステムの更新がなかなか難しいですので、新しいシステムの入れかえというのを平成26年度以降に取り組んでいきたいというように考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） はい。小学校については朝の読み聞かせとか図書館の環境整備、そういったものも答弁の中にございました。そして、また最近はITを使ったそういう情報技術をフルに使ったそういった取り組みもされておるように思います。これは先ほどちょっと答弁の中で聞き逃したかわからんですが、これ鏡野中学なんかもそういうような状況であるという、そういう認識でよろしいでしょうか。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） はい。お答えします。

鏡野中学におきましては、従前から図書支援員としたもので臨時の方を雇用しております。それから、空調につきましても同じように整備をしております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） 先ほど答弁をいただきました。小学校、中学校、ほぼいろいろな検討課題をだんだん積み上げていってすばらしい状況である、そのように認識をします。

次に移ります。

私が質問したかった骨子が2点目ではありますが、これ文部科学省が事業委託するICT情報通信技術を活用した読書通帳による「読書大好き日本一」とこの推進事業がありまして、その実績報告書に調査対象の中学校で導入したところ、学校図書館への来館者が約3倍にふえたという記載があります。読書通帳には図書室で借りた本のタイトルが記載されます。また、その本を何番目に借りたかもわかるようになっております。借りた本の履歴が残ることは生徒にとって読書への励みとなるとともに、その履歴をもとに次に読む本のアドバイスをもらえるという利点があります。一方では本の履歴、こういったものが個人情報となりますのでプライバシーの問題も当然上がってくるわけなんです。リーディングアドバイザーに来ていただくなど、読書意欲向上のためにもこういった工夫をしなければならないのではないかとそのように思いまして、この読書履歴が一目でわかる読書通帳の導入を検討できないかということでお伺いをいたします。

○議長（西村芳成君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） 織田議員の読書通帳の導入の検討はできないかというご質問にお答えいたします。

このご質問にある読書通帳でございますが、現在全国的なことを調べさせていただきますと、公共図書館の中には図書館が作成した読書通帳へ借りた本が印字できる機械を導入しているところや、また手帳に張るシールを打ち出したり、利用者自身で書き込む手帳の配布を行っている図書館があるようでございます。

現在、香美市の図書館におきましては、図書館システムによりまして蔵書を検索をいたしまして貸し出し業務を行っていますが、利用者の過去の貸し出しのデータとしては

現在保存をしていない状況でございます。そのため、履歴が必要な方は貸し出し時に渡しております書名と返却期限日の入った貸し出しレシートを渡しておりますが、それを自分の読書記録として保存をして活用をなさっているようでございます。そういった状況でございますので、今後通帳へ印字する方式を当図書館が導入するとなりましたら、貸し出し記録を一時的に保存するためのサーバーの設置が必要となりますが、当館が導入しているシステムでは読書通帳機を運用した事例がないということでございます。また、システムメーカー側での対応検討も必要となるため、現時点では導入について明確なお答えはできない状況となっております。また、現システムでのシールの打ち出しにつきましても、それができるかどうかの調査が今後必要となってまいります。

こういった状況でございますので、図書館といたしましては、今後利用者の方々から読書通帳に関しましてのご要望が多いようでございましたら、手書きによる手帳の導入を検討したいと思っている状況でございます。よろしく申し上げます。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） 読書意欲増進に向けてまた一石を投じるという形でまた私も投げかけておきますので、今後またそれぞれの中学校、小学校において、また検討課題の1つに上げていただいたらとそのように思いますので、その点よろしく願いをいたします。私のほうからは以上で質問を終えます。

1点申し添えたいことがあるんですが、当初通告に私も門脇市政8年を振り返っての総括ということで質問を入れておりました。折に触れて市長もいろいろとまたお話があるんじゃないかということであえてのけさせていただいたわけなんですけど、我が党に対しましても、門脇市長はいろいろとご理解、ご協力いただきましたことをこの場をおかりして厚くお礼申し上げまして私の質問を終わります。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（西村芳成君） 織田秀幸君の質問が終わりました。

次に、16番、島岡信彦君。

○16番（島岡信彦君） 16番、島岡信彦、自由クラブ、通告に従いまして総括方式で一般質問をいたします。

1点目は秦山公園についてですが、子どもの体力低下の原因は保護者を初めとする住民の意識の中で、外遊びやスポーツの重要性を学力の状況と比べ軽視する傾向が進んだことにあると考えられます。また、生活の利便化や生活様式の変化は、日常生活における体を動かす機会の減少を招いています。主な運動不足の要因としては、学校外の学習活動や室内遊び時間の増加による外遊びやスポーツ活動時間の減少、空き地などの子どもたちにとって気軽な遊び場の減少があります。とりわけ公園は子どもが体を動かせる遊びの場であり、自主性や社会性を育てる重要な役割を果たしている空間だとも考えており、私たち大人にとっても心が癒され、ほっと一息つける場所ではないかと思っております。

本市の秦山公園は1年を通して利用される方々も非常に多く、市内外を問わずリピーターが多く県内でも人気の公園の1つです。リピーターが多い理由は入場が無料であることや行き届いた公園管理にあたり、小さな子どもから遊べるさまざまな遊具の充実やボール遊びなどが楽しめる芝生の広さなどと感じております。しかしながら、建設され10年を経過したこの公園は、いろいろな方々が来園して使用頻度も多くあると思われまます。また、子どもは遊具を大人の思いも寄らぬような使い方をして遊んだりすることもありますので、遊具等の維持管理は重要であると考えます。今後の遊具等施設の維持管理、補修等についての考えをお聞きいたします。

次に、防災関係ですが、今年に入り火災の発生が非常に多く、数日前の火災により亡くなられた方も出ており非常に残念なことだと思えます。住民の生命、財産を守り、地域の安心、安全といった視点から質問をします。

消防を取り巻く環境は高齢化及び高度情報化の進展、さらには市民意識の多様化などにより大きく変化しており、災害や事故も複雑多様化の傾向を強めております。近年は全国的に地震、台風、集中豪雨などの自然災害などが相次いで発生し、また、予想されている南海トラフ巨大地震を含め自然災害や各種災害に対する消防の担う役割はますます重要なものとなってきております。このような情勢に対応するため消防力の強化、救急救助体制の充実、火災予防の推進に積極的に取り組み、市民が安心して安全に暮らせるまちづくりを進めることが必要だと思えます。複雑多様化する災害に迅速かつ的確に対応するためには組織力を高め、市民、地域、行政、関係機関等が一体となった対策を推進していく必要があります。市民ニーズにスピーディーに対応できる職員の育成が望まれるほか、個々の資質の向上を図る必要があります。また、高齢社会の移行に伴い、心疾患や脳疾患など年々増加する救急需要に対して、迅速かつ適切で質の高い救急体制が求められております。

そういったことから消防署員の専門性や技術性を高め、現場活動に特に必要な研修や実践的な訓練を行い、各種災害への対応力の充実強化を目指す必要があると考えますが、そういった取り組み状況についてお聞きします。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君） 島岡信彦議員の秦山公園子どもの広場の維持管理についてお答えをさせていただきます。

平成18年から供用開始し今年で8年目になります。管理運営においては日常の異常管理や直営での月1回の遊具、施設の定期点検、そして植栽管理、維持修繕を専門的な業者に頼み、日常は地域による愛護会への委託管理、夜間は宿直管理委託を行って対応しています。利用経過の中で5年を過ぎた時点から、遊具のメンテナンスや修繕が必要となっており、今年度は大型遊具の塗りかえを施工しました。現状では芝生や植栽、場内管理とも良好な状況から、これからも経費削減も熟慮、検討しながら、来園者に安全

で安心な公園として心地よいおもてなし、また、魅力的な定住環境の整備のためにもこの体制で継続していきたいと考えています。

○議長（西村芳成君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） 島岡信彦議員の消防署員の高度な専門的知識や技術を習得するための取り組み状況についてお答えをいたします。

消防本部、消防署は当然本市の重要な消防防災機関であり、その組織力を最大限に発揮するためには、人員及び機材の効果的な運用や関係機関との円滑な連携など組織体制の整備とともに職員一人一人が高度な専門的知識や技術を習得し、各種災害対応能力の向上を図ることが必要不可欠と考えております。そのため、所属内においても消防学校等で研修を受けた職員からのフィードバックはもちろんのこと、消防関係の専門図書やインターネット等を活用し、さまざまな情報を入手するなどして各種訓練、研修に取り入れております。しかしながら、所属内での訓練、研修には限界があり、消防学校等における研修や他機関との合同訓練は高度な専門的知識や技術を習得できる貴重な機会であると捉え、毎年度予算の範囲内、また通常勤務に支障を来さない範囲内において消防学校等への入校や他機関との合同訓練に積極的に参加をしております。

本年度は救急救命東京研修所に1名、消防大学校に1名、これにつきましては、平成26、27年度に高知県消防学校の救助科専任教官として派遣予定であるため県費にて入校したものでございます。また、高知県消防学校に延べ11名が入校し、それぞれの専門分野における最新の知識や技術を習得するための研修を受講しており、平成26年度につきましても同程度の研修を予定しております。

他機関との合同訓練としましては、高知県消防防災ヘリ、香美警察署との合同の山岳救助訓練、毎年恒例であります中国・四国ブロック緊急消防援助隊合同訓練、また、今年新たな取り組みとしまして、高知県内の全消防本部が参加しました南海トラフを震源とする大規模地震を想定した緊急消防援助隊の受け入れを主目的とする訓練を高知市において実施をいたしました。この訓練は今後も継続して実施をする予定となっております。また、このほかにも救急救命士に対する生涯学習としまして病院実習などを毎年行っております。今後も新たな知見や技術の進歩、また社会環境の変化に的確に対応できるよう職員の研修、訓練等については積極的に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 16番、島岡信彦君。

○16番（島岡信彦君） 済みません。2回目の質問を。

遊具等の管理については、直営とかっていう形で自分らでやりゆうということになりますかね。そういうことであれば、10年と言いましたけども8年たって、5年間は何かメーカーの保証があったというようなこともお聞きしますが、逆に言うたら、もう8年も過ぎたらメーカーとかそういうところに年間1回ぐらいの委託契約、点検等については出すようなことが適切ではないろうかと思えます。その点を1点と、ふわふわド

ムというのがうんと利用頻度が高くてまた管理も難しいと思いますが、その点についてはどのような考えを持たれておられるのか。

あと1点、ようそこへ行く方に夏場の日差しがうんときつというようなこともお聞きすることがありますが、日影が少ないというようなことも聞きますが、その点について。

それと消防長のほうに。僕は以前赤バイ隊とって質問をしました。最近署員がよう原付バイクで赤で塗ったがを2台か3台見ましたけれど、うちの地理的な状況を考えてときにはもうちょっとバージョンアップしたモトクロスタイプみたいなバイクを購入されて、隊とまではいかいてもそういった形で訓練するとかいうこと、前の消防長はたしかそういうツーリングのグループと協定を結ぶとかっていうようなことも言っておりましたが、たしか2台ぐらい原付をあこで塗ってるのを見ましたので、ひょっともうちょっとバージョンアップしたモトクロスタイプのバイクを一、二台購入して、職員の方々にうちら河川とか山岳のところもありますき、そういうことを訓練したら割りにどうかなと思いますけど。これ提案ですけど。

それと、あと消防長は研修等にはっていうことがありますけど、我々一番思うのは、業務に支障を来すきこういった形で研修に行けんとか、そんなことはないのか。

○議長（西村芳成君） 建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君） 島岡議員の2回目のご質問にお答えをいたします。

直営で月1回の点検、これについてはマニュアルをもとに点検をしております。定期的に異常が、ちょっとふぐあいがあるようなときには、また専門的なところで異常も確認したいと思います。

そして、エアランポリン、通称ふわふわドームですが、これも非常に使用頻度が多く劣化が一番激しい遊具でございます。この修繕をしながら使っている中で一定の耐用年数がもう近づいております。確かに外幕の交換時期が近いうちに來るので検討しなければならないという状況にはなっております。

そして、夏場のその日影の関係ですが、なかなか土質から高木、植栽木がうまく茂らない状況もございます。また、その日影の必要な箇所についても、やはり芝生の広場とかそういうような箇所やと思います。なかなか逆に植栽をして、またそういうスペースを潰すということも今すぐは判断はできておりませんので、日影の不足についてはまた検討していきたい、そんな思いでございます。

○議長（西村芳成君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） 島岡議員の赤バイ隊の導入、またオフロードタイプの導入といった質問についてお答えをいたします。

議員のおっしゃるとおり現在住民の方にご寄附をいただきまして110ccのクロスカブという若干通常のカブよりはオフロード性能の高いバイクを1台、それから、同じくこれも寄附をお受けしたもので50ccのカブを1台、現在消防署に配備をしております。

使用の目的としましては通常の事務連絡等、また地理や水利の確認のために通常は使うというふうに考えております。また、大規模災害の際には当然孤立した集落などの確認等にも活用する予定はしております。議員のおっしゃるとおり、全国的にはオフロードタイプのバイクを導入しているところが多くありますけれども、やはりこれを効果的に運用するとなると、それ相応の訓練というものが必要となってまいります。また、香美市の地形を考えたときに、孤立する場合は急峻な地形で道路などが崩落するとかいうことが想定をされますので、幾らオフロードバイクであってもなかなかそういうところに偵察に行くというのは危険でもあり、困難であるというふうに考えております。まず、隊員の安全というものも考慮しなければなりませんので、なかなかそこまでは現在のところでは難しいというふうには考えております。現在あるクロスカブ等において可能な範囲で対応していきたいというふうに考えております。

2点目に、研修につきまして業務に支障を来さない範囲内で研修、訓練等を実施しておるといことで、そういった事情もあり逆に研修や訓練に一定の制限があるのではないかとといったような趣旨だとは思いますが、平成21年（後に「平成23年」と訂正あり）から3部制を導入いたしまして、3週間に1回日勤日があります。これは当務隊と別にまた別の隊が朝の8時半から17時15分までの間、日勤勤務につくというような形をとっておりまして、この日を訓練、研修等に有効に活用することができており、実績を見ましても、平成21年以降訓練や研修などがかなり増加しておるといったような状況になっております。3部制の大きなメリットの1つであると認識をしております。また、消防本部の職員につきましても、やりくりをしながら消防学校等にできるだけ派遣をして、質を高めるように努力をしておるところでございます。

以上です。

- 議長（西村芳成君） 16番、島岡信彦君。
- 16番（島岡信彦君） 質問を終わります。
- 議長（西村芳成君） 島岡信彦君の質問が終わりました。

次に、5番、濱田百合子君。

- 5番（濱田百合子君） 5番、濱田百合子です。通告に従って一問一答方式で質問をします。

1問目は震災時の食物アレルギー支援についてです。

昨年12月16日、文部科学省の調査発表によると、学校が食物アレルギーと把握している小中高生が9年前の約33万人、2.6%から約45万4,000人、4.5%に増加したことがわかりました。誤って原因食物を口にしたケースが昨年度少なくとも40件あったことも判明しました。一昨年は急性アレルギー反応、アナフィラキシーショックを起こし死亡した例もありました。昨年8月の調査では、アナフィラキシーを経験した子どもは5万人弱、自己注射薬エピペンを持つ子は約2万7,000人いるという調査結果も発表されました。このように食物アレルギーを持つ子どもがふえている現

状を考えると、近い将来南海地震の発生が懸念されている高知県は、食料備蓄の中にアレルギー対応の備蓄もする必要があると考えます。県と市町村の連携が必要です。

さきの東日本大震災の被災地では、食物アレルギーに対応した食料の備蓄や受け入れ態勢が整備されていなかったため、子どもを含む患者らが命の危険にさらされたケースが相次ぎました。阪神大地震や新潟県中越沖地震でも問題化をしましたが、教訓は生かされていませんでした。

岩手県盛岡市のアレルギーを持つ親の会の代表の方が、各地の患者会から集まった支援物資を県の窓口を持って行ったり、送ってもらったりと手配をし、10日後に県に行くと物資は積まれたままでニーズがないとの理由で配送されておらず、担当者はアレルギー患者を把握する余裕がないと答えられたということです。市町村がアレルギー患者を把握し、県との情報伝達ルートを確認していくことが必要ではないかと思いました。代表の方は、支援物資が避難所に届いてもカップ麺やパン、卵などはアレルギーの子どもは食べられません。行政側の支援やルールづくりが必要だと訴えられています。また、アレルギー対応食の備蓄があった名古屋市から仙台市に送られたアレルギー対応食が、一般の支援物資に紛れて行方不明になったと指摘もありました。防災対策として、対象者がいる家庭ではアレルギー対応の備蓄はもちろんしておくべきと思いますが、二次被害を防ぐためにも避難所での適切な対応を市として整備しておくことが必要ではないでしょうか。

本市が平成24年3月に作成した地域防災計画では、食糧の備蓄品目に「子供（乳幼児）から大人まで、食することのできる非常食の備蓄を行う。」と明記してあります。食物アレルギーに対して支援ができる状況であるのかを質問いたします。

①、まず、本市の乳幼児、児童、生徒の食物アレルギーの実態についてお尋ねいたします。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 濱田議員の震災時の食物アレルギーの支援についての中の乳幼児、児童、生徒の食物アレルギーの実態ということにお答えします。

これは昨年6月議会でも同じような答弁をさせていただきましたので、改めて答弁させていただきます。

保育所におきまして、平成25年度、現在2月の時点ですがアレルギーを牛乳と卵そういったもので児童が31人、次に、平成26年度入所予定児童で今把握しておるのが37人となっております。なお、除去するアレルギーが同じでも除去内容は個々で異なるため、医師の指示に従って除去内容を変えております。例えば、卵の除去でも卵を使用したパンや菓子を食べてもよい児童がいれば、加熱の有無や量の多少を問わず完全除去を要する児童もいるというように、提供する給食には幾つものパターンがあるというのが現状でございます。

次に、学校現場におきましての実態ですが、学校が把握しております食物アレルギーを持つ児童生徒数は小学校で37人、中学校で25名、合計62名となっております。そのうちの1名がアナフィラキシーの可能性があると報告を受けておりますけど、自己注射の所持はしておらないというふうになっております。

また、対象児童生徒への給食での対応につきましては、保護者と学校、給食センター、栄養教諭を含んで相談して、給食センターごとに対応しておるとというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 学校給食センター所長、竹内 敬君。

○学校給食センター所長（竹内 敬君） 給食センターとして取り扱う食材の観点から答弁を申し上げます。

状況把握のため物部学校給食センターでは、就学時健診時、保護者に食物アレルギー調査票を渡しています。提出された調査票の内容を栄養教諭と養護教諭が確認し、保護者に質問等を行い、対応方法を決めています。大栃小学校では1名でキウイフルーツ、大栃中学校では3名でそれぞれエビ、そば、キウイフルーツのアレルギーがあります。この情報は栄養教諭、養護教諭、学級担任が共有をしております。

同様に香北学校給食センターでは、新入生については就学時健診時に口頭で確認して調査票を渡し、入学式時に提出してもらいます。2年生から6年生についても毎年調査を行っております。これをもとに栄養教諭が保護者に聞き取りを行い、対応方法を決めています。大宮小学校では9名で魚、牛乳、パイナップル、キウイフルーツ、そば、栗、トマト、日本そば、卵、乳製品等々ございます。香北中学校では5名で、ホタテ、卵、オクラのアレルギーがあります。この情報は同様に栄養教諭、養護教諭、学級担任が共有しています。

また、土佐山田学校給食センターでは、保育園、幼稚園の保育士、教諭に学校が新入生への聞き取りを行います。その後入学式のときに保護者に栄養教諭、養護教諭が面談を行い、保護者の希望により細かい資料を栄養教諭が作成します。現在の施設ではご存じのようにアレルギー食への対応ができませんので、給食内容により判断は家庭で行ってもらい、おかずを持参してもらっています。アレルギー内容は、香長小学校3名でナス、トマト、卵、舟入小学校1名でエビ、カニ、楠目小学校1名で卵、牛乳、山田小学校5名でエビ、シイラ、卵、牛乳、鶏肉、大豆、小麦、トウモロコシ、鏡野中学校1名でエビ、イカのアレルギーがあります。この情報は栄養教諭、養護教諭、学級担任が共有しております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 乳幼児、児童、生徒のアレルギーの実態についてお尋ねいたしましたが、身近な平成25年2月の状況、そして今年の入園児童の数とかを言って

いただきましたけれども、このアレルギーの子どもさんたちが今ここ3年間ぐらいの状況でいいんですけれども、ふえている状況に思えますでしょうか。確かな数でなくてもいいんですけどふえてきているという状況にあると思われるかどうか、例年大体これぐらいの数はあるというふうに思われるのか、その辺お尋ねいたします。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 過去の人数についてはここに資料を持ち合わせておりませんが、感覚的には若干ふえておるんじゃないかというふうに思います。

○議長（西村芳成君） 学校給食センター所長、竹内 敬君。

○学校給食センター所長（竹内 敬君） 資料としまして数字はつかんでおりませんが、それほど変化はないと思います。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 全国的な調査を初めに述べましたけれども、やはり少なうはなっていない、ふえている傾向はあるということで、このような実態を把握した上で香美市のほうも食物アレルギーに対する支援物資をやっぱり考えていく必要があるのではないかと考えます。

それで、次の質問に移りますけれど、食物アレルギー対応の支援物資の現在の備蓄状況、それに対する対応についてどのように考えているのかをお尋ねいたします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 濱田百合子議員の震災時の食物アレルギー支援につきましてお答えを申し上げます。

香美市では、平成24年度にアレルギー対応食品として特定25品目不使用のアルファ化米3種類、ワカメご飯、ひじきご飯、キノコご飯、各5,000食でございますが、合計1万5,000食分を購入し備蓄をしております。

また、特定の食品が必要な方につきましては、市内の量販店と災害時の応援協定を結んでおりますので、そういったところでの流通備蓄で対応することになるかと思いません。

また、アレルギーにはさまざまなアレルギーがございますので、その全てに対応していくことは困難でございますので、家庭内の備蓄につきましても今後呼びかけていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 今、現状でアルファ化米が1万5,000食あるということをお聞きをいたしました。流通備蓄について量販店と連携をしてるということでしたが、このアルファ化米以外には現物備蓄といたしますか、倉庫には香北管内、物部管内、それから山田の防災倉庫の中にはないと、ミルクも含めてないということの認識でいいんでしょうか。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 現在はこの1万5,000食のみでございます。なお、ミルクにつきましては、保存年限が非常に短いということもございますので、流通備蓄で対応していくことになろうかというふうに考えております。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 現物はアルファ化米の1万5,000食しかないということでしたけれども、乳幼児を持つ親にしましては、やっぱり子どもさんのミルクっていうのは本当に大事なものなので、東日本大震災でもありましたけれども、震災のショックで母乳が出ないという方もいらっしゃったんですね。もちろん自宅でミルクも持っていると思うんですけども、でもどこで被災するかわからないので、家で備蓄してても保育園に行つて震災に遭われて途中迎えに行けなかったりとか、迎えに行ったらかえって危ないとかいうケースもありますし。やはり、ある一定家は崩れなくて本人の命も助かった、親子で助かった。けれども避難所に行つて、そのときに急いで行ったために何も手持ちがないと。そうしたときに、やはり避難所にミルクがあるっていうことがこれほどうれしいことはないと思うんですよ。確かにアレルギー用ミルクは高いです、普通のミルクと比べまして。ただ賞味期限はもちろんだんなものにもあると思うんですけども、缶に入っているものがあるんですが、普通は私たちが家で備蓄している飲料水なんかも大体5年間ぐらいありますよね。このアレルギー用ミルクを保管してて、賞味期限が短いからということで点検してそれを処分したと。そしたら、やはりその次にミルクを現物備蓄しておくというふうなことはもう考えていないでしょうか。そのお金がもったいない、賞味期限が来たら捨てないかんのももったいないとかいうのであれば、ほかのものも全部もったいないですよ。何かのときに必要だから現物備蓄をしてるわけなので、そのアレルギーに対応するミルク、アルファ化米があるわけですので、赤ちゃんにとってもアレルギー用のミルクも当然備蓄をしていく必要があると考えますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。大事なことやと思います。ただ、先ほど申しましたように、現在市販されておりますミルク等については賞味期限が非常に短いというふうに聞いております。また、今後そういったことも改善はされてくるだろうと思います。仮に5年程度の保存期限ができれば通常のアルファ化米と同じ保存期限になりますので、仮にそういった製品があれば今後また備蓄の検討もしていきたいというふうに思います。

なお、流通備蓄といたしましても一定は量販店等にも薬局等にも置いてある部分はあると思いますので、そういったものも活用しながら対応していくことになろうかと思いません。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 量販店との連携を結んでいるということでしたけれども、これは市内の量販店かなとも思いますけれども、アレルギーっていうのは病気ですので、アレルギー専門の病院は高知市内にございます。アレルギーの患者さんのいらっしゃるころの売店にはアレルギーの食品をたくさん置かれています。国立の病院であれば大体置いてると思うんですけれども。そういうところの病院と連携をとって何かのときには持ってきてもらうとか、香美市内の量販店でそれをきちっといつも常備してくれてる状況が今あるのか。それと、もし道路が遮断されたりした場合に、同じ香美市内であってもなかなか車の搬送が難しい。そしたら、今例えば医療センターですとヘリで持って来れるとかということにもなりますので。1カ所の市内の量販店だけの連携じゃなくて、やはり医療機関とのそういう商品を取り扱っているところとの連携をしていくことも視野に入れたらどうかと思いますがいかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） まだ十分にこの分野については検討は図られておりませんので、今後また研究してみたいというふうに思います。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） それと、冒頭でも私が述べましたけれども、アレルギー用の支援物資の受け入れの窓口、保管場所も含めて一般の物と一緒に混同してて、結局は必要なときにわからなかったとかということにも他市の経験でいうとありますので。備蓄倉庫の中でも、もちろん今はそのアルファ化米は別にはなっていると思いますけれども、今後の対応としてわかるころにきちっと保管をすると、別のところに保管をする場所を確保しておく。震災が起きてからどこに置こうじゃなくって、そういう物はここに置くというふうな保管場所を確保していくような対応も今後必要かと思いますがいかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。このアルファ化米1万5,000食につきましては、アレルギーを持たれておる方だけでなく一般の方も食することができます。当然のことながら分けて置いておりますけれども、数量的にその部分だけ別途に置くということも倉庫との兼ね合いもありますけれども、可能ならばそういったアレルギー対応食のコーナーを設けるなりして対応は考えていきたいというふうに思います。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） それと、本市のほうには高知県中央東福祉保健所がすぐこの市役所の近くにあります。ここはいつも地域支援とかの会も年に1回か2回されているところですので、そういうところに提案をして南国市、香南市とも連携をして、食物アレルギー支援についてはどんなふうに対処していこうかというようなことも議題にのせて、検討を提案していくことを今後していっていただこうかと思いますがいかがでしょうか。他市とも協力してということの絡みではいかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 今後、香南市の県立青少年センターが広域の防災拠点にもなりますので、そういったところから協議する機会も出てくると思いますので、また機会があれば提案もしてみたいというように思います。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） それでは、次の質問に移ります。③です。

朝の課長の答弁のほうでも述べられましたけれども、災害時の避難支援計画、今後立てるようになるというご答弁をいただいておりますけれども、そういう中でこのアレルギー児も災害時の要援護者に入って、手だてをともに考えていくようなことをすべきだと考えますがいかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 濱田議員の震災時の食物アレルギーのある方への支援についての3番目、災害時要援護者にアレルギー児も入れるような手だてをというご質問にお答えします。

災害時要援護者については、香美市地域防災計画の中で定義されております。ご質問のアレルギー児という項目では入っておりません。今回ご質問をいただきましたので、アレルギー児を災害時要援護者とするのかについては今後地域防災計画の改定、見直しをする際に提案したいと考えます。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 地域防災計画の中にこういうアレルギー児のことは書かれてないということですが、この地域防災計画の見直しってというのはいつごろまたされるんでしょうか。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 地域防災計画の見直しにつきましては、平成26年度に見直しを予定をしておるところでございます。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） そうしましたら平成26年度の見直しということですので、ぜひこのアレルギー児も災害時要援護者に入るような手だてを、そのときにまた委員会のほうで議題にぜひのせていただきたいと思います。その辺議題にのせていただけますでしょうか。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。委員の中に福祉事務所長さんもおいでますので、また提案があるというふうに思います。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 次の項目、④です。

家庭や保育園、小学校、中学校などの保健指導の中で、食物アレルギー対象の子ども

にはアレルギーを明記した個人カードを作成し携帯させるなどの方法を検討してはいかがでしょうか。

これは学校等では保健指導はもちろんあると思いますし、それから家庭のほうでは保健師さんの訪問、そして健診等で保健指導も受けられていると思います。その中で子どもさんのいろんな状況は把握しているはずですので、その際に保険証が個人個人にあるように、こういう保険証と一緒に携帯できるようなアレルギーを明記したカードを作成し、携帯をすることによって、いざというときに被災されたときに避難所に行ったとき、また物資が何を食べていかわからない、気が動転しているときにもカードを見せることによって、ああ、この子は何が食べれないっていうことを第三者がわかるという意味では、こういう個人カードが必要じゃないかなと思います。その辺は検討のほうはいかがでしょう。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 食物アレルギー児が災害時に避難所に避難してきたときに、保護者とともに避難してくれば保護者が注意することもできると思いますが、子どもだけの場合は危険回避できない場合もあろうかと思えます。ご指摘の個人カードを本人が携帯しているなどの場合は、避難所での担当者や食料提供者などが注意することができると考えます。

平常時に乳幼児の保健指導や保育所、学校などでの保健指導で指導、啓発することによって、日ごろから言われました個人カードなどを携帯していれば、本人1人だけ避難所に避難してきたときでも危険回避に有効かと思えます。

食物アレルギーといってもさまざまなアレルギーの種類があるようでございますので、先ほどまちづくり推進課からの回答もありましたが、災害に備えて個人でも日ごろから備蓄用のアレルギー食を何日か分構えておくことも必要かと思えます。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 個人カードの携帯は有効であるというようなご答弁はいただきました。やはり、津波でんごじやありませんけども、本当に津波はなくても一人一人各自がさっと身の安全な場所に行くということは、学校の防災教育の中でももちろんされている現状はあります。そのときにやはりこういう個人カードを有効に使えるような形で携帯しておくということは大事かと思えますので、また今後の検討課題としてぜひ実現できますようにしていただきたいと思います。

○議長（西村芳成君） 暫時休憩いたします。

（午後 2時35分 休憩）

（午後 2時50分 再開）

○議長（西村芳成君） 休憩前に引き続き会議を行います。一般質問を続けます。

5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 次の質問に移ります。次の質問は分譲市営墓地についてに

なります。

墓地について、「墓地をつくる場所がない。」「住宅のそばに墓地をつくっているが許可は得ているのか。」「子どもも県外にいるし墓を守る者がいない。」「貯金をくずして生活をしている。葬式代や墓の費用が心配だ。」「墓を近くに移したい。」など墓に関する地域の声をたくさん聞いてきました。

本市には3カ所の分譲墓地があります。土佐山田町に前山公園墓地176区画、香北町永野に43区画、香北町有瀬に55区画です。利用料について、条例では1区画当たり前山墓地公園は49万3,000円から78万8,000円、有瀬と長野の墓地は25万円となっています。住みなれた地域で安心して生活するためにも、このような地域の声をどのように考えているのか質問をいたします。

①、まず、前山公園、有瀬、永野の各分譲公園墓地の現状をどのように捉えていますか、お尋ねいたします。

○議長（西村芳成君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） 濱田百合子議員の公営墓地の現状についてのご質問にお答えいたします。

まず、前山墓地公園でございますが、平成9年に完成しまして区画数は130区画、一昨年1件墓地使用返還届の申請がありましたので空き区画が1区画あります。香北町の有瀬墓地は、昭和59年に完成いたしまして区画数は54区画、永野墓地は、平成2年に完成しまして区画数が43区画でともに空き区画はございません。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 前山公園墓地について、私がちょっと調べたのと違ってました。済みません。130区画ということがわかりました。今のところ現状は全部うまっているということですのでけれども。この全区画利用されているということで次の質問に移りますが、②です。

市民からの問い合わせ状況について、こういう墓地がもっと欲しいとか、例えば苦情等々も含めて何か問い合わせがあれば。質問いたします。

○議長（西村芳成君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） はい。市民からの問い合わせ状況ですが、前山墓地公園の問い合わせは1年間に三、四件でございます。有瀬、永野墓地につきましては1年間に1回あるかないかという状況でございます。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 前山墓地公園のその1年間の三、四件の問い合わせ件数の中身は、あいているかどうかということの問い合わせでしょうか。

○議長（西村芳成君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） はい。そうでございます。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） はい。③のほうに移ります。

本市が設けてます分譲の市営墓地ですけれども、これを広げる方向、またこのような公営墓地の役割はあると思うんですけれども、今後広げていく方向にあるのかどうか、その辺を伺います。

○議長（西村芳成君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） 公営墓地を広げる必要があるのではないかとというご質問にお答えいたします。

市民の方々の住みなれた地域でお墓を構えたいという気持ちは十分理解できるところでございますが、前山墓地公園、有瀬墓地、永野墓地の範囲を広げ墓地の需要を充足するという計画はございません。また、新たな墓地等を造成する計画もございません。民間の事業者が造成した墓地を利用させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 広げる計画はないというお答えでしたけれども、民間の業者のことももちろん業者も墓地をつくって販売しなければなりませんけれども、やはり継承することができないとか、そして身寄りのない方、財政的にもなかなか民間のその墓地を購入することができないっていう方も今後ふえてくると思ってます。現に困っている方もいらっしゃるわけです。やっぱり継承のこととか、それから継承する人がいないっていうのと、そして金銭的なこともあります。ひとり暮らし、子どもがいても遠くにいてなかなか墓守はできていかないからというようなこともお聞きします。この方たちが先ほど課長がおっしゃいましたように安心して地域で暮らせる、そしてこういうことも心配せずに生活ができるということを考えましたら、やはり費用が少なく、そして身寄りがなくても利用できるような公営墓地の役割というのは、福祉的な観点も含めまして今後非常にひとり暮らしもふえている中で需要は出てくると思うんですけれども。そういうふうな公営墓地の役割というのは、民間の墓地とはまた違う重要な役割があると思うんですが、その辺のお考えはないでしょうか。そういうことも含みましての検討はしていただけないでしょうか。

○議長（西村芳成君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） 公営の市営墓地が安価であるというような意見もありますが、実際造成してこしらえてみるとそれが安価かどうかははっきり言えないと思います。

それと、やはり墓地等をこしらえるのでありましたら、やっぱり将来のビジョンをきれいに描いて合意の形成をして、全体の条件が整ってからやないとなかなか簡単に墓地をこしらえるというようなことは難しいと考えます。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） そしたら、次の④です。

中山間を歩いていますと、墓石が倒れたままであったりとか雑草に埋まっていたりする光景を目にします。墓の跡継ぎが都会に出たり、高齢化のため山に入ることができなくなったりしている現状があります。墓の荒廃は自然の荒廃にもつながっています。

一昨年9月には横浜市に公営の樹木葬墓地ができました。35倍の倍率で抽せんになったそうです。また、東京都立の霊園が合葬型の樹林墓地をつくりました。コブシとかヤマボウシ、ナツツバキ、ネムノキ、そして白い花を咲かせるイロハモミジを植えたようなその樹林墓地ですけれども、これは説明会も抽せんになるほどの関心と呼んだそうです。血縁や婚姻関係にかかわらず多くの遺骨を一緒に合葬墓は永代供養墓、合祀墓とも呼ばれています。1990年ごろから広がり、今自治体の運営と民間を合あわせましたら500から1,000カ所ほど全国にございます。昨年6月の新聞紙上では、合葬墓なら寂しくないという紙面が大きく出ておりました。一度埋葬すれば改葬できないことや料金の安さから、合葬墓を社会福祉的な存在だと見る見方もございますが、やはり新しい時代の墓地と言えるのではないかと思います。このような市営の合葬墓の設置も今後検討していくことも必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） 日本のお墓は代々継承する人を決めて墓守をするシステムが確立されてきました。しかし、家族形態が急速に変化していて、現在新たにお墓を建てたからといって今後そのお墓が維持されていくという保証もありません。こうしたお墓の問題が浮上したことによって、継承者を必要としないお墓がふえてきています。寺院や墓地の管理者が管理する永代供養墓、合葬墓などは後継者の心配をする必要がない上に経済的負担も少ないことから、希望者は年々増加していく傾向にあります。こうした状況を踏まえた質問と思いますが、先ほどお答えしましたように市営墓地の造成や新たに合葬墓を設置するという計画もございません。市民の皆様の利用形態により、民間の事業者が造成した墓地、寺院や墓地の管理者が管理する永代供養墓、合葬墓を利用させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 以上で私の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 濱田百合子君の質問が終わりました。

ここで、消防長より先ほどの島岡議員の一般質問で訂正がございますので発言を許します。

消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） 先ほどの島岡議員の答弁の中で、3部制の導入につきまして「平成21年」と申しましたけれども、正しくは「平成23年」でございますので訂

正をよろしくお願いいたします。

次に、7番、爲近初男君。

○7番（爲近初男君） 7番、爲近です。通告に従い一問一答で質問いたします。

まず、農業をつないでいくというテーマで質問をいたします。我が国の食料自給率はカロリーベースで4割に満たない状況ですが、2020年度には5割とする目標であります。TPPの波が押し寄せる中で、日本型直接支払いの整備も進めるとしてはいますが、米の減反政策の見直しなど、変化する農政は国のもとである農業を今後どうしようとしているのか先が見えません。国内農地の4割を占めている中山間地農業が縮小に向かえば、低過ぎると思う自給率5割の目標さえ達成するのは無理ではないのか。本市において農業は重要な柱であるが、今後の取り組みを問います。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 爲近議員の農業をつないでいくのご質問にお答えいたします。

中山間地域におけます農業は、食料の確保にとどまらず国土保全という重要な機能を有しておりまして、国の重要施策として進めていくべきと私は考えるところですが、現在国から示されておりますさまざまな農業施策は海外との競争力を高めることを目標とした大規模農業をその基礎としておりまして、当市のように多くの中山間地域を有する実情とは合致しておらず、将来への不安が非常に大きくなってきております。同様の地域を持つ他の自治体とともに、この中山間地域の状況を踏まえたきめ細かい施策となっていくように国に要望していくと同時に、現在示されております補助メニューの中から現状に合った少しでもよい方法を選択していくほかないと考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 7番、爲近初男君。

○7番（爲近初男君） 今後とも国への要望等、地域の農業へつないでいけるように取り組んでいただくように提案をいたします。

次に、市長にお聞きをいたします。

農業、農村は国土の保全機能など多くの多面的機能を果たしています。特に水田はダム機能を果たして下流への水源地として大きな役目を担っています。また、国民の心のふるさととして子どもから大人まで触れ合える里山としての魅力を放っていて、この環境は守り続けなければいけないと思います。

ヨーロッパ、スイスの農政を見ますと、守るべき地域は守っていくという強い方針のもとで国民の同意が得られ、長く培われた歴史の中ですばらしい景観が保たれ守り続けられていて、手厚い支援もされています。我が国もそれを手本として取り組みがなされていますが、十分機能しているとは考えにくい現状があると思います。今後、守るべき農村が守られて、国のもとである農業が繋がれていくのか不安です。市長は農業を通して地域を振興し守ってきましたが、今後新しい市長に農業が元気を失わないた

めに農業をどうつないでいくのか、市長の思いをお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 爲近議員のご質問にお答えをいたしますが、基本的な考え方は先ほど産業振興課長から述べていただきました。この基本的な考えは私も同感をいたしております。とりわけ、先ほど爲近議員からも発言がございました中山間地域の多面的機能を持っておるその農地の維持というものにつきましては、今後大変大事な部分を占めるわけであります。日本の国土の状況を考えた場合、やはりこうした中山間地域が大部分あるわけですので、この機能を失うことによりますと国土の崩壊、また同時にさまざまな災害等も起きてこようと思っております。そうしたことを基本にして今後この香美市の農業、農村を守っていける、そういう政策を打ち出していただければ幸いですというふうに思っております。

○議長（西村芳成君） 7番、爲近初男君。

○7番（爲近初男君） 先ほども申しましたように農業は国のもとであります。そして、また国民のふるさとでもあり、そして、また子どもから大人まで食育という面でも人間性が培われる大事なところと思っておりますので、残すべきところは残していただいて、そういうまた発信もしていただきたいと思っております。

市長におかれましては、農業、農村の多面的機能が維持され、農業がつながっていくよう指導されるように提案をいたします。また、8年間のご苦勞に対しましてお礼を申し上げます。ご苦勞さまでした。

次に移ります。

高所に掲載されました記事を引用させていただきますと、政府はアベノミクスの成長戦略の重要分野に農業を据えており、県もそれに沿って次世代施設である園芸団地の導入を予定しています。また、その団地の隣接地に担い手センターを整備して人材育成の拠点としていこうとしています。政府は海外との競争力強化を前面に打ち出すが、県が目指すのは県産業振興計画で上げた農業産出額1,000億円超えであり、地域で暮らし稼げる農業の実現である。この方向に照らせば国の旗振りでは設置する農地中間管理機構は、単なる農地集約にとどまらない高知らしさも求められ、県農地・担い手対策課は高齢化や農業をやめる人の優良農地をいかに担い手や集落営農組織につなぐかという課題意識を持って取り組みを進めるとしている。TPPという黒船が迫る中、農家、市町村、JAなどをつなぐ県の役割は重いと記事は締めくくっている。この農地中間管理機構が整備されようとする中で、本市は農地を有効に引き継いでいく取り組みが重要と思うがどう取り組もうとするのか。農業委員会が積極的に取り組んでいる地域もあるが、今後農業委員会のあり方をどう感じているのかお聞きいたします。

○議長（西村芳成君） 農業委員会事務局長、西村博之君。

○農業委員会事務局長（西村博之君） 爲近議員の農業をつないでいく、農地中間管理機構について、市、JA、農家はこれと連動して農地を有効に引き継ぐ取り組みが重

要であり、農業委員会の役割についての見解はという質問にお答えします。

現在、高知県農業公社は農地中間管理機構として認定を受けるために県に認可申請を行っているところです。地域内の分散し錯綜した農地利用を整理し、担い手ごとに集約化する必要がある場合や、耕作放棄地等について機構が借り受け、必要な場合には基盤整備等の条件整備を行い、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるよう配慮して貸し付ける組織になります。農業委員会は担当部局と連携し、機構の業務に協力して農地を有効に引き継ぐようにしなければならないと思っております。

県等の事前説明会によると、事務委任の1つとして市全域を37名の農業委員でカバーしている香美市農業委員会は、農業委員を中心とした地域における推進体制づくりを確立し、運用の各段階の実現を目指していくようにしなければならないことが想定されます。また、農地中間管理機構関連法に関係し、農地法での耕作放棄地対策が強化されますので、遊休農地の所有者等に利用意向調査を行い、機構への貸し付けへの手助けを行わなければならないと思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 7番、爲近初男君。

○7番（爲近初男君） 今後農業公社と連携して、担い手ごとに集約ができますようによろしくお願ひしたいと思ひます。

鳥取県日南町の農業委員会の取り組みは非常に活発で、高齢化等で耕作できなくなった優良農地を担い手に集めるなど積極的に取り組んで、担い手育成に大きな役割を果たしています。こういう他の農業委員会の取り組みも参考にして、積極的な活動を提案しますがどうでしょうか。

○議長（西村芳成君） 農業委員会事務局長、西村博之君。

○農業委員会事務局長（西村博之君） 2回目のご質問にお答えしたいと思います。

新たな農業、農村政策として農地中間管理機構の創設を含めて4つの改革についての引き継ぎ等を行いたいということと、特に農地中間管理機構についての引き継ぎ、最初にも地域における推進体制づくりの確立を言いましたけれど、地域における中心的な活動として農業委員さんを中心として地域のほうに出向きまして、まず推進活動を行っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 7番、爲近初男君。

○7番（爲近初男君） ぜひ地域に再々出かけてもらって、その4つの改革を推し進めていただきたいと思います。

次に移ります。

本市のユズ部会の平均年齢は70歳を超えております。量と質を守っていくには後継者確保が重要だと思います。優良農地をスムーズに引き継ぐ仕組みづくりが必要だと感じます。また、ユズを主体にシトウ栽培などを組み合わせて複合経営をして経営を向

上させ、将来像が描ける体制を整えて、国の人・農地プランの青年就農給付金制度や県、市の新規就農者支援制度に乗れるように指導していただき、後継者の道を歩んでほしいと考えますが見解をお聞きします。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） ユズ栽培の後継者不足も他の作物と同様でございます。これ物部地区の農業の主作物であると同時に、棚田や傾斜地の保全を担う基幹産業であると捉えております。市の事業につきましては、先ほどもお話ししましたように国の施策に準じ実施をしていくという形になっておりまして、中山間地域に適合するきめ細かい施策への配慮を機会あるごとに国に求めていくということは先ほどと同様でございます。現時点におきましては、その多くのメニューの中からより地域に合ったものを選択していくほかはないと考えております。今後、先ほど爲近議員もおっしゃられたように、みずからが活性化していくために隣接する集落協定同士の合併や共同取り組み等、自助、共助への取り組みが必要と考えます。

○議長（西村芳成君） 7番、爲近初男君。

○7番（爲近初男君） ぜひきめ細かな政策をもって共同取り組みとかいうものも押し進めていただきたいと思います。

各集落、地域が高齢化や後継者不足により弱体化するのを防いでいただいて、後継者を地域に定着させていくための国の施策である人・農地プランも整備されようとしておりますが、担い手に農地を委ねて、また育てていく取り組みが重要性を増していく中で、農協、そして品目部会、そして農家、行政として県とも連携して、いかに後継者を育てていくのか、市としてどう取り組もうとしていくのかももう一度お聞きいたします。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） はい。市といたしましても県の中央東農業振興センター、またJA、それから共済、さまざまなその組織で現在農政部会というものを開催しておりまして、月1回の会合をしておるところでございます。

その農政部会で先月島根県のある法人を視察をしてまいりました。この法人につきましては、幾つかあった集落協定の中で主たる組織を中心といたしまして合併をされて、農業事業を主体とする農業法人ではなく、さまざまな職種が選択可能な有限会社と会社法人としての法人化を行いまして、その中で農地の集約による先ほど担い手、営農活動のほか高齢者の外出支援であるとか、また高齢者宅への配食のサービスであるとか、さまざまのメニューを会社の企業活動に取り入れております。これらによりまた新たな雇用が生まれることによりまして、新たな担い手となっていくというふうな形で、効率的で多角化した組織を現在構築されていると。地域の存続を見据えて、幾ら国の施策を探っても担い手不足、担い手がない地域では、幾ら集約化してもその集約化した農地を守ってくれる方がいない。そのためにこのような形で、幾つかの集落協定で合併をしたというふうな経過をたどっておりまして、また、先進事例の1つとして勉強をさ

せていただいたところでございます。

今後農政部会でもこのような先進事例等もさまざまに勉強をさせていただきまして、また地域のほうに県の改良普及員等を通じて順次皆様方にお話をさせていただくというふうな体系をとっておりますので、今後ともご協力よろしくお願いたしたいと思えます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 7番、爲近初男君。

○7番（爲近初男君） 以前、高新に出ておりましたが、大阪の自治体の就職活動というのか、労働活動の中で嶺北の農家と農業に関心のある職業として世話をするというような取り組みも出ておりました。この島根県においてもやっぱり広い意味で都会の関心のある農業青年、後継者に対してアプローチをかけるというような方法もまたいいんじゃないろうかと考えます。そういう広い視野での取り組みも1つの選択肢として対応していただきたいと思えます。

続きまして、防災、減災について質問をいたします。

県下において、自主防災組織の100%の組織率を目標にした取り組みが進んでいます。その中では、校区において1つの集落が結成すれば100%と報告している例もあるようで、これはルール違反と思えるんですが、やはり全ての集落がそれぞれ結成するのは難しさがあるのではないかと感じます。自分の地元においては、結成に向けて役員候補を決め勉強していく中で、校区の集落にも話をして関心を持ってもらい、意識を高めていった結果、地元が立ち上がり、次いで隣も結成して理想的な結果となった経緯があります。集落の高齢化が進んで役員候補が構えづらくなっています。校区において中心となる集落をまず立ち上げ、周辺を巻き込んで複数の集落の集合体での結成や中心となる集落を核としての班形式のような組織づくりはありでしょうか、なしでしょうかお聞きいたします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 爲近議員の防災、減災につきましてお答えを申し上げます。

本市の自主防災組織は2月末現在で122組織が結成されておりますが、その構成単位は全て防災会が自治会単位で組織されております。自主防災組織を結成する場合には結成届を市役所に提出をしていただきますが、その構成単位につきましては、単独の自治会での活動が困難な場合は複数の自治会で1つの防災会を組織し、活動していく場合、市として受理し支援していくこととしております。

なお、設立後に独自の活動が困難との理由から連合会を結成し、隣接集落とともに活動している防災会もありますし、また設立が困難な自治会等につきましては、設立の方法等につきましてともに考えていきたいと思えますので、ご相談いただけたらというふうに思えます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 7番、爲近初男君。

○7番（爲近初男君） 高齢化が進む中でなかなか役員の候補者もできにくいという現状の中で、何かいい方式がないものかと思えます。地元へやっぱり出向いて細かな指導をされて、何とか進んでいくように提案をします。

ほか何かあればお願いします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 現状でもまだ防災会が立ち上がっていない自治会等につきましては、こちらから積極的に立ち上げにつきましてご案内もさし上げておりますし、また、自治会から依頼があれば地域に出向いて行って説明会等も実施しております。今後もそのような体制は同じようにとっていきたいというふうに思いますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（西村芳成君） 7番、爲近初男君。

○7番（爲近初男君） 次に移ります。

南海トラフ地震が発生すれば家屋の倒壊、火災、土砂災害が予想されます。まず、火災への対応がされますが、車道が寸断されていけば困難をきわめます。消火活動のヘリの要請も必要になります。また、家屋の倒壊や土砂災害により、けが人が出ればヘリでの搬送や医師の派遣が必要です。医薬品や食料などの搬送、供給も重要になってきます。

高新一報によると、県は震災対策を推進し整備を進めています。この春より県下の5つの地域に南海トラフ地震対策推進地域本部を誕生させ、地域に入り込み、地域に定着したきめ細かい対策を進めるとしています。本市においても防災の重要性から防災対策課を設置しようとしています。県の地域本部や消防署、消防団とどう連携を図り進めていくのか見解を問います。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 県の新たな組織としまして南海トラフ地震対策推進地域本部が県内5カ所の土木事務所に設置され、香美市を管轄する中央東土木事務所にも3人から4人の専任職員が配置されることと聞いております。設置後は地震対策に対するさまざまな連携や協力ができるものと考えておりますが、詳細につきましては設置後の4月以降に協議していくことになろうかと思えます。本市での災害は地震のみならず台風や集中豪雨による風水害、土砂災害による集落の孤立対策を検討していかなければなりません。地域本部職員には地域に足を運んでいただき、本市の現状や課題を把握していただき今後につなげてもらいたいということと、本市におきましても4月から防災対策課が設置されますので、県及び本市また消防団とのほうとも連携し、一丸となって地震対策を初め災害全般への対応に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

- 議長（西村芳成君） 7番、爲近初男君。
- 7番（爲近初男君） この地域本部は対策を進めるための組織を地域へ前方展開して、市町村や地域と一緒に防災力の向上に取り組むとしています。地震発生時には地域本部が災害対策拠点として情報収集と市町村の支援の調整などを行うとしています。県としても消防との連携は考えていると思います。関係機関が連携し合って防災、減災に向けて取り組むことを提案をしますが、どう考えるのかお聞きをいたします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 当然そういった形になってこようかと思いません。また、市町村からの課題も各市町村によってそれぞれだと思いますけれども、そういったものもこういった地域本部を通じて県庁の本庁のほうに上がっていくことになろうかと思しますので、ただ今後の連携の方法については、まだ組織が立ち上がってませんのでこれからになりますけれども、イメージ的には今現在配置されております地域支援員、そんな感じになろうかというふうに自分は思っておりますけど、県の職員にも積極的に地域に入ってきていただきまして、地域の実情も把握しながら災害対策を進めていきたいというように思っていますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（西村芳成君） 7番、爲近初男君。

○7番（爲近初男君） 訓練も実施していただきまして、いざというとき全てが順次機能するように、関係機関の連携のもとでの提案をいたします。

次に移ります。

香美市消防団震災時活動マニュアルを団員に説明していくと聞きましたが、その概要をお聞きいたします。

○議長（西村芳成君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） 爲近議員の香美市消防団震災時活動マニュアルの概要についてお答えをいたします。

消防団震災時活動マニュアルにつきましては、平成24年6月議会におきまして爲近議員からご質問があり、平成24年度内に策定予定とお答えをしておりましたが、策定作業がおくれており、今年4月から8月初旬に実施予定の各方面隊の演習訓練の際にマニュアルを配付して説明を行った上で順次運用を開始する予定となっております。

本マニュアルは近い将来の発生が確実視されている南海トラフを震源とする巨大地震に備え、大規模地震発生時における効果的な消防団活動及び消防団員の安全管理を目的として、香美市において震度4以上の地震が発生した場合の基本的な行動手順について定めたものでございます。マニュアルの策定に当たっては、できるだけ見やすくシンプルなものにするように心がけております。マニュアルの構成は、大きく分けて震災時の活動方針、地震発生から参集場所に到着するまでの各団員の行動手順、団員参集後の消防団本部、各分団の班編制、役割分担などの行動手順、避難誘導、消火活動、捜索救助、土砂災害等における安全管理と活動のポイント、関係機関等の連絡先、避難場所等の資

料等となっております。

今後は本マニュアルを基本としまして、大規模地震の発生を想定した訓練や研修を重ねていくことで、それぞれの地域で求められる活動や新たな課題等も見えてくることと思いますので、必要に応じてマニュアルの見直しを行い、さらに実行性のあるものにしていきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 7番、爲近初男君。

○7番（爲近初男君） 活動内容が多岐にわたっています。団員が十分理解できるにはちょっと時間がかかるとは思います。その要点をかいつまんで徐々に浸透させてほしいと思います。機会のあるごとに説明会を提案します。

これで質問を全て終わりました。ありがとうございました。

○議長（西村芳成君） 爲近初男君の質問が終わりました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ延会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決定しました。本日の会議はこれで延会します。

（午後 3時37分 延会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 6 年 第 2 回

香美市議会定例会会議録（第 3 号）

平成 2 6 年 3 月 5 日 水曜日

平成26年第2回香美市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成26年2月26日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 3月5日水曜日（会期第8日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

2番	矢野公昭	13番	大岸真弓
3番	山崎真幹	14番	片岡守春
4番	利根健二	15番	竹平豊久
5番	濱田百合子	16番	島岡信彦
6番	山崎晃子	17番	石川彰宏
7番	爲近初男	18番	竹内俊夫
8番	千頭洋一	19番	前田泰祐
9番	織田秀幸	20番	山本芳男
10番	小松紀夫	21番	比与森光俊
11番	依光美代子	22番	西村芳成
12番	山崎龍太郎		

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇慎夫	福祉事務所長	岡本明弘
副市長	明石猛	産業振興課長	佐々木寿幸
総務課長	山崎綾子	林業事務所長	久保和昭
政策企画財政課長	山中俊明	建設課長	宮地和彦
会計管理者兼会計課長	高橋由美	上下水道課長	岡本博章
管財課長	柳本隆司	《香北支所》	
まちづくり推進課長	今田博明	支所長	二宮明男
市民保険課長	山崎泰広	地域振興課長	舟谷益夫
健康介護支援課長	丸内一秀	《物部支所》	
税務課長	野島恵一	支所長	小松清貴
収納課長	前田哲雄	地域振興課長	和田隆
ふれあい交流センター所長	高橋千恵		

【教育委員会部局】

教育長	時久恵子	生涯学習振興課長	田島基宏
教育次長兼教育振興課長	後藤博明	学校給食センター所長	竹内敬

【消防部局】

消 防 長 寺 田 潔

【その他の部局】

監査委員事務局長 横 谷 勝 正 農業委員会事務局長 西 村 博 之

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小 松 美 公 議会事務局書記 山 本 絵 里

議会事務局書記 野 口 恵 子

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成26年第2回香美市議会定例会議事日程

(会期第8日目 日程第3号)

平成26年3月5日(水) 午前9時開議

日程第1 一般質問

① 13番 大 岸 眞 弓

会議録署名議員

20番、山本芳男君、2番、矢野公昭君(会期第1日目に会期を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長（西村芳成君） おはようございます。ただいまの出席議員は21人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許します。

13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 皆さん、おはようございます。13番、大岸眞弓です。私は住民こそが主人公の立場で一般質問を一問一答方式で行います。

まず、1問目です。

市長は今期をもって勇退を表明されておりますが、任期いっぱい香美市民の福祉向上のため力を尽くされました。8年間のご尽力に対し、敬意を表するとともに今後のご健勝をお祈り申し上げます。

私が質問する側として印象に残っておりますのは、平和の問題やTPP交渉、また、低空飛行訓練の質問に対しまして、はっきりと市民を守る立場でご答弁をいただいたことです。また、市長の根底にあります反骨精神や根っからの農業者としてのご発言にはひそかに拍手を送っておりました。

それから、子どもの医療費無料化の年齢引き上げ、また、その他さまざまな福祉施策等には、ありがたい、助かるという市民の皆さんの声をたくさんお聞きいたしております。

以上を述べまして、私の1点目の質問です。今、地方自治体は以前にも増して厳しい環境を余儀なくされておりますが、今後の市政に託す思いをお伺いいたします。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇慎夫君。

○市長（門脇慎夫君） おはようございます。大岸議員のご質問にお答えをさせていただきます。先ほどは過分なお言葉をいただきました。ありがとうございました。

少し思い出話になるかもしれませんが、お許しをいただきたいと思います。大岸議員と一緒に議員活動もさせていただきました旧土佐山田町時代、1期半ぐらいだったと思いますが、私もそちらの席で議員活動をさせていただいた時期がございました。そうした中で、私にとりましては思いがけないことではございましたが、合併論議のさなかの平成16年の4月11日に旧土佐山田町の町長に就任をさせていただきました。

ちょうど、先ほど言いましたように合併論議が本当に各町村で盛んに言われておりました。国の三位一体の改革という地方行政に対する大変厳しい状況、そうした中で町長という重責を負うことになりまして、私自身本当に無学でございますので、どうこの試練の場を突き進んでいくのかということを中心に考えながら、その仕事に取り組みさせていただきました。

ちょうどあの当時に、何かの本だったと思いますが本を読んでおって、この難局を乗

り越えていくには何か自分に対して支えが必要ではないかと、そんな思いをしながらその本を読んでいたならば、出羽国、米沢藩の上杉鷹山先生、藩主でございますが、米沢藩が財政再建で藩政改革をやらなければならないときに、ちょうどそのときに上杉鷹山が組織をまとめるために一つの、自分に対して言葉と言いましょか、そうしたものを残されておるといふような記憶をしておりますが、そうしたことを読まさせていただきました、ちょうどそこに平成16年11月と書いてあった新聞がございましたので、それに挟んでおりましたのでわかりましたが、退職しました課長に、そのときのことを自分に課すための言葉として残したいと思って書いてもらって、町長室の頭の上へ額に入れて掛けておりました。そして、それをこの間までずっと新庁舎になってからも掛けておりました、この間もう任期もないのでおろして少し見てみましたが、それには自分に課すこととして、やはり一番大事な情報の共有、そして討論のある職場、合意の尊重、そして現場の重視、そして愛と信頼を持って接していこうということをこんなにきれいな字で書いてもらって、これを（資料を示しながら説明）自分の頭の上へ置いてずっとしていました。そうしたことが少しは私自身のこれから進むべき、一つの組織をまとめていく上での大事なことだなということを思いながらやってきたわけですが。合併をしたのが平成18年3月1日、そして4月9日の市長選挙で、本当に私は予想もしていませんでしたが無投票という形の中で市長に就任をさせていただき、そして、平成22年の4月には、またこれも凶らずも無投票という形で再選をさせていただいたわけです。

こうした中で、私この2期8年のやっぱり私に課せられた一番の役割というものは、この合併後の文化も流れもさまざまな伝統も違った市町村が、3つが1つになって香美市をつくっていく大事な期間である。それを課せられたわけでありますので、やはり私が一番大事にしなければならないのが、市民の方々のこうしたときの不安、あるいは不安定さ、そうしたものを少しでも取り除きながら合併の理念、合併の協議を重視をしていく。そして、それを一つ一つ形をつくっていくことが私の最大の役目である、そんなふうに思いながらこの期間を過ごしてきました。それには本当に議員の皆様方のご指導、そして、市民の皆様方のご協力、そして、全職員の努力と知恵、そうしたものを与えていただいて、何とかこの8年を過ごすことができたと思います。

そうした8年の中でずっと思ってきたのは、たくさんの反省事項もあるわけでございます、また同時に新たな時代に入ったわけであります。この議会でもさまざまな議論が出されますが、新しい政策、新しい時代へ向けてのこの香美市づくり、そうしたものが大変大事な時代に入ってきたとそういうふうに思っております。

今後はこうした新しい時代の中で香美市の特色を生かし、そして、新たな政策のもとに、そして、新しい市長のもとでこの新しい、また違った香美市の方向性を打ち出していきたい、そういう思いを持ちながら本日に至っております。

総括と言えるかどうかわかりませんが私の率直な思いを述べさせていただきました、適当な答弁ではないかもしれませんがお許しをいただきたいと思います。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） ありがとうございます。ちょっと私もいろいろ思い出しまして胸がいっぱいになってまいりました。

合併のときには、私たちは市長とは反対の立場で激論を交わしたことを思い出しながら聞いておりました。

そして、上杉鷹山の話は、土佐山田町時代の議会の中でもたびたび行政改革の旗手として上杉鷹山の名前が出てきたことも思い出しました。今市長のお話を伺いまして、自分も議会活動の中で自分なりの哲学を持って、相手の立場も尊重しつつやっていかなければならないというふうに今思い起こしたところでございます。

次の質問に移ります。

2万7,000余人の香美市民と、市長とともに市政運営に携わってこられました職員さんに対するメッセージがございましたらお聞きをいたします。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 2回目のご質問にお答えをさせていただきます。

今回この職を辞するに当たりまして、特に市民の皆さん、そして全職員の皆さんには大変お世話になりましたし、本当に今の職員の皆さんのお力がなければ、当然私のような者が務まる仕事ではございませんでした。議会の答弁でもおわかりのように、ほとんどきょうおいでます課長さん、そして退職をしていかれた多くの職員の皆さん方、そうした皆さん方に助けられて本当に過ごしてきたわけであります。

先ほども述べさせていただきましたが反省点も多々あるわけでございますが、もう1カ月となりましたが残された期間も一生懸命、まあ一生懸命が私の精いっぱいのところでございますので、一生懸命取り組んでいきたいと思っております。また同時に、合併のときに振興計画も立ち上げたわけであります。香美市の基本理念、「輝き・やすらぎ・賑わいをみんなで築くまちづくり」、理念1が「地域の良さを大切にするまちづくり」、理念2、「みんなが元気に暮らせるまちづくり」、理念3、「みんなで共に進めるまちづくり」、協働という言葉がございしますが、市民の皆さん方、そして職員、この行政が一体となって香美市をつくっていける、そういう組織になっていただきたいし、また、本当に有能な職員ばかりでございますので、その知恵を十分に発揮していただいて、この香美市の、そして市民の負託に応えていていただきたい、そんな思いをいたしております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 市長、本当にお疲れさまでございました。最後のご答弁をいただきまして、次の質問に移ります。

本市の財政状況についてお聞きをいたします。

本市は消防庁舎、学校給食センター建設に続き、今後物部、香北の両支所庁舎、そし

て2つの児童クラブ、宝町の体育施設、その他の建設計画があります。ハード面の整備は、建設に多額の費用を要するだけでなく維持費も建設費と同額ぐらい要すると言われており、そんなに建てて香美市の財政は大丈夫かという市民の声がございます。そこでお聞きをいたします。

1点目ですが、地方交付税交付金が平成28年度から順次逡減し一本算定になる予定ですが、普通建設事業その他、地方債の償還払いのピークはいつになるでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、山中俊明君。

○政策企画財政課長（山中俊明君） おはようございます。大岸眞弓議員の質問にお答えします。

地方債の償還払いのピークは何年度になるかということでございますが、中期財政計画では、消防庁舎や学校給食センターなどの事業実施により借り入れた地方債の償還のピークは平成30年度となっております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 中期財政計画のグラフにしたものを手元に持っておりますが、今課長ご答弁されましたように、平成30年度がマックスというふうになっております。そうしますと、交付税の逡減が始まる途中、平成28年度からですので2年目から償還払いのピークを迎えるということですが、このグラフで見えますと、それ以降は借金払いも順次減っていく、この中期財政計画上では平成36年度に最も下降線をたどっておりますけれども、それ以降もずっと下降していくということではございますか。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、山中俊明君。

○政策企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

中期財政計画は第1次が平成18年度から22年度まで、第2次の中期財政計画が平成24年度から28年度までとなっております。

そして、お手元の大岸議員が持っておられますグラフにつきましては、この第2次中期財政計画に基づいて作成されたものでございます。そして、この計画によれば発行額のピークは平成26年度、そして、償還払いのピークが平成30年度ということで、このグラフでは平成36年度までしかございませんが、この第2次の中期財政計画の計画で行きますと、この後も順次逡減、償還払い額は減っていくというふうに考えております。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） それでは、次の質問に移ります。

合併特例債の借入可能額、そして、これまでの借り入れた額、また、まちづくり計画の中にある借入額をお聞きいたします。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、山中俊明君。

○政策企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

まず、合併特例債の借入可能額でございますが、合併特例債は合併関係市町村数、合併後人口、増加人口などにより事業費が算出されており、香美市の場合は借入可能額が約134億円となっております。

次に、借入額でございますが、平成24年度までに約38億円となっております。平成25年度の借入予定額を合算すると約53億円となります。

次に、まちづくり計画での借入額は114億3,000万円となっております。この内訳については、合併特例債のほか過疎債など、他の地方債も含めた数値になっており、合併特例債に特化した数値にはなっておりません。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 今ご答弁でお聞きしました借入可能額は人口の増も見込んでというふうにおっしゃったかと思うのですが、人口がふえていくだろうという積算のもとに134億円でございますか。それと、まちづくり計画の中では、合併特例債に特化したものではなくて全部合わせて114億3,000万円ということですが、新しいまちづくり計画ができたというのではなくて、そのほかの借り入れと合算して114億円ですか。そのまちづくり計画の中では、70億円合併特例債に特化して言えば使う予定というふうに以前お聞きしたかと思うのですが、その辺いかがでしょうか。それで、単純に計算しまして、それに基づくとあと17億円合併特例債を使う計画があるのかなというふうに受けとめておりましたが、その点いかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、山中俊明君。

○政策企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

合併特例債の事業費につきましては、先ほど申しましたが合併の市町村数、合併後の人口、増加人口などをもとに計算式が定められておりまして、それに基づいて算出されております。その金額が香美市の場合は134億円ということになっております。

また、まちづくり計画は合併前につくられた計画で、平成18年から平成27年までの10年間の計画となっております。借入可能額は134億円であります。やはりこれは有利な起債と言っても借金でございますので、まちづくり計画での借入額は全額ではなくて70億円程度にとどめようということが話されたようでございます。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） おっしゃるとおり合併特例債は有利な起債と申しましても借金でございます。後年度に支払いが生じますので70億円程度という判断であったかと思えます。

それでは、次の質問に移ります。

③ですが、平成26年度の一般会計予算の細部説明書の別紙8の市債内訳にあります旧合併特例債事業には、今私が質問の冒頭に述べました新庁舎ですとかへりポートの整備事業、そしてその他、消防庁舎も入って12の事業が上げられております。これらのうちの合併振興基金造成事業は除きまして計算しましたら、約15億9,400万円となりました。この事業は当初のまちづくり計画に織り込み済みのものであるかないか。多分、今の課長のご答弁ですとないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、山中俊明君。

○政策企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

香美市まちづくり計画では、基本理念を実現するための基本目標及び基本方針を策定し個々に主要施策を定め、主要施策に係る普通建設事業の10年間の計画を策定しており、平成26年度一般会計予算の市債内訳にある旧合併特例債事業債は、全てまちづくり計画にのっとった事業となっております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） では、今申しました平成26年度の市債内訳に一般会計予算の細部説明書に載っております事業も織り込み済みのものですか。その確認をしたいと思ひまして。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、山中俊明君。

○政策企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

香美市まちづくり計画に基づいて第2次中期財政計画を定めておりまして、その第2次中期財政計画に平成26年度に載せてあります合併特例債事業も載っております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） そうしましたら、最初の償還払いのこのグラフの中に返済計画も、今述べました事業も入っておるといふことなんですね。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、山中俊明君。

○政策企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

そのとおりでございます。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） では、次の質問に移ります。

地方債の今後の返済計画と見通しについてお聞きをいたします。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、山中俊明君。

○政策企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

1点目の返済計画ですが、中期財政計画での試算では、償還額のピークを平成30年度として、その後徐々に減少していく計画としております。

次に見通しでございますが、今後香美市庁舎の償還に加え給食センターや消防庁舎建

設、香北、物部両支所建設などの大型事業に対する起債の償還が始まり、その後一本算定に伴う普通交付税の削減による公債費比率の上昇が想定されております。こうした状況を踏まえ、今後は将来必要とされる社会資本整備の再検討や資産の利活用、事業実施時期のバランスなどを考慮しながら、安易な市債の活用を控え将来の負担を抑えていく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 第2次中期財政計画によるご説明をいただきましたが、これから、第3次財政計画が立てられるのでしょうか。平成36年度以降はどういうふうになっていきますか。

それから、課長おっしゃったように、私は心配をしておりましたのが一本算定になる時期と償還払いの額がどういうふうになっていくのか。大変堅実な財政運営というふうを受けとめましたけれども、資産の利活用を含め安易な市債の発行にならないようにというふうにお聞きをいたしました。その資産の利活用ということでは、例えば財政調整基金、そしてまた減債基金、そのようなものも計画の中にはおありでしょうか。どうでしょうか。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、山中俊明君。

○政策企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

香美市は現在多くの公共施設等を持っておりますけれども、今後そういうものの利用について検討していく必要があるだろうということで、資産の利活用ということで説明させていただきました。

あと、一本算定については、平成28年度から順次削減されまして、平成33年度で完全な一本算定ということになります。

償還払いのピークが30年度で、それから徐々に削減していきますので、交付税の削減とあわせて償還払いも減っていくというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 大体のところがわかりましたので、次の質問に移ります。

子育て支援策のメニューについてお聞きをいたします。

本市は定住人口の増加を目指し、議会には定住人口増加促進特別委員会を、また、まちづくり推進課の中に定住班を設け、それぞれに取り組んでいます。市内の至るところで要望が出されます調整区域の見直し等の検討も始まったところでございますけれども、ハード面のみだけでなくソフト面の整備も必要となってまいります。

教育厚生常任委員会では、昨年10月に兵庫県の播磨町に子育て支援策の視察を行いました。その際に、視察内容を取りまとめまして、関連の各課に提案といたしております。その中から次の点をお聞きいたします。

まず、①です。人目を気にせずにおむつがえや授乳のできる赤ちゃんの駅や、イベントの際にも貸し出しのできる移動赤ちゃんの駅事業に着手できないでしょうか。赤ちゃんの駅事業と申しますのは、これは播磨町の町長さんが女性でいらっしゃる議長も女性ということで、子育て支援策が非常にきめ細かいという印象を持ったんですけれども、この赤ちゃんの駅というのもその一つでございまして、乳幼児を連れた保護者の方に授乳ができる場所、これは四方を壁とかパーティションカーテンで仕切ってございまして、それだけの簡単なものですがプライバシーが確保される場所でございます。それから、そこで同時におむつがえもできます。そういう場所を提供するものでございます。

それから、移動赤ちゃんの駅はテントになってございまして、今言った機能を備えて、例えばイベント会場に持っていける移動可能なテント、それから、折り畳み式のおむつ交換台とか授乳用いすも備えられてございまして、移動赤ちゃんの駅として無料で市民に貸し出しをされておるものでございます。

建物を建てるわけではありませんが、パーティションで仕切っただけで利便性があるということで、お母さん方には非常に喜ばれているのではないかと思います。費用もそんなにかかりませんし何より思いやりの感じられる施設でございます。この事業に着手をされるようにとの質問ですが、いかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、丸内一秀君。

○健康介護支援課長（丸内一秀君） おはようございます。大岸議員の赤ちゃんの駅事業に着手をということでございます。

この赤ちゃんの駅につきましては、外出中に授乳やおむつがえなどが気軽に行えるスペースということで、このように呼んでおるようでございます。授乳の場、おむつ交換の場などの提供をしておるということですが、この香美市内にこのような設備が整備されています施設としましては、アンパンマンミュージアムの中にたしか整備されているというふうに思っております。そのほかには、香北町セレネのホテルと健康センターセレネの女性トイレの前にベビーベッドのほうを置いてサービスの的にやっております。それから、香北の保健福祉センターのトイレ前につきましては、ベビーキープ、これは赤ちゃんを足を通して乗せる壁掛式のいすですが、そちらのほうで整備されているところでは、

このような子育て支援施策につきましては、香美市では、健康介護支援課では乳幼児健診や新生児訪問、また、福祉事務所では児童手当等の手当関係、市民保険課では乳幼児医療等の医療関係、そして、子育てセンターにつきましては子育ての相談、また子育て広場の開設というようなことで、それぞれ各課にわたって実施をしてくるところです。

この事業について、どの課の担当ということではありませんが、関係する部署と今後協議をしてみたいというふうに思います。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸真弓君）　　ちょっと答弁が食い違っているのではないかと思いますんですが、私はこの質問を組み立てるに当たりまして市内の子育てサークルのたんぼぼを主催する方にお聞きをいたしました。それから、なかよし保育の子育て支援センターに集うお母さんにも聞き取りを行ったのですが、こういう施設があればどうですかと言うと、あれば使うと思うというふうな答えでして、そんなに必要としていないのかなというふうに当時は思ったんですけれども、後で聞きますと、せんだって八王子プラザで若いお父さん、お母さんが子どもさん連れで来るような、そういう方々を対象にしたイベントをしましたときに、本当に赤ちゃんの駅があればなあというふうにつくづく思ったというふうにおっしゃっておられました。今課長にご説明をいただきました、よく女性用トイレなんかにはベビーベッドを備えまして、おむつ交換のコーナーがあることは私も知っております。しかし、そうではなくて授乳もできる施設ということなんです。人前でお母さんが赤ちゃんに授乳をするというのは、なかなか勇気の要ることをございまして、そうしたときにきちんとこういう形でパーティションで仕切られておるとそれがやりやすい。そして、また、そういうことを理由に一緒に家族連れでイベントに参加できないということがあったりしまして、こういう施設がありましたら、みんなでお出かけもして授乳のときもおむつがえのときも便利だと、そういうふうな子育てが楽しくなるような施設だというふうに思っております。

この赤ちゃんの駅に対しては、私はニーズは非常に高いのではないかと思います。それで、大きな箱物を建てるというわけではありませんので、少しの費用でできますので、こういう事業ができないかということをございます。

いろんな子育て支援策があるのは私も存じておりますけれども、こういう本当にささやかな願い、これがかなえられるような子育て支援ができていけば、定住人口増加にもつながっていくのではないかとこの質問でございます。

この播磨町のほうでも若いお母さん方にアンケートも取りまして、この赤ちゃんの駅事業に結びついたということをございますので、ニーズは高いということをご承知いただきまして、今後どういうふうに取り組んでいかれるのか、関連各課とおっしゃいましたけれども、具体的にどのように協議をしていただけるのかを再度質問いたします。

○議長（西村芳成君）　　健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君）　　赤ちゃんの駅事業への今後の取り組みということになりますが、既存の建物につきましては、やはりスペースとか位置も関係してくると思います。また、この市役所内におきまして、ここ3年ですがスペースがなかったからかもしれませんが、そういうようなお話があったというのは1件あったかないかという状況でございます、授乳の関係ですが。そういう状況もありますので、やはり既存の建物につきましては、あいている部屋の利用とかやはりそういうような形で、現状施設の利用での対応を考えていきたいというふうに思っているところが今の現状です。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 建物ではございませんので、パーティションで仕切っただけです。仮に庁舎の1階のロビーのところに置きまして、そこが邪魔とかいうふうなことになれば移動もできるわけです。現状のままでやっていきたいというふうに今ほとんど答弁が聞こえませんでしたけれどもおっしゃったかに聞こえましたが、ニーズは高いわけですのでそれにどう応えるかという立場でお答えをいただけませんでしょうか。再度質問いたします。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） 既存の建物につきまして先ほど申させていただきました。やはり既存の建物の中となりますとスペースや位置の問題も関係してきます。そして、どれぐらいの利用があるかということも不明なところがありますので、既存の建物の中の空きスペースといたしますか、市役所等につきましては母子相談室もありますので、そちらをわかるような表示なりをする形をとって活用していきたいというふうに思っております。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 母子相談室と言われましたけれども、その相談室があることをご存じの市民はほとんどいらっしゃらないのではないかと思います。表示をされるということですが、市役所のロビーに入りましたときにこういうパーティションで、播磨町に行きましたときにもやわらかい色で置かれておりましたけれども、そこに赤ちゃんのマークか何か入れてますと、ぱっと入って来られたときにお客様が大変ほっとするような感じを受けるんじゃないかと思うんです、そういう効果もございますし。何か課長のご答弁を聞いておりますと、できるだけやらないでおこうというふうな意図が見えますが、そうではなくてやはり前向きの検討を求めるものでございます。このことを申し上げまして、次の質問に移ります。

②です。先ほども申しましたが子育て支援策について、各課に取り組みを提案するに当たりまして香美市内のニーズはどうだろうかというふうに思いまして、若いお母さん方から聞き取りを行いました。その際に市役所の障害者マークを表示しました駐車スペースについてご要望がありました。そのスペースに乳幼児を乗せているときや妊娠中でも、とめられるよう表示してほしいとのことでした。このことを管財課に申しましたら、県に問い合わせをいただきまして早速準備をしていただいております。ありがとうございます。

そこで、質問はそのスペースの拡充というふうにご書いておりますけれども、1つのスペースを広げようということではなくて、拡充というのは妊婦さんとかが気兼ねなく駐車できる場所をふやしていくということでございます。例えば、市役所なら現在2台分が確保されておりますが、これの台数をふやす、また、八王子プラザとか保健福祉センター、香北、物部の両支所には少なくとも必要ではないか、お聞きをいたします。

○議長（西村芳成君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） おはようございます。大岸眞弓議員のあったかふれあいパーキングの拡充をというご質問にお答えいたします。

あったかパーキングとは、障害のある方などで移動に配慮が必要な方が施設を利用する場合、出入り口に近い場所やスロープ等を利用しやすい場所に設けられている駐車場で、あったかパーキング利用証をお持ちの方が利用できる駐車場で、対象となる方は身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高齢、難病などにより移動に配慮が必要な方、妊産婦、けがなどにより一時的に移動に配慮が必要な方が、県が交付した県内に共通するこうしたあったかパーキング利用証をお持ちの方が利用できます。

香美市内では、平成26年1月31日現在、官公庁施設及び民間施設で合わせて39の施設で利用できます。市の管理施設では、香美市役所、香北支所、香美市立地域福祉センター土佐山田など9施設で利用できます。また、改築される香北支所、物部支所においても、あったかパーキングを設置する計画となっています。あわせて市が管理する多くの施設で利用できるよう拡充に努めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 今ご答弁もいただきましたように、市内9施設でそれが利用できるということでした。

私思いましたのは、お母さんに話を聞きまして、例えば身体障害者の駐車スペースといますと、必ず車いすに乗った人の絵がありますよね。そうすると、その方だけなのかというふうに受けとめられてしまう。ご存じの方は、そういう駐車券と言いますかそういう表示できるものを持っている方は別にしまして、とめてはいけないのかというふうに思ってしまう方がいるというふうに感じたのです。それで、ほとんど目立たないんです。1階のロビーのこっちにあります駐車場のところの表示板が非常に目立たないので、それを表示をしていただける準備を今していただいていると思いますけれども。

香北の支所にもあるということですが、これを可能な限りあちこちにふやしていただいて、そういう方が利用できるよう利便性を高めていただきたいと思います。移動に配慮の要る方、今ご答弁されましたけれども、例えばけがをしておって松葉づえをついているとかいう場合はほかから見てもわかりますけれども、妊娠の初期ですとかつらい状況でもなかなか外からは見えにくい、心疾患の方もそうですし精神疾患の方もそうです。そういう方が気兼ねなくとめれるような配慮をとっていただきたいと思います。今後の取り組みの中でその点再度質問をいたします。

○議長（西村芳成君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） 質問にお答えします。

このこうしたあったかパーキング駐車場というのは共通のステッカーがありまして、1階の駐車場にも一応そのステッカーじゃないですがマークというのがあります。ただ、

共通の色、柄とは若干違うので、県が交付しているあったかパーキング駐車場のステッカーを駐車場に張ってわかりやすいようにはしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 私はその際に、拡充をする場合にぜひ屋根つきでと思うのですが、それは難しいですか。それだけお聞きをいたします。

○議長（西村芳成君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） お答えいたします。

今屋根つきの駐車場は、身体障害者用の駐車場と公用車が置いてある駐車場、2通りありまして公用車の置いてある駐車場を、身体障害者用といいますかあったかパーキング駐車場にしたいとは考えております。

よろしく申し上げます。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） それでは、次の質問に移ります。

要援護高齢者の居宅生活を支援するため日常生活用具給付事業があります。その中の緊急通報装置についてお聞きをいたします。

まず、1点目です。①、緊急通報装置の貸与が受けられる高齢者の要件が要綱に定められていると思いますが、どのようになっているのかお聞きをいたします。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、丸内一秀君。

○健康介護支援課長（丸内一秀君） 大岸議員の日常生活用具の緊急通報装置の貸与の条件ということでございますが、実施要綱の別表第1におけます対象者の要件としまして、「緊急時における通信手段の確保が困難で、生命に危険な症状の発生するおそれのある疾病を有する又は視聴覚機能の著しい低下等により緊急事態に対処することが困難な高齢者又は高齢者のみの世帯等。」ということとなっております。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 今課長にご答弁いただきました対象者でございますけれども、私は今例規集を持っておりますが、香美市要援護高齢者等日常生活用具給付等事業実施要綱でございます。

これは平成23年3月31日に告示をされたものですが、それによりますと対象者が今の課長のご答弁と若干違っております。生命の危険のある疾病とか視聴覚に障害のある疾病ということが言われたわけですが、この例規集の中にはそれが記述をされておられません。平成25年の7月に要綱が変えられたんだというふうにお聞きをいたしました。

そこで、次の質問に移りますけれども、どの部分がどういうふうに変ったのか。平成18年に策定をされたものですので、平成23年とそして平成25年の7月に改正されて今そうなったわけですがけれども、それ以外に変った部分があるのか。ここで対象者ですがけれども、こんなふう生命の危険のある疾病、または視聴覚障害のある方とい

うふうに変えられましたその理由についてお聞きをいたします。どの部分がどう変わったのかと、その改正の理由です。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） 改正の理由ですが、これまで2回の改正がっております。

まず最初に、平成23年の今大岸議員さんが持たれている例規集の中にはその改正分が載っておりますと思いますが、その改正につきましては改正分は変わっておりませんが、この事業が平成23年4月からですが、福祉事務所から市長部局に移管されたことによる改正となって、内容的には変わっておりません。

昨年度の平成25年7月からの分の改正につきましては、日常生活用具の給付等の対象者の要件を改めています。緊急通報装置に限らず、日常生活用具の給付については申請によって調査を行い、香美市地域ケア会議において協議の上、給付等の要否を決定しているところですが、この改正前の実施要綱におきましては、給付の対象者が市内に住所を有し、かつ、居住するおおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者または高齢者世帯の者であって、身体上または精神上の障害もしくは認知症であるため日常生活を営むのに支障があるが、やむを得ない理由により介護保険法に規定する施設等を利用することが困難で、居宅で生活をしなければならない者ということで、日常生活用具4種類の生活用具全てに一律に規定がされていたところでした。

独居または高齢者のみの世帯で日常生活を営むのに何らかの支障がある方という定義でございましたが、こういう方につきましては大変大勢おいでますので、なかなか申請をされた場合、地域ケア会議において対象者とすべきかどうか判定が困難なケースが発生をしてくださったところでした。

そこで、給付種類別に対象者をもう少し具体的に定義をいたしまして、電磁調理器及び自動消火器については、心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要という文言を、そして、火災警報器については、寝たきりまたはこれに準ずる状態であると。そして、緊急通報装置の貸与につきましては、先ほど申しました生命に危険な症状の発生するおそれのある疾病を有する、または視聴覚機能の著しい低下等により緊急時に対処することが困難であることを要件として改正をしたところでございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） どこがどういうふうに変ったのかご説明をいただきましたけれども、最初の平成23年の分は福祉事務所から移管されたことによる要綱の改正、そして、平成25年の7月からは大勢いらっしゃるからというふうにおっしゃったのですが、ちょっと目的と、大勢いるのでさび分けて絞っていくというふうなやり方がどうかと思うわけです。この日常生活用具給付等事業実施要綱の目的、第1条にございますけれども、「市内に住所を有し、かつ、居住するおおむね65歳以上の一人暮

らしの高齢者又は高齢者世帯の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障のある者につき、日常生活用具の給付又は貸与をすることにより、引き続き居宅において日常生活ができるよう支援することを目的とする。」とございます。

この日常生活用具の貸与または給付は居宅生活を支えるためのものであるし、その要綱であるわけです。大勢いらっしゃると申されましたけれども、大勢いらっしゃればその方全員が対象ではないのですか。なぜこういうふうに疾病をつけて絞るのか。居宅生活を支えるという意味では私は目的から少し違うのではないかと、要綱が後退しているのではないかとということで質問を行っております。この点、いかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） これまでの判断の要件というところが、日常生活を営むのに何らかの支障があるというちょっと抽象的な表現でもありましたので、今回一定の基準を設けさせていただいて運用を始めているところです。

なお、申請を受けまして調査を行い、地域ケア会議等で状況を検討しておりますが、その中で不都合な場合等も出てきましたら、また改善もしていきたいというふうには思っております。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） また改善を行っていきたいというご答弁をいただきましたので、それに期待をするところでございます。

次の質問に移ります。③ですが、なぜ私がこの質問をするのかと申しましたら、先日在宅の要援護高齢者宅を訪問したときのことです。この方はふだんめったにご自宅におられませんので、きょうもお留守だろうと思ってなお玄関先で声をかけましたら、中からおーい、おーいという呼ぶような声が聞こえてまいりました。それで、台所だった場所ではないかと思うんですけども、そこから声がしましたのでのぞいてみました。そしたら、高齢の比較的大きな体つきの方が、ソファにもたれてコンクリートの土間にぺたっと座り込んで動けなくなってるんです。どうしましたかと聞きましたら、つえをついて行きよって、こけてよう起き上がれなくなって、ようようそのソファのところまで来てソファにもたれたけれども、よう座り直せない、足の力がもうないのです。それで、これは大変と思って私一人ではとても抱え上げれる体重の方ではございませんので、ご近所にちょっと行って見たんですけどご近所もどなたもいらっしゃらなくて、結局いろいろ工夫しまして、腕はききますのでその方にいすの手すりを持っていただいて、1つのコンテナにつかまろうとして一方はいすの手すりコンテナにつかまって起き上がろうとしていたんですけど、そのコンテナがすべってなかなか起き上がれなくて、コンテナのほうに回りこんで自分で支えて、ようやく担ぎ上げました。そして、ソファに座っていただいて、いつからこんなんですか、いつこけたんですかと言ったら、お昼12時ごろということでした。私が行きましたのが午後2時半です。2時間半の間、2

月11日の物すごく寒い日でしたけれども、コンクリートの土間で座って呼ぶけれども聞こえない、助けを求めているというこういう状況です。

この方は市内に住むご親族が頻繁に見に来られておられますし、それから、ヘルパーさんも入っているということですが、午前中に帰られて午後のその時間はあきません。もし私が通りかからなければ、この方は翌日ヘルパーさんなりが来るまでその冷たい土間のところで、もしかして命にかかわる状態だったかもしれないと思って、その方が希望されましたので、ご親族にも電話をして状況をお知らせしました。ただ、ご親族も大変忙しくて、電話がつながったのが翌日の朝のことでした。

こんな場合は多々あると思うんです。社協さんにこのことを伝えて何か方法はないだろうかということで行きましたけれども、そのときに緊急通報装置があるよというふうに教えていただきまして地域包括支援センターのほうで調べていただきますと、この方はこういう状況であるにもかかわらず、さっき課長がおっしゃいました命に危険のある心疾患のある方とか視聴覚障害の方、もろもろ、そのどれにも該当しないので、この要綱では緊急通報装置は貸与はできないとおっしゃったんです。どうしたらいいのでしょうかという、携帯電話を自分で構えるか緊急通報装置も自費であればいけますよというお返事でしたので、大変納得のいかない思いがしました。こういうふうにくくるのはやっぱりよくないと私は思います。要綱の中にある疾病がなくても、誰かの助けが必要な場面というのは必ずあるはずでございます。

皆さんいろんな事情があって在宅生活を送っていらっしゃいます。ご親族の方もどこかの施設へというふうに思っておられるようなんですけれども、やはり在宅で頑張らざるを得ない、こうした高齢者の居宅生活を安定させていくためには、制度要綱の拡充こそ必要であって、縮小するというのは違うのではないかというふうに思うところですが、課長、そのあたりのご認識はいかがでしょう。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） 在宅生活をされている方につきましては、それぞれいろんなご事情、また身体状況等違っている面もあるかと思えます。心身機能の低下等によりましてなかなか在宅では困難という方もおるかと思えますが、やはり制度として安心できる在宅生活のために必要な制度とは思っておりますので、先ほど申しましたように、不都合なところは改善をしていくという方向で今後臨みたいと思えます。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 改善をしていただくということですので、これで終わりますけれども、やはり要綱をこういうふうに変えるときには、ぜひきちんと市内の高齢者の状況もよく把握されて行っていただきたいと思うところです。

最後に、私それとは対照的な事例をご紹介したいと思うのですが、2月28日付の高知新聞に、大豊町で四国で初めて見守り携帯を無料貸与という記事が載りました。これは見守り専用の携帯電話を無料貸与するサービスを始めたということです。町は30台

を導入して合計額が97万円だそうですけれども、お年寄りが家族に見守られて過ごせる環境を提供したいということで利用を呼びかけているということでございます。

聞きましたら、介護保険の訪問介護なんかではご家族という場合はだめとか、同一敷地内にご家族がいるだけでだめとかいうような事例があって、これまでも議会で私質問をしたのですが、この場合は必要な全てのお年寄りが対象なわけです。しかも町が買い取って貸し出しをしておると、無料であるということなんです。

それから、それ以前に独居高齢者、70歳以上を対象に緊急通報ボタンつき携帯電話を無料で貸与していると。現在そのボタンつきの携帯電話は225台が利用されているということで、その上にこの「ミルック」という見守り携帯を貸与することを始めたということでございます。

これが大豊町の場合は、高齢者にとって必要であるということではいろんな条件を設けずに導入をされたわけですけれども、結局、居宅生活を支えるということはその方が施設に行かなくて済む、そのほうが高齢者にとってもいい場合、快適な場合がある。そうやって頑張っていただくことで施設入所者を抑制することができるんです。施設に入りますと、費用も発生しますし介護保険料も値上がってまいります。そういう意味からでも、やはりこういう必要な方には全てやるよと、これから介護保険も制度が改正されて要支援1・2が介護保険から外されようとしております。それであるならば、なおさらこういう制度、必要な方には全てこれからの計画の中で、そういう観点から考えていただきたいと思うものでございます。そのことを申し上げまして、再度これについての認識をお聞きいたします。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） 今後、在宅の高齢者また独居高齢者等増加の傾向にもありますので、できる支援のほうはまた頑張ってやっていきたいというふうに思います。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 検討をされるということでございますので、私が質問に掲げましたこの要綱はせめて改正前に戻すように求めまして、私の全ての質問を終わります。

以上です。

○議長（西村芳成君） 大岸眞弓君の質問が終わりました。

以上で一般質問を終わります。

本日の日程は全て終わりました。本日はこれで散会します。

お諮りします。一般質問が全て終わりましたので、3月6日は休会にしたいと思います。これにご異議はありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、3月6日は休会とすることに

決定しました。

次の本会議は3月7日午前9時に開きます。

(午前10時 8分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 6 年 第 2 回

香美市議会定例会会議録（第 4 号）

平成 2 6 年 3 月 7 日 金曜日

平成26年第2回香美市議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 平成26年2月26日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 3月7日金曜日（会期第10日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

2番	矢野公昭	13番	大岸真弓
3番	山崎真幹	14番	片岡守春
4番	利根健二	15番	竹平豊久
5番	濱田百合子	16番	島岡信彦
6番	山崎晃子	17番	石川彰宏
7番	爲近初男	18番	竹内俊夫
8番	千頭洋一	19番	前田泰祐
9番	織田秀幸	20番	山本芳男
10番	小松紀夫	21番	比与森光俊
11番	依光美代子	22番	西村芳成
12番	山崎龍太郎		

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇慎夫	福祉事務所長	岡本明弘
副市長	明石猛	産業振興課長	佐々木寿幸
総務課長	山崎綾子	林業事務所長	久保和昭
政策企画財政課長	山中俊明	建設課長	宮地和彦
会計管理者兼会計課長	高橋由美	上下水道課長	岡本博章
管財課長	柳本隆司	《香北支所》	
まちづくり推進課長	今田博明	支所長	二宮明男
市民保険課長	山崎泰広	地域振興課長	舟谷益夫
健康介護支援課長	丸内一秀	《物部支所》	
税務課長	野島恵一	支所長	小松清貴
収納課長	前田哲雄	地域振興課長	和田隆
ふれあい交流センター所長	高橋千恵		

【教育委員会部局】

教育長	時久恵子	生涯学習振興課長	田島基宏
教育次長兼教育振興課長	後藤博明	学校給食センター所長	竹内敬

【消防部局】

消 防 長 寺 田 潔

【その他の部局】

監査委員事務局長 横 谷 勝 正 農業委員会事務局長 西 村 博 之

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小 松 美 公 議会事務局書記 山 本 絵 里

議会事務局書記 野 口 恵 子

市長提出議案の題目

- 議案第 4号 平成26年度香美市一般会計予算
- 議案第 5号 平成26年度香美市簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 6号 平成26年度香美市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 7号 平成26年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 8号 平成26年度香美市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 9号 平成26年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
- 議案第 10号 平成26年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算
- 議案第 11号 平成26年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算
- 議案第 12号 平成26年度香美市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 13号 平成26年度香美市水道事業会計予算
- 議案第 14号 平成26年度香美市工業用水道事業会計予算
- 議案第 15号 平成25年度香美市一般会計補正予算（第6号）
- 議案第 16号 平成25年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第 17号 平成25年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 18号 平成25年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算
（第1号）
- 議案第 19号 平成25年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算
（第3号）
- 議案第 20号 平成25年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算
（第3号）
- 議案第 21号 平成25年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 22号 香美市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 23号 香美市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 24号 香美市立保健センター土佐山田の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 25号 香美市立診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 26号 香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 27号 香美市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 28号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第 29号 香美市選挙公報の発行に関する条例の制定について
- 議案第 30号 香美市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について
- 議案第 31号 香美市立カントリーコアの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 32号 市有財産の無償貸付けについて
- 議案第 33号 市道の路線の変更について
- 議案第 34号 香美市香長児童クラブの指定管理者の指定について
- 議案第 35号 香美市くじら児童クラブの指定管理者の指定について
- 議案第 36号 香美市めだか児童クラブの指定管理者の指定について
- 議案第 37号 香美市たけのこ児童クラブの指定管理者の指定について
- 議案第 38号 香美市うぐいす児童クラブの指定管理者の指定について
- 議案第 39号 香美市かたじ児童クラブの指定管理者の指定について
- 議案第 40号 香美市大宮小学校児童クラブの指定管理者の指定について
- 議案第 41号 香美市もんべえクラブの指定管理者の指定について
- 議案第 42号 香美市立高齢者生活福祉センターこづみの指定管理者の指定について
- 議案第 43号 香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定について
- 議案第 44号 奥物部ふれあいプラザの指定管理者の指定について

議員提出議案の題目

なし

議事日程

平成26年第2回香美市議会定例会議事日程

(会期第10日目 日程第4号)

平成26年3月7日(金) 午前9時開議

- 日程第1 議案第 4号 平成26年度香美市一般会計予算
- 日程第2 議案第 5号 平成26年度香美市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第3 議案第 6号 平成26年度香美市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第4 議案第 7号 平成26年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計
予算
- 日程第5 議案第 8号 平成26年度香美市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第6 議案第 9号 平成26年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)予
算
- 日程第7 議案第 10号 平成26年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)予

算

- 日程第8 議案第 11号 平成26年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算
- 日程第9 議案第 12号 平成26年度香美市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第10 議案第 13号 平成26年度香美市水道事業会計予算
- 日程第11 議案第 14号 平成26年度香美市工業用水道事業会計予算
- 日程第12 議案第 15号 平成25年度香美市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第13 議案第 16号 平成25年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第 17号 平成25年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第 18号 平成25年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第 19号 平成25年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第 20号 平成25年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）
- 日程第18 議案第 21号 平成25年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第 22号 香美市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第 23号 香美市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第 24号 香美市立保健センター土佐山田の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第 25号 香美市立診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第 26号 香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第 27号 香美市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第 28号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第26 議案第 29号 香美市選挙公報の発行に関する条例の制定について
- 日程第27 議案第 30号 香美市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について
- 日程第28 議案第 31号 香美市立カントリーコアの設置及び管理に関する条例を廃

止する条例の制定について

- | | | | |
|-------|-----|-----|---------------------------------|
| 日程第29 | 議案第 | 32号 | 市有財産の無償貸付けについて |
| 日程第30 | 議案第 | 33号 | 市道の路線の変更について |
| 日程第31 | 議案第 | 34号 | 香美市香長児童クラブの指定管理者の指定について |
| 日程第32 | 議案第 | 35号 | 香美市くじら児童クラブの指定管理者の指定について |
| 日程第33 | 議案第 | 36号 | 香美市めだか児童クラブの指定管理者の指定について |
| 日程第34 | 議案第 | 37号 | 香美市たけのこ児童クラブの指定管理者の指定について |
| 日程第35 | 議案第 | 38号 | 香美市うぐいす児童クラブの指定管理者の指定について |
| 日程第36 | 議案第 | 39号 | 香美市かたじ児童クラブの指定管理者の指定について |
| 日程第37 | 議案第 | 40号 | 香美市大宮小学校児童クラブの指定管理者の指定について |
| 日程第38 | 議案第 | 41号 | 香美市もんべえクラブの指定管理者の指定について |
| 日程第39 | 議案第 | 42号 | 香美市立高齢者生活福祉センターこづみの指定管理者の指定について |
| 日程第40 | 議案第 | 43号 | 香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定について |
| 日程第41 | 議案第 | 44号 | 奥物部ふれあいプラザの指定管理者の指定について |

会議録署名議員

20番、山本芳男君、2番、矢野公昭君（会期第1日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長（西村芳成君） おはようございます。ただいまの出席議員は21人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

これから議案質疑を行います。

日程第1、議案第4号、平成26年度香美市一般会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第2、議案第5号、平成26年度香美市簡易水道事業特別会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 簡易水道事業特別会計のほうですけれども、9ページの諸収入のところですが、6、市簡易水道移設補償費5,500万円ということで、これは私どもの認識では入りの部分のこの5,500万円がどこから入ってくるかということで、43ページのほうに市簡易水道移設補償費3,200万円が入ってますけれども、残りの部分がちょっと見当たらないんですが、県から入ってくるのかとは思いますが、どこかに記載があってこの金額になると思うんですけれどもそのあたりと、それから、内容とをご説明をお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 上下水道課長、岡本博章君。

○上下水道課長（岡本博章君） お答えします。

5款、1項、1目、6節の市簡易水道移設補償費の5,500万円の内訳につきましては、公共下水道事業に伴う水道の移設補償費が3,200万円、これはさっき議員が言われた金額です。それと、県道改良に伴う移設補償費が2,300万円となっております。

なお、この県道改良に伴う水道移設補償費の2,300万円は、県の歳出予算に計上されており、事業完了後に県から入金されます。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） ちょっと、普通に考えるとどこかにこの残りの2,300万円がこの中に記載されているというふうに私は思うんですけれども、それがそのままということであれば、議案の細部説明書等に記載をしていただくとかということをしていただければと思いますが。

○議長（西村芳成君） 上下水道課長、岡本博章君。

○上下水道課長（岡本博章君） 今後につきましては細部説明書に記載いたします。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 3、議案第 6 号、平成 26 年度香美市公共下水道事業特別会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 4、議案第 7 号、平成 26 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 5、議案第 8 号、平成 26 年度香美市農業集落排水事業特別会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 6、議案第 9 号、平成 26 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 7、議案第 10 号、平成 26 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 8、議案第 11 号、平成 26 年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 9、議案第 12 号、平成 26 年度香美市後期高齢者医療特別会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 10、議案第 13 号、平成 26 年度香美市水道事業会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 11、議案第 14 号、平成 26 年度香美市工業用水道事業会計予算、本案につ

いて質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第12、議案第15号、平成25年度香美市一般会計補正予算（第6号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第13、議案第16号、平成25年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第14、議案第17号、平成25年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第15、議案第18号、平成25年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第16、議案第19号、平成25年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第17、議案第20号、平成25年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第18、議案第21号、平成25年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第19、議案第22号、香美市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第20、議案第23号、香美市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第21、議案第24号、香美市立保健センター土佐山田の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第22、議案第25号、香美市立診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第23、議案第26号、香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） 2番、矢野であります。議案第26号、27号に関連をいたしましてお伺いをいたします。

この条例改正によりまして市営住宅の上下水道、この使用料は公平な額となりますけれども民間の集合住宅、これに入居されている方々の中には、今後も一般住宅の方よりも高い使用料を支払わなければならないとそういう方もおいでになります。民間の集合住宅におきまして、今後個別メーター検針を実施していくという、そのようなお考えはないでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（西村芳成君） 上下水道課長、岡本博章君。

○上下水道課長（岡本博章君） お答えします。

市営住宅のこの改正に伴い、民間集合住宅につきましても現在要綱等の整備を行っており、市営住宅と同様に平成26年4月から実施に向けて準備しております。

○議長（西村芳成君） ほかにありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第24、議案第27号、香美市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第25、議案第28号、消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 何点かお伺いします。

この消費税率の改正に伴う関係は前議会に引き続きましてお尋ねするところでありませんが、私どもの基本的な考え方はここら辺については市が吸収をして、必要なぐらい市民の負担がふえるのであれば、それを指定管理料にでも上乗せするというふうなことが基本的な考え方でありまして。前回は質疑を行った中で、総務課長は便乗値上げにはならないということは1点明言されたというふうに私は記憶しておりますけど。まず、例えて言いましたらこの第1条関係の、新旧対照表ももらってますのでそれで示したらいいと思いますが、住宅自体は家賃が非課税ですので2万6,000円の金額は変わってない、これはよろしいかと思えます。駐車場についてですが現行が1,000円であると、1,000円のうちの本体価格というものは105分の100、消費税分が105分の5、だから、計算しますと1,000円のうち本体価格が952円38銭です。それに、今度8%になるので1.08を掛けますと、正確に言えば1,028円57銭と、それが1,030円になっていると。これはすごい細かい数字ですが便乗にならないのかと、少なくとも1,020円にとどめるのが道理であると、前回の答弁から言えば。そういうことがほかの第2条関係、第3条関係についても伺えるということをもとに答弁を求めます。

それと、もう1点は、これは指定管理しているわけですが、現実問題どれだけの影響があるのか。常々私どもこの第3条関係の香北関係の集会所ですが、高いというイメージは持っていますが、今回は高いというイメージじゃなくて、実際地域コミュニティの関係の集会所等をやっぱり幅広く利用されるということが、建設のたてり等はちょっとわかりませんが、そういう意味合いから言ったときに、この部分についても実際は正確に計算すると1万285円と、1万290円で便乗になっているということが言えると思えます。

8%になったら1.7%分が入ってくるというようなことは前から指摘しておりますけど、その部分にどういう計算根拠をもってこういう料金設定になったかということをもとにまずお示ししたいと思えます。

○議長（西村芳成君） 香北支所地域振興課長、舟谷益夫君。

○香北支所地域振興課長（舟谷益夫君） 例えば太郎丸公会堂ですが、もともと5%の消費税込みで1万円になっております。これを1.05で割り戻すと9,523円になります（後に「消費税抜きのもともとの金額が9,530円」と訂正あり）。ただ、1円単位というのはございませんので9,530円、これに5%を掛けると1万6円。それで、1円以下切り捨てで1万円になっているということで、もとの5%の消費税抜き9,530円に8%を上乗せしますと1万292円となります。それで、1円以下を切り捨てて1万290円ということにしております。

ほかの施設についても同じような考え方で積算しております。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 1つ答弁抜かりは料金改正による影響です。改正しなく

でも今の利用に対してどういうことかと。

それと、消費税そのものは端数が切り捨てなんです。9,523円がどうして9,530円になるかという、これは普通はあり得ないんです。我々も商品を納品したときには、切り捨てんといかんがです実際、基本的には。この基本で9,523円が9,530円にどうして切り上がって、それを積算してということ自体が私はおかしいと思いますが、その見解を再度求めます。その2点。

○議長（西村芳成君） 香北支所地域振興課長、舟谷益夫君。

○香北支所地域振興課長（舟谷益夫君） 済みません。その1万円を割り戻すということではなくて、5%の消費税抜きのもともとの金額が9,530円だったということです。

それと、この消費税アップに伴う影響でございますが、地域の公民館のほうは、この料金については私的な利用とか法人の利用についての料金で、ほとんど影響はございません。

それから、実質的に香美市立地域集会施設の設置及び管理に関する条例の中で第26条ですが、第2項のほうに、「利用料金の額は、別表に定める使用料の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるもの」とされております。

そこで、各施設管理者のほうに消費税の変更に伴って平成26年4月からこのようになりますがというような打診をいたしました。永野コミュニティセンター以外の施設につきましては、今までの料金で据え置く方針だと聞いておりますので、ほとんど影響ないと考えております。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） もともとの金額が9,530円ということで計算して、端数を切り捨てて今まで1万円だったと。それで、今度は1.08を掛けて1万290円になったと。これはわかりました、実際は。それは理解しました。

ただ、私どもが常々言いたいのは、今回ほとんど影響がないというふうなレベルの中で、やはりそれだったら、そこまで詳しくというとおかしいけど上げんといかんのかなと、それでなくても使われてない料金設定の部分で指定管理者の意向もあるということはもちろんわかるのですが、市が吸収できる範疇というもんじゃないかというのが私どもの見解なんです。これは言っても見解が違うと言われたら、またそれで分かれるんですが。現実問題として、やはり8%になることによって市の税収も後でまた連合審査会等でも質疑もしようと思ってるんですけど、地方消費税分が入ってきます。それで、こういうレベルのことは何とか負担増にならないように、市民サービスの観点から負担増にならないような配慮がないのかというがは前回も質疑をしたんです。

それと、もう1点ですが最後に聞きますが、また前も指摘したんですけど、これ第1条から第5条までですか、さまざまな条例の制定が出てますけど、この手法自体も各議案が違うので荒っぽいということを前に言わせてもらったんですけど、やはり同様の手法

ですらっと別の条例が第1条から第5条までで改正をしていくという、この手法はずっと続けるおつもりですか。ほかの自治体なんかは議案がふえてでも別々に審査するような格好にしているということは前は大岸議員のほうからも指摘したと思うんですが、そこから辺はいかがでしょう。その点を聞いて終わります。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） はい。お答えをいたします。

消費税の今度8%の転嫁のことにつきましては、前回12月議会で市として考え方を協議をいたしまして消費税転嫁ということを決めておりますので、その内容が影響額が少ないからといって、そこの部分だけを吸収するという考えはございません。

そしてもう1点ですけれども、議案のことにつきましても同じように12月議会でいただきました。やはりその内容、消費税の改定に伴って改正する場合は、やはり複数の条例の改正をまとめて1つの条例として提案すべきと考えておりまして、同様の手法をとっていきたいと考えております。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第26、議案第29号、香美市選挙公報の発行に関する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第27、議案第30号、香美市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第28、議案第31号、香美市立カントリーコアの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第29、議案第32号、市有財産の無償貸付けについて、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第30、議案第33号、市道の路線の変更について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 3 1、議案第 3 4 号、香美市香長児童クラブの指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 3 2、議案第 3 5 号、香美市くじら児童クラブの指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 3 3、議案第 3 6 号、香美市めだか児童クラブの指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 3 4、議案第 3 7 号、香美市たけのこ児童クラブの指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 3 5、議案第 3 8 号、香美市うぐいす児童クラブの指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 3 6、議案第 3 9 号、香美市かたじ児童クラブの指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 3 7、議案第 4 0 号、香美市大宮小学校児童クラブの指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 3 8、議案第 4 1 号、香美市もんべえクラブの指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 3 9、議案第 4 2 号、香美市立高齢者生活福祉センターこづみの指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

1 5 番、竹平豊久君。

○1 5 番（竹平豊久君） 議案第 4 2 号、香美市高齢者生活福祉センターこづみの指

定管理者の指定について、3点ほどお聞きしたいと思います。

まず、1点目です。この件に関する条例、これを見ても指定管理の指定、これは公募によるとなっておりますが、本件については公募が行われたふしがないということとはなぜかということが1点。

そして、2点目でございますが、今年契約するこの指定管理料、これも予算書を見ますと年間250万円の上乗せとなっております。この250万円の金額の増額した分の根拠、そして、よければこの250万円については、これは本市からの提案か、そのあたりをお聞きしたいと思います。その答えによって3点目をお聞きします。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） 高齢者生活福祉センターこづみの指定管理にかかわりましてご質問いただきました。

まず、1点目ですが条例上公募という形をとっておりますが、その条例の中で公募しない条項がたしかあったかと思えます。これまでの指定管理の継続性等を踏まえまして、また、いかに確保していくかということも考え合わせまして、今回引き続いて、これまででくださっていたところに継続をお願いをいたしました。

なお、2点目の管理料の根拠でございますが、ここ二、三年厳しい経営が続いてきておりました。平成23年度におきましても、高齢者生活福祉センターこづみ全体で見ますと、やはり若干の赤字が出ておるといふぐあいです。それから、平成24年度におきましても、高齢者生活福祉センターこづみ全体で見まして、平成23年度よりも大きく赤字がふえておるといふ状況がございました。その辺も兼ね合わせながら、本年度の前期の収支状況も見ながら、話し合いの上、金額を設定をいたしましたところでございます。それから、市からの提案かどうかということでございますが、双方の話し合いの中で協議をして決定をいたしております。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに。

15番、竹平豊久君。

○15番（竹平豊久君） 3点目、これは私ども地域のこういった施設ということで非常に関心を持っておるところです。この施設は、ただいまの答弁ですと非常に経営的に運営上厳しい状況にあるということですね。そういったことを踏まえましてお聞きするんですが、継続を大前提として市のほうとしてもこれはもう努力をしていただきたいということです。今後の考え方ということになるかと思いますが、今年これは契約は1年ということとなっております。次年度以降の継続に向けた取り組みについてお聞きするわけですが、この1年間そういった状況の中でもろもろの施設運営にかかわる課題点、問題点、こういったものを検証して、そして、それを踏まえた上で次年度につながる対処策を講じて、そして、安定した継続運営を図っていくという、こういった具体的な展望や見通し、これが非常に大事であろうかと思えます。そうでないと、ただ生産性

のない対処策ということになるかと思えます。

特に大事なことは、この利用者を含めたこづみの位置する物部町、こういった地域の方々にとっても非常にこれは不安の払拭につながらないと。いわゆる具体的な対処策を示して継続をしていくということをかちっと市が示さないと、そういった不安の払拭につながらないということになるかと思えますので。要は、今後はこれは政策課題にもなるかと思えますが行政としての安心の担保、ここをかちっと示していく、これが非常に大事であろうかと思えますが、そこの点を再度お聞きしておきます。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） おっしゃられますように、高齢者生活福祉センターこづみの介護事業所としての役割は大変大きいものがあります。物部地区唯一の介護サービスの事業所でもありますし、地域にとってはなくてはならない存在だというふうに思っております。

そんな中で今の状況は大変継続に不安定な状況となっておりますが、平成27年度へ向けて、やはり平成27年度以降継続、安定した運営ができるような形を目指して協議をしていきたいと思っております。

また、地域の方々に安心いただける安定、また継続体制がとれる運営体制を目指していきたいと思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第40、議案第43号、香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により除斥となりますので、退場をいたします。

副議長と交代のため、暫時休憩いたします。

（午前 9時33分 休憩）

（22番、西村芳成君 退場）

（午前 9時33分 再開）

○副議長（比与森光俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○副議長（比与森光俊君） 質疑なし。

西村芳成君の入場を許可します。

議長と交代のため、暫時休憩いたします。

（午前 9時33分 休憩）

（22番、西村芳成君 入場）

（午前 9時34分 再開）

○議長（西村芳成君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第41、議案第44号、奥物部ふれあいプラザの指定管理者の指定についてを議題といたします。

地方税自治法第117条の規定によって、比与森光俊君、爲近初男君の退場を求めます。

（7番、爲近初男君、21番、比与森光俊君 退場）

○議長（西村芳成君） 本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

比与森光俊君、爲近初男君の入場を許可します。

（7番、爲近初男君、21番、比与森光俊君 入場）

○議長（西村芳成君） 以上で日程第1、議案第4号から日程第41、議案第44号までの質疑は全て終わりました。各案件は、お手元にお配りしました議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。

お諮りします。付託しました各案件は3月13日までに審査を終えるように期限をつけることにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、付託の案件は、3月13日までに審査を終えるよう期限をつけることに決定をいたしました。

以上で本日の日程は全て終わりました。

次の本会議は3月14日午後1時30分から開きます。

本日はこれで散会をいたします。

（午前 9時36分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

副 議 長

署名議員

署名議員

平成 2 6 年 第 2 回

香美市議会定例会会議録（第 5 号）

平成 2 6 年 3 月 1 4 日 金曜日

平成26年第2回香美市議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 平成26年2月26日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 3月14日金曜日（会期第17日目） 午後 1時30分宣告

出席の議員

2番	矢野公昭	13番	大岸真弓
3番	山崎真幹	14番	片岡守春
4番	利根健二	15番	竹平豊久
5番	濱田百合子	16番	島岡信彦
6番	山崎晃子	17番	石川彰宏
7番	爲近初男	18番	竹内俊夫
8番	千頭洋一	19番	前田泰祐
9番	織田秀幸	20番	山本芳男
10番	小松紀夫	21番	比与森光俊
11番	依光美代子	22番	西村芳成
12番	山崎龍太郎		

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇慎夫	福祉事務所長	岡本明弘
副市長	明石猛	産業振興課長	佐々木寿幸
総務課長	山崎綾子	林業事務所長	久保和昭
政策企画財政課長	山中俊明	建設課長	宮地和彦
会計管理者兼会計課長	高橋由美	上下水道課長	岡本博章
管財課長	柳本隆司	《香北支所》	
まちづくり推進課長	今田博明	支所長	二宮明男
市民保険課長	山崎泰広	地域振興課長	舟谷益夫
健康介護支援課長	丸内一秀	《物部支所》	
税務課長	野島恵一	支所長	小松清貴
収納課長	前田哲雄	地域振興課長	和田隆
ふれあい交流センター所長	高橋千恵		

【教育委員会部局】

教育長	時久恵子	生涯学習振興課長	田島基宏
教育次長兼教育振興課長	後藤博明	学校給食センター所長	竹内敬

【消防部局】

消 防 長 寺 田 潔

【その他の部局】

監査委員事務局長 横 谷 勝 正 農業委員会事務局長 西 村 博 之

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小 松 美 公 議会事務局書記 山 本 絵 里

議会事務局書記 野 口 恵 子

市長提出議案の題目

- 議案第 4号 平成26年度香美市一般会計予算
- 議案第 5号 平成26年度香美市簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 6号 平成26年度香美市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 7号 平成26年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 8号 平成26年度香美市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 9号 平成26年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
- 議案第 10号 平成26年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算
- 議案第 11号 平成26年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算
- 議案第 12号 平成26年度香美市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 13号 平成26年度香美市水道事業会計予算
- 議案第 14号 平成26年度香美市工業用水道事業会計予算
- 議案第 15号 平成25年度香美市一般会計補正予算（第6号）
- 議案第 16号 平成25年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第 17号 平成25年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 18号 平成25年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算
（第1号）
- 議案第 19号 平成25年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算
（第3号）
- 議案第 20号 平成25年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算
（第3号）
- 議案第 21号 平成25年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 22号 香美市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 23号 香美市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 24号 香美市立保健センター土佐山田の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 25号 香美市立診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 26号 香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 27号 香美市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 28号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第 29号 香美市選挙公報の発行に関する条例の制定について
- 議案第 30号 香美市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について
- 議案第 31号 香美市立カントリーコアの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 32号 市有財産の無償貸付けについて
- 議案第 33号 市道の路線の変更について
- 議案第 34号 香美市香長児童クラブの指定管理者の指定について
- 議案第 35号 香美市くじら児童クラブの指定管理者の指定について
- 議案第 36号 香美市めだか児童クラブの指定管理者の指定について
- 議案第 37号 香美市たけのこ児童クラブの指定管理者の指定について
- 議案第 38号 香美市うぐいす児童クラブの指定管理者の指定について
- 議案第 39号 香美市かたじ児童クラブの指定管理者の指定について
- 議案第 40号 香美市大宮小学校児童クラブの指定管理者の指定について
- 議案第 41号 香美市もんべえクラブの指定管理者の指定について
- 議案第 42号 香美市立高齢者生活福祉センターこづみの指定管理者の指定について
- 議案第 43号 香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定について
- 議案第 44号 奥物部ふれあいプラザの指定管理者の指定について

議員提出議案の題目

- 発議第 1号 香美市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について
- 発議第 2号 香美市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 発議第 3号 香美市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 意見書案第 1号 「子ども・子育て支援制度」をすべての幼い子どもの育ちを支える制度とすることを求める意見書の提出について

議事日程

平成26年第2回香美市議会定例会議事日程

(会期第17日目 日程第5号)

平成26年3月14日(金) 午後1時30分開議

- 日程第1 議案第 4号 平成26年度香美市一般会計予算
- 日程第2 議案第 5号 平成26年度香美市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第3 議案第 6号 平成26年度香美市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第4 議案第 7号 平成26年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算

日程第5	議案第	8号	平成26年度香美市農業集落排水事業特別会計予算
日程第6	議案第	9号	平成26年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
日程第7	議案第	10号	平成26年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算
日程第8	議案第	11号	平成26年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算
日程第9	議案第	12号	平成26年度香美市後期高齢者医療特別会計予算
日程第10	議案第	13号	平成26年度香美市水道事業会計予算
日程第11	議案第	14号	平成26年度香美市工業用水道事業会計予算
日程第12	議案第	15号	平成25年度香美市一般会計補正予算（第6号）
日程第13	議案第	16号	平成25年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第14	議案第	17号	平成25年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第15	議案第	18号	平成25年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第16	議案第	19号	平成25年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）
日程第17	議案第	20号	平成25年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）
日程第18	議案第	21号	平成25年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第19	議案第	22号	香美市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第20	議案第	23号	香美市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第21	議案第	24号	香美市立保健センター土佐山田の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第22	議案第	25号	香美市立診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第23	議案第	26号	香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
日程第24	議案第	27号	香美市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第25	議案第	28号	消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

- 日程第26 議案第 29号 香美市選挙公報の発行に関する条例の制定について
- 日程第27 議案第 30号 香美市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について
- 日程第28 議案第 31号 香美市立カントリーコアの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第29 議案第 32号 市有財産の無償貸付けについて
- 日程第30 議案第 33号 市道の路線の変更について
- 日程第31 議案第 34号 香美市香長児童クラブの指定管理者の指定について
- 日程第32 議案第 35号 香美市くじら児童クラブの指定管理者の指定について
- 日程第33 議案第 36号 香美市めだか児童クラブの指定管理者の指定について
- 日程第34 議案第 37号 香美市たけのこ児童クラブの指定管理者の指定について
- 日程第35 議案第 38号 香美市うぐいす児童クラブの指定管理者の指定について
- 日程第36 議案第 39号 香美市かたじ児童クラブの指定管理者の指定について
- 日程第37 議案第 40号 香美市大宮小学校児童クラブの指定管理者の指定について
- 日程第38 議案第 41号 香美市もんべえクラブの指定管理者の指定について
- 日程第39 議案第 42号 香美市立高齢者生活福祉センターこづみの指定管理者の指定について
- 日程第40 議案第 43号 香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定について
- 日程第41 議案第 44号 奥物部ふれあいプラザの指定管理者の指定について
- 日程第42 発議第 1号 香美市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第43 発議第 2号 香美市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第44 発議第 3号 香美市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第45 意見書案第 1号 「子ども・子育て支援制度」をすべての幼い子どもの育ちを支える制度とすることを求める意見書の提出について
- 日程第46 閉会中の所管事務の調査について
- 日程第47 議員派遣の件

会議録署名議員

20番、山本芳男君、2番、矢野公昭君（会期第1日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午後 1時30分 開議)

○議長（西村芳成君） ただいまの出席議員は21人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入ります前に報告します。

執行部から提出議案の一部訂正の申し出がっておりますので、これを許します。

政策企画財政課長、山中俊明君。

○政策企画財政課長（山中俊明君） 2月26日付で上程しました議案に間違いがありましたので、訂正をお願いいたします。

訂正は、議案第4号、平成26年度香美市一般会計予算でございます。訂正箇所は、9ページ、第2表、債務負担行為の上から4つ目のデジタル地番図作成業務と192ページ、債務負担行為調書（新規分）の上から4つ目のデジタル地番図作成業務でございます。この債務負担行為につきましては、今回予算には計上されておられませんので、削除し訂正をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） お諮りします。ただいま申し出のありました議案第4号の訂正を許可することにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号の訂正を許可することに決定しました。

次に、平成26年1月31日付で議員辞職しました有元和哉君の後任の議会広報部会委員について、山崎眞幹君を推薦しますのでご報告します。

次に、監査委員から例月出納検査報告書及び定期監査の実施報告書が提出されておりますので、その写しをお手元にお配りしてあります。

次に、本日、議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員会の委員長の報告を求めます。議会運営委員会委員長、小松紀夫君。

○議会運営委員会委員長（小松紀夫君） 10番、小松でございます。本日の会議の運営等につきまして、議会運営委員会を開催いたしましたので、協議の結果をご報告申し上げます。

まず、追加議案等につきましては、発議3件、意見書案1件を追加議題とし、委員会付託を省略し、提案説明から採決まで行います。

続いて、6月定例会の会期・日程につきまして、協議の結果、別紙のとおり決定いたしましたので、予定表をお手元に配付しております。

以上、議会運営委員会の報告を終わります

○議長（西村芳成君） 議会運営委員会委員長の報告を終わります。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、議案第4号、平成26年度香美市一般会計予算から日程第39、議案第42号、香美市立高齢者生活福祉センターこづみの指定管理者の指定についてまで、以上39件を一括議題とします。

これから、各常任委員会の委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長、山崎眞幹君。

○総務常任委員会委員長（山崎眞幹君） それでは、今期定例会で総務常任委員会が付託を受けました案件のうち議案第4号、議案第15号、議案第22号、議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第29号、議案第30号、議案第31号、議案第32号について、審査の経過と結果を順次報告いたします。

まず、議案第4号、平成26年度香美市一般会計予算は、既に連合審査会で質疑が終わっており直ちに討論に移りました。討論はなく、採決の結果、議案第4号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第15号、平成25年度香美市一般会計補正予算（第6号）も既に連合審査会で質疑が終わっており直ちに討論に移りました。討論はなく、採決の結果、議案第15号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第22号、香美市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、第1条第5項の勤務成績が極めて良好または特に良好という判断は誰がするのかとの質疑に対し、現在人事評価は行っているが給与に反映させるまでには至っていない。したがって、市長部局においては各課の職員は第一次評価者が担当課長、第二次評価者が副市長となり、管理職については第一次評価者が副市長、第二次評価者が市長となる。教育委員会部局については教育次長、教育長になると考えると答弁。ほかに質疑はなく、討論もなく、採決の結果、議案第22号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第26号、香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定については、補足説明、質疑はなく、討論もなく、採決の結果、議案第26号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第27号、香美市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、補足説明、質疑はなく、討論もなく、採決の結果、議案第27号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第28号、消費税率及び地方消費税率の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、補足説明、質疑はなく、討論もなく、採決の結果、議案第28号は、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第29号、香美市選挙公報の発行に関する条例の制定については、もう少し早目に取り組んで市長選に間に合わせるができなかったのかとの質疑に対し、選挙公報は有権者に役立つと考えるが、発行するには選挙管理委員会で香美市選挙公報の発行に関する規定を設けなければならない。大切なことなので十分に検討を行いたい

とのことから、市長選挙からの施行については見送ったと答弁。ほかに質疑はなく、討論もなく、採決の結果、議案第29号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第30号、香美市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定については、補足説明、質疑はなく、討論もなく、採決の結果、議案第30号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第31号、香美市立カントリーコアの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定については、アスベストが使用されていたと思うが、そのことはお見込み済みかとの質疑に対し、それも含めての解体工事であると答弁。アスベストの件で周辺住民に迷惑がかからないような取り組みはとの質疑に対し、配慮すると答弁。ほかに質疑はなく、討論もなく、採決の結果、議案第31号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第32号、市有財産の無償貸付けについては、この件については、自立に向けてということで昨年は災害による風評被害がありという説明であったが、平成25年度の経営状況や自立の見通しはどうかとの質疑に対し、経営状況を聴取する中で平成25年度は最終的に600万円程度の赤字となるが、JAからの借り入れで赤字を補填し運営すると聞いている。原因については、菌床ブロックの使用者である香北椎茸組合の活用が低調で販売が滞っているという状況がある。今後の見通しについては、組合独自でしばらくの間頑張るとのことであったと答弁。平成26年度に向けての具体的な対応はとの質疑に対し、新たな販売先を開拓することや養生する施設が何棟かあり、従業員もいるので、そこでシイタケを栽培し組合が独自で販売するような形で頑張ってみるとのことであったと答弁。ほかに質疑はなく、討論もなく、採決の結果、議案第32号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 総務常任委員会委員長の報告が終わりました。

次に、教育厚生常任委員会委員長、島岡信彦君。

○教育厚生常任委員会委員長（島岡信彦君） 今期第2回定例会において教育厚生常任委員会が付託を受けた案件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

委員会が付託を受けた案件は、議案第9号、10号、11号、12号、19号、20号、21号、23号、24号、25号、34号、35号、36号、37号、38号、39号、40号、41号、42号、43号であります。43号は別に報告いたします。

議案第9号、平成26年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算について、健康増進事業補助金52万9,000円の内容はとの質疑に、クレアチニンと尿酸値の検査が追加になったものであると答弁。クレアチニンは来年度の新規の事業でなかったかとの質疑に、補助対象が来年度からということで実際には行っていたと答弁。財政安定化支援事業繰入金は4,973万2,000円ということだが、国から入ってくる分の

何割が繰入金として入っているのかとの質疑に、国の算定額の8割が繰入金として入ってきていると答弁。財政調整基金の繰入金について、財政調整基金を取り崩しての厳しい編成となっているが基金の残はどれぐらいになるのかとの質疑に、平成24年度末で4億円余り、平成25年度決算が確定しないとはっきりしないが、2億円弱の残になると見込んでいると答弁。財政安定化支援事業繰入金で10割の要望をしているとのことだが、平成26年度も10割にならなかったということかとの質疑に、予算査定の最後まで説明をしたが、結果として8割ということになったと答弁。平成24年度の国保税の調定額は平成25年度とほぼ同じである。平成24年度決算では基金は取り崩さなくて済んだ。予算編成に当たって過大な見積もりのような感じがするが、取り崩す基金の額が被保険者数が減少しているにもかかわらず昨年度より多いのはなぜかとの質疑に、今年度は冬場になっても給付が伸びていることから給付の伸びを厳しく見込んだ。状況は楽観できないと答弁。給付の伸びの内容はどの質疑に、レセプトを見る限りでは入院が伸びている。近年は先進医療、医療単価が高い医療が多いことも財政を圧迫している原因ではないか。高知県において救急の出動件数が全国的にも上位となっている。本市も同様になっていることも要因の一つではないかと答弁。国保会計では、予防医療が大事になってくると思うが平成26年度予算に反映されているのかとの質疑に、保健指導事業に400万円計上している。また、現在3カ月に1回の医療費通知を毎月出すことにしている。さらにジェネリックの通知と3本立てで行っていこうと考えていると答弁。医療費通知が予防医療につながるというのが理解できにくいかとの質疑に自分の医療費が自覚できるという効果を狙っている。医療費の適正化への取り組みの1つであると答弁。健康センターセレネを生かし健康介護支援課と連携し、予防事業をセレネで推進する等の協議はできないかとの質疑に、健康介護支援課との協議を年一、二回持っているのでその場で協議したいと答弁。平成26年度の特健診の目標は何パーセントかとの質疑に、計画では48%であるが実際はなかなか困難である。前年の45%を目標として努力していきたいと答弁。以上討論なく、採決の結果、全員賛成をもって議案第9号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第10号、平成26年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算について、山田圏域における二次予防モデル委託事業とあるが、どこに委託してどのような事業となるのかとの質疑に、これまで社会福祉協議会にはつらつ教室ということで委託していた。今年度は香北、物部はそのまま社協に委託する。土佐山田分は平成27年度地域支援事業への移行をにらみながら、昼食等も含めた形でモデル的に運営してみようということで、あさひに委託すると答弁。認知症初期相談支援体制づくり事業の具体的な内容はどの質疑に、同仁病院に委託という形で考えている。受診を迷っている市民の方や対応に困っている家族の方に、知識を広め相談できる場をつくっていくということで計画していると答弁。同仁病院に専門の相談コーナーができるということかとの質疑に、病院に相談があった方、また包括で支援があった方を対象にしていきたいと思う

と答弁。認知症初期相談について、民間レベルで地域の中で、それをカバーし合える体制づくりを考えていないかとの質疑に、社会福祉協議会へ委託している認知症よりそい支援事業において早期発見、早期対応のための個別支援を平成25年度から実施していると答弁。保健師の人数は充足しているのかとの質疑に、業務もふえ、なかなか地域に出向くのは困難な状態である。地域包括のほうも認知症対策があるので、保健師の採用をお願いしていると答弁。以上討論なく、採決の結果、全員賛成をもって議案第10号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第11号、平成26年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算についてであります。備品購入費について、自動車を新たに購入するのかという質疑に、来年度からケアマネ1名を増員予定であるため、それに対応し1台購入予定であると答弁。今の人員ではケアプランなど追いつかない状況かの質疑に、地域包括は要支援のケアプランしか作成できないが民間の事業者は介護のプランも行っている。介護のプランが多くなると、事業者から地域包括のほうへ要支援の方が流れてくる。若干ふえてきているので、それに対しての対応であると答弁。以上討論なく、採決の結果、全員賛成をもって議案第11号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第12号、平成26年度香美市後期高齢者医療特別会計予算について、後期高齢者サーバ更新作業委託の内容はとの質疑に、旧機器が利用年限を経過しており、保守がかからない状態であることへの対応であると答弁。以上討論なく、採決の結果、全員賛成をもって議案第12号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第19号、平成25年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）についてであります。質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成をもって議案第19号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第20号、平成25年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）についてであります。介護認定者が予想より増加したとのことだが、当初の予想よりどれだけ増加したのかとの質疑に、平成25年4月に要支援を含めた認定者数は1,897人だが、平成26年1月に1,940人であり43名の増加である。平成24年度1年間の19名の増加からいうと大幅に伸びていると答弁。以上討論なく、採決の結果、全員賛成をもって議案第20号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第21号、平成25年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。諸収入の中で保険料還付金とあるが、どのような状況で発生したのかとの質疑に、広域連合から補填される保険料の還付金であると答弁。以上討論なく、採決の結果、全員賛成をもって議案第21号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第23号、香美市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。質疑、討論もなく、採決の結果、全員賛成をもって議案第23号は、

原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第24号、香美市立保健センター土佐山田の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。質疑、討論もなく、採決の結果、全員賛成をもって議案第24号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第25号、香美市立診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、平成25年度の受診者数はどの質疑に、平成25年4月から8月まで佐岡診療所が1日平均4.5人であり、繁藤診療所が平均1.7人である。平成24年度までは開設日が週に2日であったが平成25年度から週に1日にしており、平均受診者数はふえているが、これまでの週2日に換算すると減っていると答弁。診療所がなくなることに對して地域住民の声はどの質疑に、当初説明に行ったときは身近になくなるのは寂しいとの声があった。そのような中で佐岡については市バスが入るようになっているし、繁藤についても市バスが来るのでお願いして現在の状態になった。また、佐岡には往診もあるので、そちらの対応もあるだろうと思うと答弁。また、市バスの地域公共交通における市営バスの充実ということの意見もありました。以上討論なく、採決の結果、全員賛成をもって議案第25号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第34号、香美市香長児童クラブの指定管理者の指定について、質疑、討論もなく、採決の結果、全員賛成をもって議案第34号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第35号、香美市くじら児童クラブの指定管理者の指定について、質疑、討論もなく、採決の結果、全員賛成をもって議案第35号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第36号、香美市めだか児童クラブの指定管理者の指定について、質疑、討論もなく、採決の結果、全員賛成をもって議案第36号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第37号、香美市たけのこ児童クラブ指定管理者の指定についてであります。たけのこ児童クラブは子どもたちの遊ぶ場所がない。遊ぶ場所について検討しているのかとの質疑に、遊び場の確保について、検討するとなれば専用の施設を建てる方向しかないのではないかと思います。現在、補助金もあるのでできるだけ早く建設したいと答弁。たけのこ児童クラブとくじら児童クラブの話し合いはないのかとの質疑に、くじら児童クラブとめだか児童クラブは、山田小校区であり同じ施設に入っている。たけのこ児童クラブについては、舟入小と山田小の混合となっており、くじら児童クラブとたけのこ児童クラブが一緒になるという話はしたことがない。以上討論なく、採決の結果、全員賛成をもって議案第37号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第38号、香美市うぐいす児童クラブの指定管理者の指定について、質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成をもって議案第38号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

のと決定しました。

次に、議案第39号、香美市かたじ児童クラブの指定管理者の指定について、質疑、討論もなく、採決の結果、全員賛成をもって議案第39号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第40号、香美市大宮小学校児童クラブの指定管理者の指定について、質疑、討論もなく、採決の結果、全員賛成をもって議案第40号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第41号、香美市もんべえクラブの指定管理者の指定について、質疑、討論もなく、採決の結果、全員賛成をもって議案第41号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第42号、香美市高齢者生活福祉センターこづみの指定管理者の指定について、今後の見通しについてはとの質疑に、今の段階では具体的に決まっていらないが、今後安定して継続できるような形に持っていきたいと答弁。以上討論なく、採決の結果、全員賛成をもって議案第42号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で教育厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（西村芳成君） 教育厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

次に、産業建設常任委員会委員長、山崎龍太郎君。

○産業建設常任委員会委員長（山崎龍太郎君） 12番、山崎龍太郎です。今期定例会にて産業建設常任委員会が付託を受けた案件は、議案第5号、6号、7号、8号、13号、14号、16号、17号、18号、33号であります。

3月11日に委員会を開催いたしました審査の経過と結果について報告いたします。

議案第5号、平成26年度香美市簡易水道事業特別会計予算について、GISシステムのメリット及び今後の展開はとの質疑に、導入に至った経過説明を受け、業務に支障を来さないためにも正確な水道台帳整備を図っていく。下水道台帳管理システム等は運用されており活用するが、当面は水道単独のGISを進める。また、現地調査も行うとのこと。ほか質疑なく、討論もなく、採決の結果、議案第5号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第6号、平成26年度香美市公共下水道事業特別会計予算について、防災・安全交付金はとの質疑に、下水道総合地震対策計画策定委託業務、下水道業務継続計画策定委託業務に使われる。家屋事前調査委託料はとの質疑に、工事による家屋への影響のトラブル等防止のため写真などにて状況把握を行う業務である。最近はトラブルはほとんどない。マンホールポンプ維持管理委託料140万円と債務負担行為2年間360万円との整合性はとの質疑に、平成26年度は9基、平成27年度、平成28年度は11基であり価格差が出ている。ほか質疑なく、討論もなく、採決の結果、議案第6号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第7号、平成26年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について、

債務負担行為の終末処理場維持管理委託はとの質疑に、業者としても3年間の仕事確保となり金額的にも低く抑えられるメリットがある。ほか質疑なく、討論もなく、採決の結果、議案第7号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第8号、平成26年度香美市農業集落排水事業特別会計予算について、施設維持管理委託料150万円が昨年より低額だがとの質疑に、積算に基づきこの数字になっているとのこと。ほか質疑なく、討論もなく、採決の結果、議案第8号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第13号、平成26年度香美市水道事業会計予算について、補足説明の後、戸板島から八王子までの送水管の新ルートはとの質疑に、施工性、地下埋設物の状況や工事期間中の交通状況などを考慮して計画しているとのこと。管布設はとの質疑に、基本的に掘削して埋設の方向。給水戸数増加はとの質疑に、平成25年度まではアパートの場合1メートルを1戸としてきたが、平成26年度から入居戸数を計上する。個別メーターへの切りかえとは関係ないとのこと。ほか質疑なく、討論もなく、採決の結果、議案第13号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第14号、平成26年度香美市工業用水道事業会計予算について、格段の質疑なく、討論もなく、採決の結果、議案第14号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第16号、平成25年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、山田堰簡水、県道龍河洞公園線改良事業に伴う支障物件移設工事についてとの質疑に、支障物件は水道管であり入札減等が主な減額理由である。ほか質疑なく、討論もなく、採決の結果、議案第16号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第17号、平成25年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、繰越明許費の開発工事に伴う下水道管渠築造事業の場所はとの質疑に、北本町1丁目、バリュー店舗西とのこと。ほか質疑なく、討論もなく、採決の結果、議案第17号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第18号、平成25年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、受益者分担金の減額はとの質疑に、30件、390万円を見込んでいたが、22件、276万2,500円でとどまった結果。また、下水道使用料減はとの質疑に、接続減少もあるが節水型トイレなどの影響もある。ほか質疑なく、討論もなく、採決の結果、議案第18号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第33号、市道の路線の変更について、この間の維持管理はとの質疑に、旧土佐山田町時代、また県としても手を入れてきた。県道との連携の中で今回重用区間があり、重複を変更したとのこと。ほか質疑なく、討論もなく、採決の結果、議案第33号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で産業建設常任委員会の報告を終わります。

- 議長（西村芳成君） 産業建設常任委員会委員長の報告を終わりました。
これから、常任委員会委員長に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

- 議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論がありますので、まず初めに原案に反対の方の発言を許します。反対の方の討論はありますか。

12番、山崎龍太郎君。

- 12番（山崎龍太郎君） 日本共産党とくらしと福祉を守る会を代表して、議案第28号、消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について反対の立場で討論を行います。

消費税が低所得者ほど負担が重く、逆進性の強い応能負担の原則に反する税制であることは周知のことです。当然のことながら、市政運営にかかわる費用は租税によって賄うことが原則です。ですから、それ以外の税外負担である手数料、使用料はあくまでも限定的、低廉で安価が基本ではないでしょうか。私は市民の暮らし向きの改善が図られていると言えない中、そのまま3%分を使用料などに上乗せする市の姿勢に対し、疑問を最初に呈しておきます。

2点目に、質疑でも明らかにしたように、利用の少ない影響額のほとんど出ない施設使用料などについても、何ら配慮もなく押しなべて3%分を転嫁していく、その点にも地域コミュニティを醸成すべき市として問題があると考えます。若干でも指定管理料として反映させるような手だてもとれます。使用料を上げないことで自治会の施設管理を安定させるのが本来市の取り組むことではないでしょうか。

3点目に、基本は前議会でも申しましたとおり、納税義務のない一般会計に属する部分に対して、また、地方消費税の増収分も考慮しない点には大きな問題があることを述べておきます。

以上を申し上げ反対討論といたします。

- 議長（西村芳成君） 次に、議案第28号の原案に賛成の方の発言を許します。発言はありませんか。

「進行」という声あり

- 議長（西村芳成君） 発言なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、ただいまの議案第28号以外に討論はありませんか。

- 議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第1、議案第4号、平成26年度香美市一般会計予算を採決をいたします。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第4号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2、議案第5号、平成26年度香美市簡易水道事業特別会計予算を採決いたします。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第5号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第6号、平成26年度香美市公共下水道事業特別会計予算を採決いたします。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第6号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第7号、平成26年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第7号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第8号、平成26年度香美市農業集落排水事業特別会計予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第8号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第9号、平成26年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第9号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第10号、平成26年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第10号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第11号、平成26年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第11号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第12号、平成26年度香美市後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第12号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第13号、平成26年度香美市水道事業会計予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第13号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第14号、平成26年度香美市工業用水道事業会計予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第14号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 1 2、議案第 1 5 号、平成 2 5 年度香美市一般会計補正予算（第 6 号）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第 1 5 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 1 3、議案第 1 6 号、平成 2 5 年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第 1 6 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 1 4、議案第 1 7 号、平成 2 5 年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第 1 7 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 1 5、議案第 1 8 号、平成 2 5 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第 1 8 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 1 6、議案第 1 9 号、平成 2 5 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 3 号）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第 1 9 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 1 7、議案第 2 0 号、平成 2 5 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）

補正予算（第3号）を採決します

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第20号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第18、議案第21号、平成25年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第21号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第19、議案第22号、香美市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第22号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第20、議案第23号、香美市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第23号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第21、議案第24号、香美市立保健センター土佐山田の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第24号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第22、議案第25号、香美市立診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第25号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第23、議案第26号、香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第26号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第24、議案第27号、香美市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第27号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第25、議案第28号、消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。起立多数であります。よって、議案第28号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第26、議案第29号、香美市選挙公報の発行に関する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第29号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第27、議案第30号、香美市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定についてを採決します

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定する

ことに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第30号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第28、議案第31号、香美市立カントリーコアの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第31号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第29、議案第32号、市有財産の無償貸付けについてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第32号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第30、議案第33号、市道の路線の変更についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第33号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第31、議案第34号、香美市香長児童クラブの指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第34号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第32、議案第35号、香美市くじら児童クラブの指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よっ

て、議案第 35 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 33、議案第 36 号、香美市めだか児童クラブの指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第 36 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 34、議案第 37 号、香美市たけのこ児童クラブの指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第 37 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 35、議案第 38 号、香美市うぐいす児童クラブの指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第 38 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 36、議案第 39 号、香美市かたじ児童クラブの指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第 39 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 37、議案第 40 号、香美市大宮小学校児童クラブの指定管理者の指定についてを採決します

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第 40 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 38、議案第 41 号、香美市もんべえクラブの指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第 41 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 39、議案第 42 号、香美市立高齢者生活福祉センターこづみの指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第 42 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 40、議案第 43 号、香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定についてを議題とします。

地方自治法第 117 条の規定により、除斥となりますので退場をいたします。

副議長と交代のため暫時休憩いたします。

(午後 2 時 19 分 休憩)

(22 番、西村芳成君 退場)

(午後 2 時 20 分 再開)

○副議長(比与森光俊君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、教育厚生常任委員会委員長の報告を求めます。教育厚生常任委員会委員長、島岡信彦君。

○教育厚生常任委員会委員長(島岡信彦君) 議案第 43 号、香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定についての審査と経過をご報告いたします。

やなせたかしさんが亡くなったことで今後市の対応が変わる部分はあるかとの質疑に、先生の納骨式や高知でのしのぶ会が終わり、一段落してからわかってくるのではないかと思うと答弁。以上討論もなく、採決の結果、全員賛成をもって議案第 43 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○副議長(比与森光俊君) 教育厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

これから、教育厚生常任委員会委員長に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○副議長(比与森光俊君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○副議長(比与森光俊君) これで討論を終わります。

これから、議案第 43 号を採決いたします。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○副議長(比与森光俊君) 全員起立です。よって、議案第43号は、委員長報告のとおり可決されました。

西村芳成君の入場を許可します。

議長と交代のため暫時休憩といたします。

(午後 2時22分 休憩)

(22番、西村芳成君 入場)

(午後 2時22分 再開)

○議長(西村芳成君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第41、議案第44号、奥物部ふれあいプラザの指定管理者の指定についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、比与森光俊君、爲近初男君の退場を求めます。

(7番、爲近初男君、21番、比与森光俊君 退場)

○議長(西村芳成君) これから、総務常任委員会委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長、山崎眞幹君。

○総務常任委員会委員長(山崎眞幹君) それでは、議案第44号、奥物部ふれあいプラザの指定管理者の指定についての審査の経過と結果の報告を行います。

議案第44号、奥物部ふれあいプラザの指定管理者の指定については、補足説明、質疑はなく、討論もなく、採決の結果、議案第44号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長(西村芳成君) 総務常任委員会委員長の報告が終わりました。

これから、総務常任委員会委員長に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(西村芳成君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長(西村芳成君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第44号を採決をいたします。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第44号は、委員長報告のとおり可決されました。

比与森光俊君、爲近初男君の入場を許可します。

(7番、爲近初男君、21番、比与森光俊君 入場)

○議長（西村芳成君） 暫時休憩します。
（午後 2時25分 休憩）
（午後 2時38分 再開）

○議長（西村芳成君） 休憩前に引き続き会議を行います。

お諮りします。日程第42、発議第1号、香美市議会基本条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第45、意見書案第1号、「子ども・子育て支援新制度」をすべての幼い子どもの育ちを支える制度とすることを求める意見書の提出についてまで、4件は追加の案件であります。会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、日程第42、発議第1号から日程第45、意見書案第1号まで、4件の案件は委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから、日程第42、発議第1号、香美市議会基本条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。10番、小松紀夫君。

○10番（小松紀夫君） 10番、小松でございます。

発議第1号、香美市議会基本条例の一部を改正する条例の指定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成26年3月14日提出、香美市議会議長 西村芳成殿、提出者 香美市議会議員 小松紀夫、賛成者 同 大岸眞弓、賛成者 同 山崎眞幹、賛成者 同 竹平豊久、賛成者 同 織田秀幸、賛成者 同 山崎龍太郎、賛成者 同 千頭洋一、賛成者 同 利根健二

提案理由の説明といたしましては、国土利用計画法第8条の改正によりまして、市町村が国土利用計画の市町村計画を策定、また変更する際に議会の議決を必要とする規定が削除され、本年4月1日から施行されることとなります。

この件につきまして、本市議会といたしましては、同法の改正後も引き続き議会の議決事件とするため、本条例第10条、地方自治法第96条第2項の規定に基づく議決事件の中に「香美市国土利用計画に関する事」をつけ加えるよう改正するものでございます。

ご審議をよろしくお願いいたします。

【発議第1号 巻末に掲載】

○議長（西村芳成君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第1号を採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第43、発議第2号、香美市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。10番、小松紀夫君。

○10番（小松紀夫君） 発議第2号、香美市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成26年3月14日提出、香美市議会議長 西村芳成殿、提出者 香美市議会議員 小松紀夫、賛成者 同 大岸眞弓、賛成者 同 山崎眞幹、賛成者 同 竹平豊久、賛成者 同 織田秀幸、賛成者 同 山崎龍太郎、賛成者 同 千頭洋一、賛成者 同 利根健二

提案理由を申し上げます。1点目といたしまして、香美市課等の組織再編に伴う関係条例の整備に関する条例が本年4月1日より施行されることに対応し、常任委員会の所管課名の改正を行うものでございます。

2点目は、委員会の傍聴の取り扱いについて、「すべての会議を原則公開する。」と規定をしています香美市議会基本条例に沿った内容に改正するとともに、香美市議会委員会傍聴規則に委任規定を設けるための改正でございます。

3点目としまして、委員会の記録の閲覧につきましては公開することから、「香美市情報公開条例による。」という条項を削除するものでございます。

ご審議よろしくお願いいたします。

【発議第2号 巻末に掲載】

○議長（西村芳成君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第2号を採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第44、発議第3号、香美市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。10番、小松紀夫君。

○10番（小松紀夫君） 発議第3号、香美市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成26年3月14日提出、香美市議会議長 西村芳成殿、提出者 香美市議会議員 小松紀夫、賛成者 同 大岸眞弓、賛成者 同 山崎眞幹、賛成者 同 竹平豊久、賛成者 同 織田秀幸、賛成者 同 山崎龍太郎、賛成者 同 千頭洋一、賛成者 同 利根健二

提案理由をご説明いたします。1点目は、本会議の会議録は公開をするということにしておりますことから「香美市情報公開条例による。」との条項を削除するものでございます。

2点目は、香美市議会会議規則の一部を改正する規則の条の繰り下げ時に、繰り下げに対応している別表中の条の改正が行われていなかったために改正をするものでございます。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

【発議第3号 巻末に掲載】

○議長（西村芳成君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第3号を採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第45、意見書案第1号、「子ども・子育て支援新制度」をすべての幼い子どもの育ちを支える制度とすることを求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 意見書案第1号、「子ども・子育て支援新制度」をすべて

の幼い子どもの育ちを支える制度とすることを求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成26年3月14日、香美市議会議員 西村芳成殿、提出者 香美市議会議員 濱田百合子、賛成者 同 島岡信彦、賛成者 同 山崎晃子

案文を読み上げて提案といたします。

「子ども・子育て支援新制度」をすべての幼い子どもの育ちを支える制度とすることを求める意見書（案）

2012年8月、社会保障・税一体改革として公布された子ども・子育て関連三法を受けて、子ども・子育て支援新制度（以下、新制度）の施行に向けた議論が進められています。

国は、2015年4月から新制度を施行するとして、制度の実施主体である市町村に対しても施行準備を進めるよう求めています。制度の変更については、子どもの権利保障の観点から十分に配慮した上で検討をすすめることが必要と考えます。

よって、国におかれては、地方自治体の実情を踏まえたうえで、国と地方自治体の責任のもとに保育制度の拡充が図られるよう、新制度実施にあたり以下の事項について強く要望します。

記

1. 新制度の実施主体である自治体及び保育関係者、国民への説明を尽くし、その意見を踏まえた上で国として十分な議論を行うこと。

2. 全ての子どもに平等に保育を保障する観点から、小規模保育事業における保育士定数や安全基準の緩和をせず、公的責任のあり方、認定のしくみ、子どもの保育時間などについても格差を生じさせないこと。

3. 児童福祉法24条1項の保育所における自治体の保育実施責任は現行どおりであることを確認し、保育所の基準や運営費等については後退させないこと。

4. 制度の実施主体である市町村が地域のニーズに基づき、これまでの水準を低下させずに総合的な施策を展開できるよう財源を確保すること。

5. 待機児童対策を先送りせず、保育の実施に責任を持つ市町村が計画的に保育所整備を進められるよう財政措置の拡充などの対策を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年3月14日、衆議院議長 伊吹文明殿、参議院議長 山崎正昭殿、内閣総理大臣 安倍晋三殿、財務大臣 麻生太郎殿、厚生労働大臣 田村憲久殿、文部科学大臣 下村博文殿、内閣府特命担当大臣（少子化対策）森 まさこ殿

高知県香美市議会議員 西村芳成

この意見書は、保育所の保護者の皆さんからの要望を受け、意見書としてまとめ提出したことを申し添えておきます。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

【意見書案第1号 巻末に掲載】

○議長（西村芳成君） 説明が終わりました。

これから本案の質疑を行います。質疑はありませんか。

3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） ちょっと提出者の方にお伺いをしたいと思います。

私自身もちょっと不勉強で、子ども・子育て支援新制度というのがいかなるものかということで、少し勉強でもないのですけれども調べさせていただきました。その中で、この子ども・子育て支援法要綱というものの目的が、「この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とするものとする。」というふうにあります。

そして、もう1つ、子ども・子育て関連3法についてという内閣府・文部科学省・厚生労働省がまとめた論点整理なんですけれども、これは子育てをめぐる現状と課題についてということで全部読むと時間がかかりますので、さまざまな課題に対して、じゃあ、この法律は質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、そして保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、待機児童の解消、地域の保育を支援、地域の子ども・子育て支援の充実とこういう目的を持ってやっているということなので、これを見る限り、これはどう見ても全ての幼い子どもたちを支える制度とするためにやっているというふうに私には思えるんですけれども、あえてこのような打ち出しをして意見を述べることについての思いというか、それをお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 5番、濱田です。先ほどのことにお答えします。

確かに、この子ども・子育て支援新制度を設定するに当たって、先ほど議員がおっしゃったような内容は私どももそのとおりであれば非常に喜ばしいことだと考えております。ただ、この中身は親の就労時間に応じた認定制度の中にはめ込むということも入っております。そうしますと、親が何時間働くかによって、その子の預かる時間が決まるということになります。そうなりますと、それがひとつ保育料にも関係してきますので、その子どもの権利、児童福祉法でうたわれておりますような全ての子どもの育ちを支えるというようなどころにはいかないと思っております。

それと、今のその文章にも書いておりますけれども、3のところの「児童福祉法24条1項の保育所における自治体の保育実施責任」というのは、この自治体の保育所の設置の責任ということは第24条第1項で決められていますけれども、それ以外の保育所以外、例えば認定こども園とか、小規模につきましては2番のところの書いてありますが小規模保育事業なんかにおきましては、国の基準が例えば全て保育士さんじゃな

ければならないとかいうような、そういう基準が緩和されるという内容になっておりまして、そうなりますと、やはり子どもさんをここに預けたいと思っても、そこが定員が一杯だと、保育士さんが全員そろわないような施設のほうに預けざるを得ないという事態も起きてまいります。そうすると親も不安になるということがございまして、やっぱりそういう意味では、どこの保育施設に入っても幼い子どもの育ちを支えるという制度のもとで、やはり安全面も考慮した上できちっとした有資格者の方においていただきたいと、そういう意味も含めまして、これは保護者の不安もありまして、この意見書を上げてもらいたいという要望がありまして提出をさせていただいております。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに。3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） 言ってることは一定わかるような気もするんですけど、そこはちょっと現実離れしているかなという気もします。

子ども・子育て会議というのは、香美市でも最近つくられて国のほうと並行してやっています。その中で議論がされておるわけですけれども、先日の高知新聞の内容を当然濱田議員もごらんになったと思います。確かに1兆1,000億円から7,000億円ということで、若干こう縮小したようには見えますけれども、今までやってきたいろんな施策にプラスしてこの施策が行われるということで、私自身は一定評価するべきだと思うし、それから、今言われたようなことについては、どちらかという国ではなくて各自治体のテーマではないかというふうに私は思っています。そういう点から見ても、これをわざわざ国にこの意見を言うというのは、私自身はどうかと思うんですけども、その点はいかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 先ほど議員がこれは国に上げるよりも各市町村で決めるようなことではないかというようなこともあったかと思っておりますけれども、やはり、子ども・子育て支援新制度というのは、本当に保育の原点にかかわる法律が今まさに国で決められようとしているわけですから、来年度1年かけて2015年から始まるということで、その中には、今まで保育所というのが、市町村の保育実施責任という部分が児童福祉法の第2条の第1項にあるわけですけれども、今度新たに第2条第2項というのも加わるようになりまして、それは保護者と施設が契約をすると、そのことに対して市は責任を持たないというようなことも入っております。そうなりますと、親の経済的な理由なんかによりまして、やはり行ける保育所も決められてしまうという懸念も出てくるかと考えております。

それと、新聞のこともおっしゃっていましたが、その中では、やはり質と量の改善と言いますか今よりも質をよく、そして待機児童を生まないように、保育施設に入れるようにという国の意向は十分わかりますけれども、この中で改善して4,000億円削減になっておりますし、そうなりますと、充実したより実りのある保育内容、保育

士さんの配置にしたり、それから、子ども1人当たりの保育面積にしても、より充実したものが求められにくくなってきているという状況がわかります。だからこそ、国でしっかりとしたその辺を決めていただいて、それで市町村にもその財源保障を、やはり市町村の力もさまざまであります。市町村が全ての幼い子どもの育ちの発達が保障できるためにも、国としてきちっとその辺の法律を決めていっていただかないと、そして財源の保障もしていただかないと、なかなか市町村でも難しい状況になるんじゃないかと思ひまして、やはり地方の声を国に上げたいと考えました。

○議長（西村芳成君） ほかに。3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） 確かに保育士さん、正職が充実していけばそれはそれとして素晴らしいことだと思うのですが、じゃあ、この意見書というのは香美市から出す意見書ですよ。香美市の現状というのは一体どうなのかということを考えたときには、やはり職員を充実させることについてもさまざまなバリアがある、例えば定員管理の問題であるとか、そういうことがあるわけですよ。そういうことを考えると、実際にこの子ども・子育て支援新制度、これを現実的なものと、本当に今の香美市の現状を考えた場合には、例えば行革の定員管理との整合性であるとか、香美市独自の問題点を持って意見書というのは上げるべきではないかと私は思うんですけど、その点についてはどうですか。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 香美市のほうは認定こども園も今ありませんし、子どもたちは100%保育所に入所されている状況だとは思いますが。しかし、先ほどの答えとちょっと重複するかもしれませんが、国がこの新制度を一旦つくってしまうと、もし今後、香美市の子どもたちのゼロ歳、1歳がふえてくると、そして預けるところがないとなったときに、保育ママさんとか保育士の資格がない人でも、少し研修を受けただけで家庭保育はできるようになってくるかもしれません。やはりそのときにもきちっとして、子どもたちの発達が保障できるような資格を持った方にゼロ歳、1歳にはいてもらいたいし、そういう制度をやっぱり今つくっておかないと、一遍間違った方向に行ってしまうと、それをまた新たにというのは大変難しくなると思います。今香美市が実際そういう保育事情じゃないとしても、保育士さんがたとえ充足していたとしても、やはりこれは国としてきちっと制度を本市からつくってほしいという声を上げていくのは、私は当然のことではないかと考えております。

○議長（西村芳成君） ほかに。

○議長（西村芳成君） それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありますか。

討論がありますので、まず、原案に反対の方の討論はありますか。

○議長（西村芳成君） それでは、ありませんので、次に原案に賛成の方の討論を許します。

6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 6番、山崎晃子です。私は意見書案第1号、「子ども・子育て支援新制度」をすべての幼い子どもの育ちを支える制度とすることを求める意見書案に賛成の立場で討論します。

2015年度から子ども・子育て支援新制度が実施されることとなり、現在その新制度の準備が国や自治体で行われています。新制度では対象となる施設がふえ、施設型保育と地域型保育の2つに分類されますが、施設によって基準も別々に設けられるため、子どもたちへの処遇に格差が生じるおそれがあります。

児童福祉法第24条第1項では、市町村に保育所の実施責任があることが明記されていますが、新たにつけ加えられた第2項では保育所以外の施設には市町村の責任が問われません。保育所以外の施設では、個人と施設との間の契約に委ねられることとなります。保育に対する国、自治体の責任を後退させれば、子どもの育ちを国を挙げて支援するという公的保育制度の根幹を揺るがすことにつながるのではないのでしょうか。

新制度では、待機児童対策として地域型保育を積極的に進めようとしています。待機児童の8割がゼロ歳から2歳児となっていますが、その受け皿として小規模保育が位置づけられています。しかし、現行の認可保育所の場合は保育従事者の全員が有資格者であることが義務づけられています。小規模保育事業の認可基準は国家資格を持つ保育士は半数でよいとされています。

厚生労働省の調査では、有資格者の少ない認可外保育施設での乳児の死亡事故が認可保育所より高い率で発生しているという結果も出ており、新制度の設計に保育関係者から心配の声が上げられています。

施設を多様化してふやしても、基準を引き下げ市場原理を優先すれば保育の質と安全性が担保できなくなり、保護者や親の負担だけでなく子どもの育ちに格差と影響が出てきます。法改定は既に行われましたが、今後の協議において国は保護者や自治体の意見、要望に耳を傾け、必要な財政措置を講じるよう求めるものです。

子どもは地域の宝であり、大事な社会資源です。国と自治体の責任のもとで全ての子どもの健やかな育ちが保障されていくようお願い、本意見書案に賛成の討論とします。

○議長（西村芳成君） ほかに討論ありますか。

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第1号を採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。起立少数であります。よって、意見書案第1号は否決されました。

日程第46、閉会中の所管事務の調査についてを議題とします。

議会運営委員会、各常任委員会及び特別委員会から会議規則第112条の規定によっ

て、お手元にお配りしました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。議会運営委員会、各常任委員会及び特別委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会、各常任委員会及び特別委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

日程第４７、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件について、お手元にお配りしましたとおり議員を派遣することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は、お手元にお配りしましたとおり、派遣することに決定しました。

この際お諮りします。ただいま決定しました議員派遣の内容につきましては、諸般の事情により変更が生じる場合には議長に一任をお願いしたいと思えますが、これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。

以上で今期定例会に付された事件は全て議了いたしました。

閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

２月２６日に開会しました平成２６年第２回香美市議会定例会は、本日までの１７日間でありましたが、議員各位の慎重な審査と審議の結果、平成２６年度香美市一般会計予算を初め、提出されました全議案等に対しましてそれぞれ適切な議決がなされました。

一般質問につきましては、最近になく少なく９名の議員の方が質問されましたが、市政全般にわたって真剣な質問が行われました。

本市も合併をして８年を経過し、この３月２３日は合併後初めてとなる市長選挙が投票され、新しい首長が誕生し、これからの香美市政のかじ取りを行ってもらうこととなりますが、どなたが市長になられても、今日まで門脇槇夫市長が合併協定を遵守して旧３町村の均衡がとれた行政を推進し、健全な財政運営に努めてこられた市政を継承し、さらなる市政発展に活力あるまちづくりの推進に努めてもらいたいと思うところであります。

さて、現職の門脇槇夫市長は４月８日で退任をされますが、旧土佐山田町から引き続き合併後も２期８年間市長として重責を担い、長年にわたり市政の発展に尽くされました。この間に念願の庁舎建設やさまざまな事業を推進し、財政の厳しい中においても健全な財政運営に取り組んでこられました。このご労苦とご功績に対しまして、議会を代

表し心から感謝と敬意を表したいと思えます。どうもご苦労さまでございました。

また、明石猛副市長も4月8日付で退任されますが、副市長におかれましても、合併後に収入役として、さらに副市長として長年にわたり門脇市長とともに市政発展に尽くされたご功績はまことに大であります。そのご労苦に対し心から感謝とお礼を申し上げます。どうもご苦労さまでございました。

また、この3月末で退職される二宮明男香北支所長、山崎綾子総務課長、宮地和彦建設課長、高橋千恵ふれあいセンター所長、西村博之農業委員会事務局長、竹内敬学校給食センター所長、以上6名の方々が退職されると伺っていますが、管理職としてそれぞれ長年にわたり市政発展に尽くされたご功績に対して、心から感謝とお礼を申し上げます。どうもご苦労さまでございました。

退任される門脇市長、明石副市長、また退職される二宮香北支所長ほか5名の方々もまだまだお若い年でありますので、第二の人生をそれぞれ計画をされていることと思えます。体には十分留意をされまして、いつまでも元気にご活躍され、市政発展にも市民の立場でも何かとご協力を賜りますように重ねてお願いを申し上げます。どうもご苦労さまでございました。

本日で平成26年第2回香美市議会定例会を閉会しますが、議員各位には議事運営に対しまして格段のご協力を賜り、議会が終了しましたことに感謝とお礼を申し上げまして閉会のご挨拶といたします。どうもありがとうございました。

次に、市長から発言を求められておりますのでこれを許します。市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 平成26年第2回香美市議会定例会の閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

2月26日に開会をいたしました本定例会も、提案をいたしておりました議案に対しまして議員各位の慎重なる審査をいただき、平成26年度一般会計予算等、全ての議案に対しまして適切なるご判断を賜り、ここに可決、成立をいただきましたことに心から感謝を申し上げます。特に、来年度一般会計予算につきましては骨格予算で編成されたものでございますことから、今後新市長就任後におきまして新たな政策を含め、それに対する予算計上がなされるものと思われまふ。よろしくお願ひをいたしたいと思えます。

さて、先ほどは議長から、私を含めまして今年度をもって退職する課長職の職員のご紹介をいただきました。また、ねぎらいのお言葉をいただきまして本当にありがとうございます。私からも議場をおかりまして、今年度をもって退職されます職員の方々一人一人に心からねぎらいの言葉を贈る次第でございます。今日までの職員としての大変なご労苦に感謝と敬意をささげるものでございまして、本当に大変お疲れさまでございました。退職後におかれましては、どうぞ十分に長年の職務の疲れを癒していただきまして、今後ますますのご健勝をお祈りをいたす次第でございます。

それでは、議員各位の今後のご活躍をお祈りし、今期定例会に対しましてお礼のご挨拶、また、閉会のご挨拶にかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（西村芳成君） ありがとうございます。

 これをもって平成26年第2回香美市議会定例会を閉会いたします。

（午後 3時13分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

副 議 長

署名議員

署名議員

平成 2 6 年 第 2 回

香美市議会定例会会議録

卷 末 掲 載 文 書

平成26年第2回香美市議会定例会会期及び会議（審査）の予定表

会期	月日(曜日)	会 議 等	
第1日	2月 26日(水)	本会議	会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告・議長の報告 市長の行政の報告及び議案提案・提案理由の説明まで ただし、諮問第1号及び第2号は本会議方式で採決まで
第2日	27日(木)	休 会	【一般質問通告期限（午前10時）】 議案精査のため
第3日	28日(金)	休 会	〃
第4日	3月 1日(土)	休 会	休日、議案精査のため
第5日	2日(日)	休 会	〃 〃
第6日	3日(月)	休 会	議案精査のため
第7日	4日(火)	本会議	一般質問①（行財政改革推進特別委員会）
第8日	5日(水)	本会議	一般質問②（定住人口増加促進特別委員会）
第9日	6日(木)	本会議	一般質問③（会派代表者会議）
第10日	7日(金)	本会議	議案質疑～委員会付託 連合審査会（議案第4・15号） 総務常任委員会の審査 （議案4・15・22・26・27・28・29・30・31・32・44号）
第11日	8日(土)	休 会	休日、議案精査のため
第12日	9日(日)	休 会	〃 〃
第13日	10日(月)	休 会	教育厚生常任委員会の審査 （議案第9・10・11・12・19・20・21・23・24・25・34・35・36・37・ 38・39・40・41・42・43号）
第14日	11日(火)	休 会	産業建設常任委員会の審査 （議案第5・6・7・8・13・14・16・17・18・33号）
第15日	12日(水)	休 会	議案審査整理のため
第16日	13日(木)	休 会	〃 〃
第17日	14日(金)	本会議	議案採決（付託議案の報告～採決） 追加議案の提案（委員会付託を省略し、提案説明から採決まで）

※ 3月14日(金)の本会議の開議時間は午後1時30分です。
また、その直前に行う議会運営委員会は午後1時からです。

委員会審査結果一覧表

1. 議案関係

事件の番号	件名	所管委員会	審査結果	備考
議案第4号	平成26年度香美市一般会計予算	総務常任委員会	可決	全員賛成
議案第5号	平成26年度香美市簡易水道事業特別会計予算	産業建設常任委員会	可決	全員賛成
議案第6号	平成26年度香美市公共下水道事業特別会計予算	産業建設常任委員会	可決	全員賛成
議案第7号	平成26年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算	産業建設常任委員会	可決	全員賛成
議案第8号	平成26年度香美市農業集落排水事業特別会計予算	産業建設常任委員会	可決	全員賛成
議案第9号	平成26年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算	教育厚生常任委員会	可決	全員賛成
議案第10号	平成26年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算	教育厚生常任委員会	可決	全員賛成
議案第11号	平成26年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算	教育厚生常任委員会	可決	全員賛成
議案第12号	平成26年度香美市後期高齢者医療特別会計予算	教育厚生常任委員会	可決	全員賛成
議案第13号	平成26年度香美市水道事業会計予算	産業建設常任委員会	可決	全員賛成
議案第14号	平成26年度香美市工業用水道事業会計予算	産業建設常任委員会	可決	全員賛成
議案第15号	平成25年度香美市一般会計補正予算（第6号）	総務常任委員会	可決	全員賛成
議案第16号	平成25年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）	産業建設常任委員会	可決	全員賛成
議案第17号	平成25年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	産業建設常任委員会	可決	全員賛成
議案第18号	平成25年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	産業建設常任委員会	可決	全員賛成
議案第19号	平成25年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）	教育厚生常任委員会	可決	全員賛成
議案第20号	平成25年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）	教育厚生常任委員会	可決	全員賛成
議案第21号	平成25年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	教育厚生常任委員会	可決	全員賛成
議案第22号	香美市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	可決	全員賛成
議案第23号	香美市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	可決	全員賛成

議案第24号	香美市立保健センター土佐山田の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	可決	全員賛成
議案第25号	香美市立診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	可決	全員賛成
議案第26号	香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	可決	全員賛成
議案第27号	香美市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	可決	全員賛成
議案第28号	消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	総務常任委員会	可決	賛成多数
議案第29号	香美市選挙公報の発行に関する条例の制定について	総務常任委員会	可決	全員賛成
議案第30号	香美市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について	総務常任委員会	可決	全員賛成
議案第31号	香美市立カントリーコアの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について	総務常任委員会	可決	全員賛成
議案第32号	市有財産の無償貸付けについて	総務常任委員会	可決	全員賛成
議案第33号	市道の路線の変更について	産業建設常任委員会	可決	全員賛成
議案第34号	香美市香長児童クラブの指定管理者の指定について	教育厚生常任委員会	可決	全員賛成
議案第35号	香美市くじら児童クラブの指定管理者の指定について	教育厚生常任委員会	可決	全員賛成
議案第36号	香美市めだか児童クラブの指定管理者の指定について	教育厚生常任委員会	可決	全員賛成
議案第37号	香美市たけのこ児童クラブの指定管理者の指定について	教育厚生常任委員会	可決	全員賛成
議案第38号	香美市うぐいす児童クラブの指定管理者の指定について	教育厚生常任委員会	可決	全員賛成
議案第39号	香美市かたじ児童クラブの指定管理者の指定について	教育厚生常任委員会	可決	全員賛成
議案第40号	香美市大宮小学校児童クラブの指定管理者の指定について	教育厚生常任委員会	可決	全員賛成
議案第41号	香美市もんべえクラブの指定管理者の指定について	教育厚生常任委員会	可決	全員賛成

議案第42号	香美市立高齢者生活福祉センターこづみの指定管理者の指定について	教育厚生常任委員会	可	決	全員賛成
議案第43号	香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定について	教育厚生常任委員会	可	決	全員賛成
議案第44号	奥物部ふれあいプラザの指定管理者の指定について	総務常任委員会	可	決	全員賛成

発議第1号

香美市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成26年3月14日提出

香美市議会議長 西村芳成 殿

提出者	香美市議会議員	小松紀夫
賛成者	〃	大岸眞弓
賛成者	〃	山崎眞幹
賛成者	〃	竹平豊久
賛成者	〃	織田秀幸
賛成者	〃	山崎龍太郎
賛成者	〃	千頭洋一
賛成者	〃	利根健二

香美市議会基本条例の一部を改正する条例

香美市議会基本条例（平成24年香美市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第10条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、同条第2号中「前号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 香美市国土利用計画に関すること

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

提案理由

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第8条の改正により、市町村が国土利用計画（市町村計画）を策定・変更する場合に議会の議決を経なければならないものとする規定が削られ、平成26年4月1日からの施行となります。

同法の改正後も引き続き議会の議決事件とするため、本条例第10条の地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づく議決事件に「香美市国土利用計画に関すること」を付け加えるよう改正するものです。

発議第2号

香美市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成26年3月14日提出

香美市議会議長 西村芳成 殿

提出者	香美市議会議員	小松紀夫
賛成者	〃	大岸眞弓
賛成者	〃	山崎眞幹
賛成者	〃	竹平豊久
賛成者	〃	織田秀幸
賛成者	〃	山崎龍太郎
賛成者	〃	千頭洋一
賛成者	〃	利根健二

香美市議会委員会条例の一部を改正する条例

香美市議会委員会条例（平成18年香美市条例第225号）の一部を次のように改正する。

目次中「第30条―第31条」を「第30条」に、「第32条」を「第31条」に改める。

第2条第2項第1号イ中「政策企画財政課」を「企画財政課」に改め、同号中セをソとし、オからスマまでをカからセまでとし、エの次に次のように加える。

オ 防災対策課の所管に関する事務

第2条第2項第3号中イを削り、ウをイとし、エをウとし、オをエとする。

第19条第1項中「議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる」を「原則これを公開する」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前2項に定めるもののほか、委員会の傍聴について必要な事項は、議長が別に定める。

第31条を削り、第6章中第32条を第31条とする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

提案理由

一点目は、香美市課等の組織編成に伴う関係条例の整備に関する条例（平成25年香美市条例第39号）が平成25年12月20日に公布され、平成26年4月1日から施行されることに伴い、常任委員会の所管課名の改正を行うものです。

二点目は、委員会の傍聴の取扱いについて、「すべての会議を原則公開とする。」と規定している香美市議会基本条例（平成24年香美市条例第30号）に沿った内容に改正するとともに、香美市議会委員会傍聴規則（平成18年香美市議会規則第3号）への委任規定を設けるため改正を行うものです。

三点目は、委員会の記録の閲覧については公開とするため、「香美市情報公開条例（平成18年香美市条例第13号）による。」という条項を削除するものです。

発議第3号

香美市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成26年3月14日提出

香美市議会議長 西村芳成 殿

提出者	香美市議会議員	小松紀夫
賛成者	〃	大岸眞弓
賛成者	〃	山崎眞幹
賛成者	〃	竹平豊久
賛成者	〃	織田秀幸
賛成者	〃	山崎龍太郎
賛成者	〃	千頭洋一
賛成者	〃	利根健二

香美市議会会議規則の一部を改正する規則

香美市議会会議規則（平成18年香美市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第87条を次のように改める。

第87条 削除

別表中「第161条」を「第168条」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

提案理由

一点目は、本会議の会議録は公開することになっているため、「香美市情報公開条例（平成18年香美市条例第13号）による。」という条項を削除するものです。

二点目は、香美市議会会議規則の一部を改正する規則（平成25年香美市議会規則第1号）の「条」の繰り下げ時に、この繰り下げに対応している別表中の「条」の改正が抜かっていたため改正するものです。

意見書案第1号

「子ども・子育て支援新制度」をすべての幼い子どもの育ちを支える制度とすることを求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成26年3月14日提出

香美市議会議長 西村芳成 殿

提出者 香美市議会議員 濱田百合子

賛成者 " 島岡信彦

賛成者 " 山崎晃子

「子ども・子育て支援新制度」をすべての幼い子どもの育ちを支える制度とすることを求める意見書（案）

2012年8月、社会保障・税一体改革として公布された子ども・子育て関連三法を受けて、子ども・子育て支援新制度（以下、新制度）の施行に向けた議論が進められています。

国は、2015年4月から新制度を施行するとして、制度の実施主体である市町村に対しても施行準備を進めるよう求めています。制度の変更については、子どもの権利保障の観点から十分に配慮した上で検討をすすめる事が必要と考えます。

よって、国におかれては、地方自治体の実情を踏まえたうえで、国と地方自治体の責任のもとに保育制度の拡充が図られるよう、新制度実施にあたり以下の事項について強く要望します。

1. 新制度の実施主体である自治体及び保育関係者、国民への説明を尽くし、その意見を踏まえた上で国として十分な議論を行うこと。
2. 全ての子どもに平等に保育を保障する観点から、小規模保育事業における保育士定数や安全基準の緩和をせず、公的責任のあり方、認定のしくみ、子どもの保育時間などについても格差を生じさせないこと。
3. 児童福祉法24条1項の保育所における自治体の保育実施責任は現行どおりであることを確認し、保育所の基準や運営費等については後退させないこと。
4. 制度の実施主体である市町村が地域のニーズに基づき、これまでの水準を低下させずに総合的な施策を展開できるよう財源を確保すること。
5. 待機児童対策を先送りせず、保育の実施に責任を持つ市町村が計画的に保育所整備を進められるよう財政措置の拡充などの対策を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年3月14日

衆議院議長	伊吹文明殿
参議院議長	山崎正昭殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
財務大臣	麻生太郎殿
厚生労働大臣	田村憲久殿
文部科学大臣	下村博文殿
内閣府特命担当大臣(少子化対策)	森まさこ殿

高知県香美市議会議長 西村芳成

平成26年3月香美市議会定例会議決一覧表

1. 議案関係

事件の 番号	件名	議決結果	議決 年月日
議案 第 4 号	平成26年度香美市一般会計予算	可決	26. 3. 14
議案 第 5 号	平成26年度香美市簡易水道事業特別会計予算	可決	26. 3. 14
議案 第 6 号	平成26年度香美市公共下水道事業特別会計予算	可決	26. 3. 14
議案 第 7 号	平成26年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算	可決	26. 3. 14
議案 第 8 号	平成26年度香美市農業集落排水事業特別会計予算	可決	26. 3. 14
議案 第 9 号	平成26年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算	可決	26. 3. 14
議案 第 10 号	平成26年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算	可決	26. 3. 14
議案 第 11 号	平成26年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算	可決	26. 3. 14
議案 第 12 号	平成26年度香美市後期高齢者医療特別会計予算	可決	26. 3. 14
議案 第 13 号	平成26年度香美市水道事業会計予算	可決	26. 3. 14
議案 第 14 号	平成26年度香美市工業用水道事業会計予算	可決	26. 3. 14
議案 第 15 号	平成25年度香美市一般会計補正予算（第6号）	可決	26. 3. 14
議案 第 16 号	平成25年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）	可決	26. 3. 14
議案 第 17 号	平成25年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	可決	26. 3. 14
議案 第 18 号	平成25年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	可決	26. 3. 14
議案 第 19 号	平成25年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）	可決	26. 3. 14
議案 第 20 号	平成25年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）	可決	26. 3. 14
議案 第 21 号	平成25年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	可決	26. 3. 14
議案 第 22 号	香美市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	可決	26. 3. 14

事件の 番号	件名	議決結果	議決 年月日
議案 第 23 号	香美市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定について	可 決	26. 3. 14
議案 第 24 号	香美市立保健センター土佐山田の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可 決	26. 3. 14
議案 第 25 号	香美市立診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可 決	26. 3. 14
議案 第 26 号	香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	可 決	26. 3. 14
議案 第 27 号	香美市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可 決	26. 3. 14
議案 第 28 号	消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	可 決	26. 3. 14
議案 第 29 号	香美市選挙公報の発行に関する条例の制定について	可 決	26. 3. 14
議案 第 30 号	香美市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について	可 決	26. 3. 14
議案 第 31 号	香美市立カントリーコアの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について	可 決	26. 3. 14
議案 第 32 号	市有財産の無償貸付けについて	可 決	26. 3. 14
議案 第 33 号	市道の路線の変更について	可 決	26. 3. 14
議案 第 34 号	香美市香長児童クラブの指定管理者の指定について	可 決	26. 3. 14
議案 第 35 号	香美市くじら児童クラブの指定管理者の指定について	可 決	26. 3. 14
議案 第 36 号	香美市めだか児童クラブの指定管理者の指定について	可 決	26. 3. 14
議案 第 37 号	香美市たけのこ児童クラブの指定管理者の指定について	可 決	26. 3. 14
議案 第 38 号	香美市うぐいす児童クラブの指定管理者の指定について	可 決	26. 3. 14
議案 第 39 号	香美市かたじ児童クラブの指定管理者の指定について	可 決	26. 3. 14
議案 第 40 号	香美市大宮小学校児童クラブの指定管理者の指定について	可 決	26. 3. 14
議案 第 41 号	香美市もんべえクラブの指定管理者の指定について	可 決	26. 3. 14
議案 第 42 号	香美市立高齢者生活福祉センターこづみの指定管理者の指定について	可 決	26. 3. 14

事 件 の 番 号	件 名	議決結果	議 決 年 月 日
議案 第 43 号	香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定について	可 決	26. 3. 14
議案 第 44 号	奥物部ふれあいプラザの指定管理者の指定について	可 決	26. 3. 14
諮問 第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について	適 任	26. 2. 26
諮問 第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦について	適 任	26. 2. 26
発議 第 1 号	香美市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について	可 決	26. 3. 14
発議 第 2 号	香美市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	可 決	26. 3. 14
発議 第 3 号	香美市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	可 決	26. 3. 14
意見書案 第 1 号	「子ども・子育て支援新制度」をすべての幼い子どもの育ちを支える制度とすることを求める意見書の提出について	否 決	26. 3. 14